

人権尊重社会の実現に向けて

平成 27 年度 法務省委託事業 評価結果報告書



平成 28 (2016) 年 4 月
公益財団法人人権教育啓発推進センター
平成 27 年度法務省委託事業評価委員会

目 次

I 総括	3
II 評価を行う際の留意点	5
III 各事業の評価	
1 人権シンポジウムの実施	6
2 ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」の実施	20
3 人権啓発総合推進事業	26
4 人権相談窓口周知広報事業	38
5 人権に関する調査・研究事業	48
6 人権ライブラリー事業	50
7 人権啓発教材の制作	57
8 人権啓発ビデオの制作	70
9 人権啓発指導者養成研修会	74
10 人権に関する国家公務員等研修会	81

平成27年度法務省委託事業評価委員会 委員一覧

委員長	田中宏司	一般社団法人経営倫理実践研究センター理事・首席研究員 東京交通短期大学名誉教授（元学長） 元「ISO/SR国内委員会」委員 元日本規格協会「ISO26000JIS化本委員会」委員
委員	大槻奈巳	聖心女子大学人間関係学科教授 聖心女子大学キャリアセンター長
	大野曜	男女共同参画と災害・復興ネットワーク事務局長 公益財団法人日本女性学習財団 元理事長 全国女性会館協議会 元理事長
	渡邊昭彦	公益社団法人日本広報協会 常務理事

※ 五十音順・敬称略

○ 第1回 事業評価委員会

日時： 2016（平成28）年 2月 4日（木） 14:00～17:00

場所： 人権ライブラリー「多目的スペース」 ※公益財団法人人権教育啓発推進センター併設
（東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F）

○ 第2回事業評価委員会

日時： 2016（平成28）年 2月 23日（火） 14:00～17:00

場所： 人権ライブラリー「多目的スペース」 ※公益財団法人人権教育啓発推進センター併設
（東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F）

● はじめに

公益財団法人人権教育啓発推進センター(以下「人権センター」という。)は、昭和62(1987)年に財団法人地域改善啓発センターとして設立され、その後の名称変更を経て、平成24(2012)年4月に公益法人化している。公益法人化以降も、法務省委託事業をはじめ様々な人権教育・啓発事業を展開し、それまでに培ってきた経験や知識を基に、工夫を重ね続けた4年であったと言えるだろう。

本委員会は、人権センターが、組織として、また職員一人ひとりが、確固たる使命感を持って業務を推進することが社会から求められていることを改めて確認するとともに、我が国における人権教育・啓発の牽引役として、公益性を堅持しつつ、広く国民に信頼される存在であり続けるよう、より一層邁進するとともにさらなる飛躍を期待し、以下の諸点について総括する。

● ナショナルセンターとしての責務

近年、欧州や中東地域では紛争地域から大量の難民が流入しており、受け入れ国では対応にも限りがあるとして、難民の排斥運動が起こるといった深刻な人権・人道上の問題が生じている。

我が国においても、領土問題や歴史認識を発端に、関係国等への誹謗、中傷、反感を煽る言動が目につくなど、憂慮される状況が続いている。特に、外国人に対するヘイトスピーチ(特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動)については、国際的な批判を受けていることもあり、その解消のための取組は、法務省をはじめ、全国の地方公共団体、そして人権センターの責務であると考えらる。

あらゆる分野でグローバル化が進み、物、情報、そして人の交流が活性化するとともに、様々な面で国々が相互に依存する現在、人権に関する国際的動向への配慮は不可欠なものである。

このような状況を踏まえ、国内はもとより、日本で生活する外国人や諸外国に対して、日本の人権関連情報について英語をはじめとする様々な言語に翻訳した上で、ウェブサイト等を活用して発信するなど、周知・広報の手法、手段を拡大していくことを期待する。

● 東日本大震災の真の復興のために

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災から5年が経過した。被災地では現在も復興のための努力が続けられているが、必ずしも順調に進んでいるとは言い難い。

特に、福島第一原子力発電所の事故については、放射能漏れ対策や廃炉に向けた作業に数十年の時間を要するとも言われ、明確な見通しが立っていないのが実情である。

地震や津波で家をなくしたり、立ち入り制限地域に指定され自宅に戻ることのできない人々の避難生活も長期化し、住宅や雇用等の生活面の再建も遅々として進まず、さらには風評被害や避難先で差別的な言動を受けるといった問題もあり、被災された人々の内に秘めた苦しみに思いを馳せつつ、迅速な対応を心掛けるとともに、長期的な観点に立って取り組む必要がある。

また、時間の経過とともに、人々の被災地や被災者に対する関心は低くなりつつあるという実情についても忘れてはならない。

このような状況に鑑み、人権センターでは、平成23(2011)年度以降、被災地を中心に「震災と人権」をテーマに人権シンポジウムを毎年度開催してきた。これは、人権センターに与えられた使命とも言える活動であり、被災された人々、そして復興に向けて取り組みを続ける多くの人々を勇気づけるとともに、国民に人権尊重の重要性を伝えることができていると高く評価する。

今後も引き続き、原発事故にかかる風評被害をはじめとする心ない言動をなくし、被災した人々の心に寄り添うことを念頭に、中・長期的観点での取組を継続すべきであると考えらる。

● 情報の提供・発信、広報の強化

人権センターでは、シンポジウムや研修会、メディアを活用した広報、教材やビデオの制作、調査・研究、人権ライブラリーの運営など、様々な事業を通じて、人権に関する情報発信や啓発活動を続けてきた。

特に、人権啓発教材やビデオに関しては、全国の法務局・地方法務局や地方公共団体に配布していることから、自前で制作することが困難な組織にとっては、有用かつ貴重な素材であり、啓発現場で大いに活用されていると側聞しているところである。

また、人権ライブラリーに関しては、所蔵資料の充実に努め、遠隔地への資料等の貸し出しをはじめ、ウェブサイトやメールマガジン、ニュースレター等による情報提供など幅広い手段を活用していることから、人権センターの情報発信の中核として位置づけられる。

いずれも、中立・公正な立場である人権センターだからこそ実施可能なものであり、その立ち位置を改めて認識しつつ、これまで培ってきた経験や知識を最大限に活用し、社会的要望に応えるべく、単なる知識偏重となるのではなく、生きた実践事例を紹介していくなど、多角的な情報の提供や発信、広報力の強化につなげることが求められている。

● 時代の変化、そして社会的要請への対応

1990年代以降の情報通信技術（ICT）の発展は、人々の生活を一変させ、私たちの生活を豊かなものとしている。しかし一方で、その利便性や匿名性を悪用し、表現の自由などと称し、ヘイトスピーチやいじめ、性犯罪につながるような情報がインターネット上に溢れるといった問題も多く、対策は急務である。

さらに、平成32（2020）年の東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い、世界中の人々の眼が我が国に注がれることとなる。同時に、これは我が国の人権に関する状況にも注目が集まることでもある。

このような状況に鑑み、人権教育・啓発の中核となる要素はしっかりと保持しながら、時代の流れや社会的要請を捉えて、臨機応変に対応していくことが望まれる。

● 最後に

本委員会は、本件事業評価の過程において、人権センターが実施する各人権啓発事業では、これまでに培ってきた経験と知識を最大限に活用し、様々な工夫を重ねていること及び大切な国税を有効かつ適切に活用していることを確認するとともに、その取組とそれらがもたらす好ましい影響を高く評価するものである。

しかし、我が国の全ての地域・国民を対象に、きめ細やかに人権教育・啓発事業を展開するためには、現在の中央委託費による国民一人あたりに掛ける経費は、あまりにも少額であることを危惧するものである。

第二次世界大戦終結後、わずか数十年の間に奇跡の復興を遂げた日本であるからこそ、グローバル化が進む現在、我が国が人権の面でも先進的かつ尊敬に値する国であると評価されるよう、中・長期的な観点での計画を基に、より一層の予算の充実・増額を国に要望する。

平成28（2016）年4月

平成27年度法務省委託事業評価委員会

Ⅱ 評価を行う際の留意点

本委員会では、平成27(2015)年度法務省委託事業(10事業)の実施結果について、以下の観点に基づいて評価した。

- ① 各事業は、委託元である法務省の意向を実現するものであるとともに、経済的かつ効果的・効率的に実施されたか。
- ② 事業の達成状況はどうか。
- ③ 人権センターの公益性にも整合しているか。
- ④ 過去4か年度分の本委員会における指摘事項も踏まえ、それらをどこまで実現・反映できたか。
- ⑤ 今後の事業実施に向け、自己評価、課題等は、適正に把握・整理されているか。

なお、個々の事業の「実施の基本方針」、「実施結果」等については、事務局より直接、具体的に聴取と質疑を重ねる、いわゆる対話的手法によって評価を行った。

事業名	1 人権シンポジウムの実施
事業目的	シンポジウムとマスメディアを組み合わせた啓発活動を行うことにより、効果的な人権啓発活動を実施する。
実施の基本方針	<p>(1) 東日本大震災発生直後、避難所によっては、女性の人権が十分に配慮された環境になかったといわれている。管理者が男性ばかりで女性の意見が反映されない、炊事などを女性にばかり押し付ける、プライバシーが確保されない、暴力の危険にさらされる、トイレが利用しにくいといった問題が起っていた。復興期においても、災害ストレスに起因するDV被害に遭う女性、子育てや介護のしやすい環境が十分に整備されていないことから、社会参加を阻害され、復興から取り残されている女性も少なくない。</p> <p>そこで、今後起こりうる災害に対して、東日本大震災を教訓とし、これら女性の人権に関わる問題にどのように対応していくのかを考えることを目的に、「震災と女性 ～女性の人権に配慮した防災・復興の形とは～」をテーマにシンポジウムを開催する。(北九州会場)</p> <p>(2) 平成 32 (2020) 年の東京オリンピック・パラリンピック開催をきっかけに、障害者スポーツへの注目が高まりつつある。また、平成 25 (2013) 年 4 月から、障害のある人の法定雇用率が引き上げられたことで、企業等における意識も変化している。</p> <p>そこで、障がいの有無にかかわらず全ての人々が安心して暮らし、その持てる能力を最大限に発揮することができる真のユニバーサル社会の実現に向けて、私たちが取り組まなければならない課題について考えることを目的に、「真のユニバーサル社会を目指して ～障害のある人と人権～」をテーマにシンポジウムを開催する。(東京会場)</p> <p>(3) 東日本大震災の発生から5年が経過しようとしている。復興が思うように進まず、今も多くの方が避難生活を余儀なくされている被災地では、ストレスにより精神的に不安定になっている子どもが増えているという。</p> <p>そこで、福島子どもたちは、今、どのような生活を送り、どのような問題を抱えているのかその実情を知ることが目的に、子どもたちの健康を第一に考え、元気な遊びの広場「ペップキッズこおりやま」を開設するなど、積極的に子どもたちの支援に取り組む郡山市において、「子どもの権利に配慮した復興を目指して」をテーマにシンポジウムを開催する。(郡山会場)</p> <p>(4) マスメディアを組み合わせた啓発活動として、各会場のシンポジウムについては事前に新聞等を通じて開催を広報するとともに、法務省人権擁護局が開設する人権相談窓口の周知及び普及を図ることを目的に、人権相談受付窓口等の情報と、人権シンポジウム(東京・郡山の2会場)の採録記事を新聞等に掲載する。さらに、一部の新聞広報については、効果測定も併せて実施する。</p>

<p>実施の 基本方針</p>	<p>(5) 各会場には、国及び全国の地方公共団体が平成 26 (2014) 年度に作成した人権啓発資料及び人権センター制作の震災と人権に関連する啓発パネル等を展示する。</p> <p>(6) 各会場のテーマ及び開催場所・開催時期の決定、パネリストの選定を適切に行う。なお、被災地での開催にあたっては復興の妨げにならないよう諸事情に十分に配慮する。</p>
<p>実施結果</p>	<p>1. 人権シンポジウム開催</p> <p>(1) 北九州会場 日時：平成 27 (2015) 年 9 月 12 日 (土) 13:30~16:30 会場：北九州国際会議場・メインホール (福岡県北九州市) テーマ：「震災と女性 ～女性の権利に配慮した防災・復興の形とは～」 後援：福岡県/北九州市/福岡県市長会/福岡県町村会/西日本新聞社/読売新聞社/朝日新聞社/毎日新聞社/産経新聞社/日本経済新聞社西部支社/有明新報/株式会社時事通信社/一般社団法人共同通信社/NHK北九州放送局/RKB毎日放送/九州朝日放送/福岡放送/TVQ九州放送/テレビ西日本/AIR STATION HIBIKI 株式会社/FM KITAQ/ドリームスエフエム放送株式会社/FM FUKUOKA/クロスエフエム/ラブエフエム国際放送株式会社/東九州コミュニティー放送株式会社 登壇者：コーディネーター 萩原 なつ子 (立教大学大学院 21 世紀社会デザイン研究科 教授) パネリスト 石本 めぐみ (特定非営利活動法人ウィメンズアイ 代表理事) 緑上 浩子 (岩切の女性たちによる防災宣言をつくる会) 山田 耕司 (特定非営利活動法人抱樸 就労・自立支援事業部、ソーシャルビジネス事業部担当常務) コンサート/ライブ 木下 航志 (和製スティーヴィー・ワンダー) 蓮華 (お笑い芸人) 来場者：140 人 (事前申込者数 120 人)</p> <p>(2) 東京会場 日時：平成 27 (2015) 年 12 月 4 日 (金) 18:30~20:30 会場：よみうり大手町ホール (東京都千代田区) テーマ：「真のユニバーサル社会を目指して ～障害のある人と人権～」 後援：東京都/特別区長会/東京都市長会/東京都町村会/朝日新聞社/読売新聞社/毎日新聞社産経新聞社/日本経済新聞社/東京新聞/共同通信社/時事通信社/NHK/フジテレビジョン/テレビ東京/ニッポン放送/TOKYO FM/J-WAVE/interFM 登壇者：進行 横田 洋三 (法務省特別顧問、公益財団法人人権教育啓発推進センター 理事長、元・国連人権促進保護小委員会委員)</p>

実施結果

パネリスト

根木 慎志（一般社団法人日本パラリンピアンズ協会副会長、シドニーパラリンピック男子車椅子バスケットボール日本代表キャプテン）

岡元 眞弓（株式会社きものブレイン副社長・障害者雇用担当）

ドリアン助川（作家、詩の道化師）

コンサート

木下 航志（和製スティーヴィー・ワンダー）

来場者：224人（事前申込者数263人）

(3) 郡山会場

日時：平成28（2016）年1月16日（土） 13:30～16:30

会場：郡山市民文化センター・中ホール（福島県郡山市）

テーマ：「子どもの権利に配慮した復興を目指して」

後援：福島県／郡山市／福島県市長会／福島県町村会／福島民報社／福島民友新聞社／朝日新聞福島総局／読売新聞東京本社福島支局／毎日新聞福島支局／産経新聞福島支局／日本経済新聞社福島支局／共同通信社福島支局／時事通信社福島支局／NHK福島放送局／福島テレビ／テレビユー福島／福島放送／福島中央テレビ／ラジオ福島／ふくしまFM／KOCOラジ

登壇者：コーディネーター

田村 太郎（NPO法人多文化共生センター大阪代表理事、一般財団法人ダイバーシティ研究所代表理事、復興庁復興推進参与（非常勤））

パネリスト

菊池 信太郎（NPO法人郡山ペップ子育てネットワーク理事長、医学博士、医療法人仁寿会菊池医院院長、小児科専門医）

今泉 理絵（福島大学うつくしまふくしま未来支援センターこども・若者支援部門／若者キャリア支援担当 特任助教）

三須 友恵（NPO法人臨床心理オフィスBeサポート理事、臨床心理士）

ライブ

和合 亮一（詩人、国語教師）

谷川 賢作（作／編曲家、ピアニスト）

来場者：550人（事前申込者数536人）

2. マスメディアの活用（事前広報）

本シンポジウムの開催地及びその近隣エリアの人々の来場を促すため、下記各媒体を活用し、広報を実施した。

(1) 北九州会場

① 新聞広告

a. 読売新聞・北九州版

実施日：平成27（2015）年8月9日（日）

内容：半5段／モノクロ

<p>実施結果</p>	<p>部数： 134,726部</p> <p>b. 朝日新聞・北九州版 実施日： 平成27(2015)年8月9日(日) 内容： 半2段/モノクロ 部数： 132,921部</p> <p>c. 毎日新聞・北九州版 実施日： 平成27(2015)年8月8日(土) 内容： 半5段/モノクロ 部数： 159,345部</p> <p>d. 西日本新聞・北九州版 実施日： 平成27(2015)年8月8日(土) 内容： 半2段/モノクロ 部数： 50,418部</p> <p>※ 西日本新聞に一般記事として同シンポジウムが掲載されたことが確認された。</p> <p>② ラジオ広告 実施内容： FM KITAQ 150秒告知を10回実施・放送 実施期間： 平成27(2015)年8月17日(月)、24日(月)、31日(月)、9月7日(月)、11日(金)</p> <p>③ 交通広告(駅貼りポスター広告) a. JR小倉駅 B1サイズ 実施期間： 平成27(2015)年8月24日(月)~30日(日) b. 北九州モノレール全駅(13駅) B1サイズ 実施期間： 平成27(2015)年8月26日(水)~9月1日(火)</p> <p>④ WEB広告 実施内容： インターネット、スマートフォン・バナー及びテキスト広告を実施 実施期間： 平成27(2015)年8月10日(月)~9月12日(土) 表示回数： 6,914,127imps</p> <p>⑤ 広報用チラシの配布 広報用チラシを関係機関等に配布、掲出を依頼。 a. 福岡法務局(1,500部) b. 全国の法務局・地方法務局(490部) ※ 福岡法務局を除く c. 福岡県(1,000部) d. 北九州市(1,400部) e. 福岡県内市町村(590部) ※ 北九州市を除く f. 近隣都道府県(120部) g. 全国の人権啓発企業連絡会(130部) h. 後援団体(360部) ※ 福岡県、北九州市は除く i. シンポジウム実施会場(30部) j. 登壇者(80部) k. その他、全国の地方公共団体などに配布 ※ チラシ印刷部数：10,000部</p> <p>⑥ イベント情報サイトへの広報記事掲載 インターネット上のイベント情報サイトに広報記事を投稿、掲載 ※ 全国イベントガイド、イベスタなど計10サイトに掲載</p>
-------------	---

<p>実施結果</p>	<p>⑦ メールマガジンの配信 本シンポジウムの開催を案内するメールマガジンを計3回配信</p> <p>⑧ 人権ライブラリー・ウェブサイトへの広報記事掲載 人権ライブラリー・ウェブサイトのイベント情報コーナーに広報記事を掲載 ※ 参考： http://www.jinken-library.jp</p> <p>⑨ 人権センター・ウェブサイトへの広報記事掲載 人権センター・ウェブサイトのイベント情報コーナーに広報記事を掲載 ※ 参考： http://www.jinken.or.jp</p> <p>⑩ 各種ボランティア団体等への案内メール配信 震災関係を中心とした各種ボランティア団体等に対して、案内メールを配信。 配信先は約650件。</p> <p>(2) 東京会場</p> <p>① 新聞広告</p> <p>a. 読売新聞・東京本社版(夕刊) 実施日：平成27(2015)年11月20日(金) 内容：半5段モノクロ 部数：1,953,668部</p> <p>b. 読売新聞・東京本社版(夕刊) 実施日：平成27(2015)年11月28日(土) 内容：一面突出しカラー 部数：1,953,668部</p> <p>c. 毎日新聞・東京セット版 実施日：平成27(2015)年11月24日(火) 内容：半5段モノクロ 部数：1,162,422部</p> <p>d. 読売新聞・東京本社版(夕刊)パブリシティ掲載 実施日：平成27(2015)年11月24日(火) 内容：半2段モノクロ相当 部数：1,953,668部</p> <p>e. 毎日新聞・東京本社版(夕刊)パブリシティ掲載 実施日：平成27(2015)年11月28日(土) 内容：半2段モノクロ相当 部数：300,336部</p> <p>② WEB広告</p> <p>a. 読売プレミアム 会員向け募集告知 1回 実施日：平成27(2015)年11月17日(火)～11月26日(木) 内容：約4万人に向け配信</p> <p>b. PRタイムス 一式 実施日：平成27(2015)年11月6日(金) 内容：27サイト掲載</p> <p>c. インターネット・スマートフォン、バナー及びテキスト広告を実施。 実施日：平成27(2015)年11月4日(水)～12月4日(金) 表示回数：15,428,032imps ※首都圏のみ</p> <p>③ 広報用チラシの配布 広報用チラシを関係機関等に配布、掲出を依頼。</p>
-------------	--

実施結果

- a. 東京法務局（800部）
- b. 全国の法務局・地方法務局（1,225部） ※ 東京法務局を除く
- c. 東京都（500部）
- d. 東京都教育委員会（500部）
- e. 東京都内市区の主管部局（1,470部）
- f. 近隣都道府県（75部）
- g. 近隣政令指定都市（100部）
- h. 全国の人権啓発企業連絡会（260部）
- i. 後援団体（450部） ※ 東京都内
- j. 会場（20部）
- k. 登壇者（100部）
- l. その他、全国の地方公共団体などに配布。

※ チラシ印刷部数：10,000部

- ④ イベント情報サイトへの広報記事掲載
インターネット上のイベント情報サイトに広報記事を投稿、掲載。全国イベントガイド、イベスタなど計10サイトに掲載。
- ⑤ メールマガジンの配信
本シンポジウムの開催を案内するメールマガジンを計3回配信。
- ⑥ 人権ライブラリー・ウェブサイトへの広報記事掲載
人権ライブラリー・ウェブサイトのイベント情報コーナーに広報記事を掲載。
※ 参考：<http://www.jinken-library.jp>
- ⑦ 人権センター・ウェブサイトへの広報記事掲載
人権センター・ウェブサイトのイベント情報コーナーに広報記事を掲載。
※ 参考：<http://www.jinken.or.jp>

(3) 郡山会場

- ① 新聞広告
 - a. 福島民報（折込）
実施日：平成27（2015）年12月25日（金）
内容：A4版／両面4色1色
部数：38,150部
 - b. 福島民友（折込）
実施日：平成27（2015）年12月25日（金）
内容：A4版／両面4色1色
部数：29,300部
 - c. 朝日新聞（折込）
実施日：平成27（2015）年12月25日（金）
内容：A4版／両面4色1色
部数：9,450部
 - d. 読売新聞（折込）
実施日：平成27（2015）年12月25日（金）
内容：A4版／両面4色1色
部数：400部
 - e. 毎日新聞（折込）
実施日：平成27（2015）年12月25日（金）
内容：A4版／両面4色1色

実施結果

部数： 5,200 部

f. 日経新聞（折込）

実施日： 平成27（2015）年12月25日（金）

内容： A4版／両面4色1色

部数： 4,200 部

g. 読売新聞（福島県版）

実施日： 平成27（2015）年12月27日（日）

内容： 半5段モノクロ

部数： 56,965 部

h. 福島民報

掲載日： 平成28（2016）年1月10日（日）

内容： 半5段モノクロ

部数： 257,422 部

i. 福島民友

掲載日： 平成28（2016）年1月9日（土）

内容： 半5段モノクロ

部数： 185,922 部

※ 福島民報、福島民友、朝日新聞福島県版に一般記事として同シンポジウムが掲載されたことが確認された。

② ラジオ広報

実施期間： 平成27（2015）年12月15日（火）、25日（金）、平成28（2016）年1月8日（金）、12日（火）、15日（金）

実施回数： KOCOラジ・5分間告知を5回実施・放送

③ 交通広告（駅貼りポスター広告）

実施期間： 平成27（2015）年12月28日（月）～平成28（2016）年1月3日（日）

実施場所： JR郡山駅・B2サイズ

④ WEB 広告

インターネット、スマートフォン・バナー及びテキスト広告を実施。

実施期間： 平成27（2015）年12月22日（火）～平成28（2016）年1月16日（土）

表示回数： 6,706,068 imps ※ 郡山エリア

⑤ 広報用チラシの配布

広報用チラシを関係機関等に配布、掲出を依頼

a. 福島地方法務局（1,000 部）

b. 全国の法務局・地方法務局（980 部） ※ 福島地方法務局を除く

c. 福島県（500 部）

d. 郡山市（1,000 部）

e. 福島県内市町村（1,160 部） ※ 郡山市を除く

f. 近隣都道府県（120 部）

g. 全国の人権啓発企業連絡会（260 部）

h. 後援団体（570 部）

i. シンポジウム実施会場（30 部）

j. 登壇者（80 部）

k. その他、全国の地方公共団体などに配布

※ チラシ印刷部数：10,000 部

実施結果

- ⑥ イベント情報サイトへの広報記事掲載
インターネット上のイベント情報サイトに広報記事を投稿、掲載。全国イベントガイド、イベスタなど計 10 サイトに掲載
- ⑦ メールマガジンの配信
本シンポジウムの開催を案内するメールマガジンを計 2 回配信
- ⑧ 人権ライブラリー・ウェブサイトへの広報記事掲載
人権ライブラリー・ウェブサイトのイベント情報コーナーに広報記事を掲載
※ 参考：<http://www.jinken-library.jp>
- ⑨ 人権センター・ウェブサイトへの広報記事掲載
人権センター・ウェブサイトのイベント情報コーナーに広報記事を掲載
※ 参考：<http://www.jinken.or.jp>
- ⑩ 各種ボランティア団体等への案内メール配信
震災関係を中心とした各種ボランティア団体等に対して、案内メールを配信
配信先は約 650 件

3 マスメディアの活用（実施内容の周知）

直接来場できなかった多くの人々にも啓発の促進を図るため、シンポジウムの実施内容について、以下の各種媒体を活用し実施内容を周知した。

(1) 北九州会場

- ① 動画共有サイト YouTube「人権チャンネル」に撮影動画を掲載
<https://www.youtube.com/jinkenchannel>
 - a. 主催者挨拶～基調報告（78分38秒）
https://youtu.be/M73bP_1ql4M
 - b. パネルディスカッション（25分43秒）
<https://youtu.be/b5F6l2pmkHs>
 - c. コンサート／ライブ：木下航志 LIVE「心の旅」& 蓮華のバルーンパフォーマンスショー（49分59秒）
<https://youtu.be/9nDy6AiZCg>
- ※ 平成 27（2015）年 10 月 20 日（火）掲載

(2) 東京会場

- ① 採録記事＋広報
 - a. 読売新聞・全国版
掲載日：平成 28（2016）年 1 月 10 日（日）
内容：全 15 段カラー
部数：9,561,503 部
 - b. 毎日新聞・東京セット版
掲載日：平成 28（2016）年 1 月 10 日（日）
内容：全 15 段カラー
部数：1,162,422 部
- ② 採録記事抜き刷り（プランケット版／片面 4C）
部数：5,000 部
- ③ WEB
 - a. YOMIURI ONLINE（誘導枠＋採録掲載）

実施結果

URL : <http://www.yomiuri.co.jp>

実施期間 : 平成28(2016)年1月11日(月)~17日(日)

b. 毎日JP(誘導枠+採録掲載)

URL : <http://mainichi.jp/>

実施期間 : 平成28(2016)年1月13日(水)~19日(火)

④ 動画共有サイトYouTube「人権チャンネル」に撮影動画を掲載

<https://www.youtube.com/jinkenchannel>

a. 主催者挨拶~ディスカッション(83分43秒)

<https://youtu.be/7fVHgApIVKk>

b. コンサート : 木下航志(30分27秒)

<https://youtu.be/i28Gu5wQLeE>

※ 平成28(2016)年1月9日(土)掲載

⑤ J-Monitor(インターネット調査)

14問 1,000サンプル

(3) 郡山会場

① 採録記事+広報

a. 読売新聞・全国版

掲載日 : 平成28(2016)年3月5日(土)

内容 : 全15段カラー

部数 : 9,561,503部

b. 福島民報

掲載日 : 平成28(2016)年3月5日(土)

内容 : 全3段モノクロ

部数 : 257,422部

c. 福島民友

掲載日 : 平成28(2016)年3月5日(土)

内容 : 全3段モノクロ

部数 : 185,922部

② WEB

a. YOMIURI ONLINE(誘導枠+採録掲載)

URL : <http://www.yomiuri.co.jp>

掲載期間 : 平成28(2016)年3月5日(土)~約1か月

b. ふくしまニュースリリース(福島民報サイト)(誘導枠+採録掲載)

URL : <http://www.news-r.jp/>

掲載期間 : 平成28(2016)年3月5日(土)~約1か月

c. みんゆうNet(福島民友サイト)(誘導枠+採録掲載)

URL : <http://www.minyu-net.com/>

掲載期間 : 平成28(2016)年3月5日(土)~約1か月

③ 動画共有サイトYouTube「人権チャンネル」に撮影動画を掲載

<https://www.youtube.com/jinkenchannel>

a. 主催者挨拶~基調報告(77分55秒)

https://youtu.be/1avFHLdjh_s

b. パネルディスカッション(27分7秒)

<https://youtu.be/Sf8ZKPmqHhI>

c. ライブ/和合 亮一&谷川 賢作(63分34秒)

<p>実施結果</p>	<p>https://youtu.be/ARhq7CkMOMs?list=PLBCB03E333BBC2FC4 ※ 平成 28 (2016) 年 2 月 26 日 (金) 掲載</p> <p>④ 抜き刷り ブランケット版/片面カラー/5,000 部</p> <p>(4) 効果測定 東京会場及び郡山会場における読売新聞への採録記事掲載について、それぞれ効果測定を行ったところ、以下の結果であった(同時掲載した人権相談窓口等の広告を含む)。</p> <p>① 東京会場 接触率(「確かに見た」+「見たような気がする」) 51.9% 理解度(「理解できた」に対し「あてはまる」+「ややあてはまる」) 70.2%</p> <p>② 郡山会場 接触率(「確かに見た」+「見たような気がする」) 76.3% 理解度(「理解できた」に対し「あてはまる」+「ややあてはまる」) 52.4%</p> <p>4 報告書の作成 制作部数： 250 部 配布先： 法務局・地方法務局、後援団体 他</p>
<p>自己評価</p>	<p>(1) 人権のナショナルセンターとして、当センターがこれまで蓄積してきたノウハウや人的ネットワークを最大限に生かして、一般市民を対象とした意義のある人権シンポジウムを企画・実施することができた。</p> <p>(2) 人権シンポジウムについては、従来(平成 22 (2010) 年度まで)は人権啓発フェスティバルの一環として開催してきたが、平成 23 (2011) 年度からは新たに独立した単体の事業として再構築したことから周知不足が懸念され集客に不安があった。しかし、広報に工夫を重ねた結果、会場ごとのばらつきはあるものの、全体としては一定以上の参加者を得ることができた。さらに本(平成 27)年度は、東京会場は仕事帰りの人の参加を見込み平日夜間の時間帯にシンポジウムを開催するなど、開催日時においても工夫を重ねた。</p> <p>(3) シンポジウムの内容については、各会場でのアンケートの結果、「大変満足」と「まあ満足」で北九州会場が 82.2%、東京会場が 82.7%、郡山会場が 83.5%、と概ね好評であったことから、適切であったと判断できる。</p> <p>(4) 本事業の重要な要素であるコーディネーター及びパネリストについても概ね好評であり、国民(一般市民)を対象とした人権啓発として、人選をはじめ、テーマや内容と合わせ質の向上にも繋がったものと評価している。</p> <p>(5) シンポジウムとともに、コンサートやお笑い芸人を起用したライブパフォーマンスも実施したが、これらについても概ね好評であった。各会場のテーマや内容を考慮した企画内容であり、国民(一般市民)を対象とした人権啓発として、シンポジウムの硬いイメージを払拭するのにも少なからず貢献したものと考えられる。</p> <p>(6) 人権シンポジウム(東京・郡山の 2 会場)は、新聞紙面上における要約(採録)記事の掲載を実施した。東京会場については、平成 28(2016)年 1 月 10 日(日)の読売新聞朝刊・全国版に人権相談窓口、「人権シンポジウム in 郡山」の開催案内等の紹介記事とともに掲載した。</p>

<p>自己評価</p>	<p>また、郡山会場については、平成 28（2016）年 3 月 5 日（土）の読売新聞朝刊・全国版に人権相談窓口等の紹介記事とともに掲載した。新聞社による効果測定では、概ね高い評価を得たことから、人権シンポジウムの啓発効果は当日の来場者のみならず全国に及んだものと評価できる。</p> <p>(7) 人権シンポジウム（北九州・東京・郡山の3会場）の様態を撮影したビデオを、動画共有サイト YouTube 上の「人権チャンネル」に掲載し、一定のアクセスを得たことから、新聞による要約（採録）記事と同様、人権シンポジウムの啓発効果は当日の来場者のみならず全国に波及したと評価できる。</p> <p>(8) 実施結果報告書を作成し、全国の法務局・地方法務局を通じて、関係機関等に配布することは、今後、関係機関等が啓発活動を実施する上での参考資料として活用されるほか、啓発担当者にも大いに参考になると考える。</p> <p>(9) 人権シンポジウム（東京会場）は、「障害のある人と人権」をテーマとした。パネリストの立場が多様であったため、多角的な視点で、障害のある人と人権の問題を議論できたと考える。さらに、障がい者スポーツの普及を目的に「ブラインドサッカー」のユニフォームやボール、試合の映像を展示。また、ブラインドサッカー日本代表選手の紹介等も行い、参加者に対し障害者スポーツを身近に感じてもらふ機会を提供。大きな啓発効果があったと考える。</p> <p>(10) 前（平成 26）年度においても「震災と人権」をテーマにシンポジウムを開催したが、本（平成 27）年度は、北九州会場で「震災と女性」、郡山会場で「震災と子ども」というように、個別の人権課題を据えたため、深まりのある議論になったと考える。</p> <p>(11) 各会場、後援団体として地元の地方公共団体やメディアに広報協力を依頼。その結果、地方公共団体においては、広報兼申込チラシの配布、公共施設での配架等の実施が確認された。メディアにおいては、北九州会場では西日本新聞が、郡山会場では福島民友、福島民報、及び朝日新聞福島県版に一般記事として掲載されたことが確認された。</p> <p>今後も、開催地域の地方公共団体やメディアに後援名義とともに広報協力を依頼することは必須と考える。</p> <p>(12) 現在は、法務局・地方法務局、後援団体等に対し、シンポジウム登壇者の発言をまとめた報告書を作成し配布している。しかし、動画共有サイト YouTube の「人権チャンネル」に掲載している動画でその役割は十分達成されていると考えられる。このことから、報告書の内容については、状況に応じて検討していきたい。</p>
<p>課題等</p>	<p>(1) 実施結果報告書については、予算の制約もあることから、全国の全ての地方公共団体への配布はできていない。電子版での配布やネット上での公開等、配布方法を検討する必要がある（人権ライブラリー・ウェブサイトの「コラム」上に PDF データにて公開）。なお、人権をテーマとしたイベントであるため、登壇者の発言内容によっては、不特定多数の人々が閲覧可能なインターネット上での情報公開には、十分に注意する必要があるということを念頭に置いて情報発信をする必要がある。 ※ 参考： http://www.jinken-library.jp</p> <p>(2) 登壇者への依頼を行った際、登壇候補者によっては謝金が低すぎるといった反応を示す場合も少なくなかった。特に、集客の面で大きな影響があると考えられる著名人を招聘するための謝金の予算に制限があり、一般的な謝金と比較して大きく乖離しており、より多くの国民にこのシンポジウム会場に足を運んでもらう</p>

<p>課題等</p>	<p>ことへの大きな障害となっている。国の事業における謝金に上限があるのは重々承知の上ではあるが、予算執行にあたっての柔軟な対応が可能となるような工夫が必要であると考えられる。</p> <p>(3) 近年、国内外を問わず、不特定多数の一般市民を対象とした無差別殺傷事件やテロ行為などの事件が発生している。人権シンポジウム（東京会場・郡山会場）では、昨（平成26）年度と同様に、委託元と協議の上、会場内警備及び持物検査要員の手配、IDカード等による控室への出入りチェック等を実施したが、過剰な対応とならないよう配慮が必要である。</p>
<p>委員会 評価</p>	<p>(1) 評価</p> <p>① シンポジウムの会場におけるテーマに即したパネルや資料等の展示は、啓発効果が大きく、良い試みである。</p> <p>障がいのあるアスリートを採用し、積極的に支援を行っている某企業では、その選手たちを紹介するパネルやユニフォーム等を社内玄関に展示し、従業員の障がい者に対する意識改革にも大きく役立っている例がある。</p> <p>人権センターが運営するセミナー等においても、人権やCSR等に関するパンフレットやDVD等資料の無料配布を行うと好評で、多くの来場者が手に取っていることなどからも、広く国民への人権啓発効果が期待できる。</p> <p>② 人権シンポジウムの模様をビデオ撮影した動画を、YouTube「人権チャンネル」に掲載・公開しているのは、来場できなかった人々に内容を知ってもらうためにも効果的な取組である。</p> <p>しかし、現状は、撮影したものをそのまま（全編）掲載することを基本としているため、再生時間が長すぎるのが難点となっている。</p> <p>時間があまりにも長すぎるため、ほとんどの人は最後まで視聴せずに、途中で再生をやめてしまうと考えられることから、工夫が必要。</p> <p>③ 全シンポジウム終了後、報告書を作成し、印刷、配布していることは、地方公共団体や法務局・地方法務局等における同様のイベント企画・運営等の参考にもなり、効果的な取組である。</p> <p>(2) 提言</p> <p>① 人権シンポジウムを全国3つの会場で実施していることから、可能であれば、全会場共通のメインテーマを設定してはどうか。</p> <p>※ ここ数年（平成23（2011）年度以降）は、「震災と人権」をテーマに2会場、それ以外の人権課題をテーマに1会場の計3会場で開催している。</p> <p>② 複数年度に渡る中・長期的な観点で、実施地域・会場の設定を計画的に行うべきである。</p> <p>その上で、本事業の企画・運営に関するチェックリストを作成し、実施後に検証を行い、不足している点や問題点などの要素については、翌年度改善するといったことを繰り返すことで内容の充実につながるのではないかと。</p> <p>※ 資料やビデオの制作の面においても同様。</p> <p>③ 人権シンポジウムのメインテーマ及びサブテーマを、国民（一般市民）にとって、より興味・関心を誘うものに工夫した方が良いと思われる。漠然としたテーマではなく、焦点を絞り込み、わかりやすいものにすることで、より多くの集客につなげることもできると考えられる。</p> <p>また、イベントの広報を行う際、チラシのデザインやレイアウト、キャッチ</p>

委員会
評価

コピー等を変えただけで、来場者数が倍になったという他団体主催事業の話聞いたことがある。

集客のための事前広報にあたり、チラシやポスターなどの広報媒体そのもの（コピー、デザイン等ビジュアル、色合い、文章等）についての国民（一般市民）の評価（わかりやすい、参加したいと思う等）に関しても、集計・分析できるようアンケート項目等を工夫することで、より効果的な広報に関するヒントを得られるのではないかと。

④ 本（平成 27）年度の人権シンポジウムの来場者数を見ると、郡山会場で非常に多くの来場者数であったことから、その要因について分析・評価し、今後の来場者増に向けた資料としてはどうか。

⑤ 人権シンポジウムの会場ロビー等で実施する、パネル等の展示や啓発資料（パンフレット、DVD 等）の無料配布は、啓発効果が高いと考えられるため、今後も積極的に実施、拡大していくべきである。

⑥ 会場ごとに来場者アンケートの集計・分析を行い、年齢層や性別、地域などの属性ごとに、効果的であると考えられる広報媒体を検討してはどうか。

来場者アンケートでの実施が難しいということであれば、事前申込時に接触した広報媒体に関する情報を把握できるような項目を追加し、集計・分析を行い、広報媒体の選択に生かすようにしても良いのではないかと。

そのために、現状、A4・1 枚で表面のみに質問項目を記載しているアンケートを、裏面も使用し、質問項目を増やし、分析ができるようにしても良いのではないかと。（一方で、アンケートの質問項目の数が多かたり、回答する側の手間が掛かたりするものだと、回収率が下がる可能性も考えられる。）

また、アンケートの自由記入欄への回答を促すために、「お気付きの点がございましたら…」という表現よりも、「自由にご意見をお書きください。」といった表現の方が、自分の言いたいことが書きやすいのではないかと。このように、表現を少し変えるだけでも、今後の企画・運営に役立つ意見が出やすいと思われる。

⑦ YouTube「人権チャンネル」における人権シンポジウムの撮影動画を、多くの人々に最後まで視聴してもらうための工夫として、ポイントを簡潔にまとめて数分間（可能であれば 3～5 分程度）に編集したダイジェスト版も作成し、フルバージョン（全編収録）とともに掲載・公開してはどうか。再生時間は、長くても、せいぜい 10～15 分程度に納めた方が良いと思われる。

これまでに掲載した動画を、新たに実施するシンポジウムの集客につなげたいとの意向があるのであれば、尚更ダイジェスト版が必要であると考えられる。

⑧ 全シンポジウム終了後に制作する報告書について、すべての要素を収録（全編の反訳等含む）することは必要ではあるが、読むのにかなりの時間を要する。

YouTube「人権チャンネル」掲載動画と同様、シンポジウムのポイントを簡潔な文章にまとめ、わかりやすい写真や図表を盛り込んだダイジェスト版を作成し、印刷、配布した方が良いのではないかと。

※ 現状、全国紙に掲載している採録記事的なものを全会場作成することで、ダイジェスト版に置き換えることが可能ではないかと。

⑨ 報告書を全国の地方公共団体や法務局・地方法務局等に行き渡らせるには、印刷部数を増やす必要があり、印刷・発送経費が増大するため、PDF データ化等を行い、デジタルメディア（CD-R、DVD-R、フラッシュメモリー等）で配布してはどうか。

さらに、PDF 等のデータを法務省や人権センター、人権ライブラリーのウェブサイト（<http://www.jinken-library.jp>）上で公開してはどうか。

委員会 評価	<p>データを公開・配布することにより、活用の幅がより広がるものと考えられる。</p> <p>※ これまでに制作した過年度の報告書のPDF データについては、既に人権ライブラリーのウェブサイトにて公開している。</p> <p>⑩ 人権シンポジウムの報告書等のデータを掲載している人権ライブラリーのウェブサイトや、撮影動画を掲載しているYouTube「人権チャンネル」のことを知ってもらうための工夫を行うべきである。地方公共団体や法務局・地方法務局等にとって有益な情報が掲載されているにも関わらず、あまり認知されていないのではないか。</p>
-----------	--

事業名	2 ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」の実施
事業目的	<p>人格が形成される小・中学生を対象にしたシンポジウムを開催することにより、ハンセン病を正しく理解しハンセン病患者等に対する偏見・差別の解消を図るための効果的な人権啓発活動を実施する。</p>
実施の基本方針	<p>(1) 平成 15 (2003) 年 11 月に熊本県内の宿泊施設において、ハンセン病療養所の入所者が宿泊を拒否されるという事件が発生し、さらには、この事件の報道をきっかけにハンセン病療養所及び入所者に対して非難あるいは誹謗中傷する手紙等が多数送りつけられるなどの二次被害が発生した。</p> <p>このような差別や偏見の解消を更に推し進めるために、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が平成 20 (2008) 年 6 月に成立し、平成 21 (2009) 年に 6 月 22 日が「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定められ、さらに、平成 22 (2010) 年 12 月、国連総会において「ハンセン病差別撤廃決議」が採択されたが、いまだに誤った知識や偏見等により、日常生活で差別を受ける問題等が発生している。</p> <p>ハンセン病患者等に対する偏見・差別の解消を目指すためには、人格が形成される小・中学生の時期にハンセン病を正しく理解することが効果的である。</p> <p>そこで、「医学的見地から見たハンセン病」、「歴史から学ぶハンセン病」、「ハンセン病患者・回復者の人権」等について、親子で共に考えていく「親と子のシンポジウム」を開催する。(鹿児島会場)</p> <p>(2) マスメディアを組み合わせた啓発活動として、ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」鹿児島会場及びハンセン病問題に関するシンポジウム北海道会場については、法務省人権擁護局が開設する人権相談や人権週間の周知及び普及を図ることを目的に採録記事を新聞に掲載する。</p> <p>(3) 会場では、国及び全国の地方公共団体が平成 26 (2014) 年度に作成した人権啓発資料及び人権センター作成の人権に関連する啓発パネル、国立療養所星家敬愛園制作のパネルを展示する。</p>
実施結果	<p>1. ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」</p> <p>(1) 鹿児島会場 日 時：平成 27 (2015) 年 7 月 20 日 (月・祝) 13:30~17:00 会 場：サンエールかごしま (鹿児島県鹿児島市) テーマ：ハンセン病と人権 後 援：文部科学省／鹿児島県／鹿児島県教育委員会／鹿児島市／鹿児島市教育委員会／霧島市／霧島市教育委員会／鹿屋市／鹿屋市教育委員会／奄美市／奄美市教育委員会／朝日新聞社／読売新聞社／毎日新聞社／日本経済新聞社／産経新聞社／鹿児島県私立中学高等学校協会／一般社団法人鹿児島県専修学校各種学校協会／南日本新聞社／西日本新聞社鹿児島総局／南海日日新聞社／奄美新聞社／NHK 鹿児島放送局／MBC 南日本</p>

実施結果

放送/KTS 鹿児島テレビ/KKB 鹿児島放送/KYT 鹿児島読売テレビ
/エフエム鹿児島/鹿児島シティエフエム

登壇者：

【第1部】ビデオ上映

人権学習教育映画

「こんにちは 金泰九(キムテグ)さん ハンセン病問題から学んだこと」

【第2部】シンポジウム

基調講演

岩川洋一郎(国立療養所星塚敬愛園入所者自治会会長)

後藤正道(国立療養所星塚敬愛園園長)

パネルディスカッション

コーディネーター：

横田洋三(法務省特別顧問、公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長)

パネリスト：

羽嶋千晴(霧島市立日当山中学校2年生)

垣内なすな(鹿児島市立吉野中学校3年生)

中山莉李(奄美市立朝日中学校3年生)

長崎大成(鹿屋市立大始良中学校3年生)

コメンテーター：

岩川洋一郎、後藤正道

【第3部】ファミリーコンサート

歌手：大和田りつこ、岡崎裕美

鹿児島市立少年合唱隊

指揮：東幸恵 ピアニスト：蜷川朋子

人KEN まもる君、人KEN あゆみちゃん

来場者数： 300人

2. 事前広報

本シンポジウムの開催地及びその近隣エリアの人々の来場を促すため、下記各媒体を活用し、広報を実施した。

(1) 鹿児島会場

① 広報用チラシの配布

広報用チラシを関係機関等に配布、掲出を依頼。

a. 鹿児島地方法務局(3,000部)

b. 全国の法務局・地方法務局(735部) ※ 鹿児島地方法務局を除く

c. 鹿児島県(500部)

d. 鹿児島市(500部)

e. 鹿児島県内市町村(840部) ※ 鹿児島市を除く

f. 近隣都道府県(140部)

g. 全国の人権啓発企業連絡会(195部)

h. 後援団体(570部) ※ 鹿児島県、鹿児島市を除く

i. シンポジウム実施会場(20部)

j. 登壇者(200部)

k. アイユ同封(4,200部)

実施結果

1. その他（100部）

※ チラシ印刷部数：10,000部

② メールマガジンの配信

本シンポジウムの開催を案内するメールマガジンを計3回配信

③ 人権ライブラリー・ウェブサイトへの広報記事掲載

人権ライブラリー・ウェブサイトのイベント情報コーナーに広報記事を掲載

※ 参考：<http://www.jinken-library.jp>

④ 人権センター・ウェブサイトへの広報記事掲載

人権センター・ウェブサイトのイベント情報コーナーに広報記事を掲載

※ 参考：<http://www.jinken.or.jp>

3 マスメディアの活用（実施内容の周知）

直接来場できなかった多くの人々にも啓発の促進を図るため、シンポジウムの実施内容について、以下の各種媒体を活用し実施内容を周知した。

(1) 「採録記事」＋「子どもの人権110番＋インターネット人権相談＋ハンセン病啓発ビデオ」広報

① 読売KODOMO新聞

a. 鹿児島会場実施分

掲載日：平成27（2015）年9月17日（木）

判型等：1ページ広告／タブロイド版・全頁カラー

部数：218,294部

b. 北海道会場実施分 ※ 厚生労働省主催

掲載日：平成27（2015）年12月3日（木）

判型等：1ページ広告／タブロイド版・全頁カラー

部数：218,294部

② 読売中高生新聞

a. 鹿児島会場実施分

掲載日：平成27（2015）年9月4日（金）

判型等：1ページ広告／タブロイド版・全頁カラー

部数：78,000部

b. 北海道会場実施分 ※ 厚生労働省主催

掲載日：平成27（2015）年12月4日（金）

判型等：1ページ広告／タブロイド版・全頁カラー

部数：78,000部

(2) 採録記事 抜き刷り

① 読売KODOMO新聞

a. 鹿児島会場実施分

実施日：平成28（2016）年4月（アイユ4月号同封）

判型等：タブロイド版・片面カラー

部数：5,000部

件数：アイユ送付先・約4,300か所に一部ずつ封入

残部を鹿児島県内の中学校への配布

b. 北海道会場実施分 ※ 厚生労働省主催

<p>実施結果</p>	<p>実施日： 平成 28 (2016) 年 4 月 (アイユ 4 月号同封) 判型等： タブロイド版・片面カラー 部数： 5,000 部 件数： アイユ送付先・約 4,300 か所に一部ずつ封入 残部を北海道内の中学校への配布</p> <p>② 読売中高生新聞</p> <p>a. 鹿児島会場実施分 実施日： 平成 28 (2016) 年 4 月 (アイユ 4 月号同封) 判型等： タブロイド版・片面カラー 部数： 5,000 部 件数： アイユ送付先・約 4,300 か所に一部ずつ封入 残部を鹿児島県内の中学校への配布</p> <p>b. 北海道会場実施分 ※ 厚生労働省主催 実施日： 平成 28 (2016) 年 4 月 (アイユ 4 月号同封) 判型等： タブロイド版・片面カラー 部数： 5,000 部 件数： アイユ送付先・約 4,300 か所に一部ずつ封入 残部を北海道内の中学校への配布</p> <p>(3) 動画共有サイト YouTube「人権チャンネル」に撮影動画を掲載 https://www.youtube.com/jinkenchannel</p> <p>① 【第1部】主催者挨拶～法務省人権擁護機関の説明 (14分9秒) https://youtu.be/tQ81KuCMYck</p> <p>② 【第2部】：基調講演～パネルディスカッション (86分16秒) https://youtu.be/pmS31c7FumU</p> <p>③ 【第3部】：ファミリーコンサート (14分15秒) https://youtu.be/nfG1-plxWwk</p> <p>※ 平成 28 (2016) 年 8 月 31 日 (月) 掲載</p> <p>4 報告書の作成 作成部数： 250部 配布先： 法務局・地方法務局、後援団体他</p>
<p>自己評価</p>	<p>(1) ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」鹿児島会場の内容については、アンケートの結果、「大変満足」と「まあ満足」で88.7%と概ね好評であったことから、適切であったと判断できる。</p> <p>(2) 本事業は、【第1部】ビデオ上映、【第2部】パネルディスカッション、【第3部】ファミリーコンサートの構成で実施したが、スピード感あるプログラム展開に感銘を受けたという感想もあり、小・中学生を対象とした人権啓発として、人選をはじめ、テーマや内容と合わせ適切であったと評価している。 特に、上映したビデオは、映画の主人公が中学生であったことから、来場した中学生への啓発効果は高かったと思われる。</p> <p>(3) パネルディスカッションにおいて、中学生たちが作文を読み上げる前に、中学生が訪れた国立療養所星塚敬愛園の写真を数枚上映し、司会者が説明文を読み上げた。この結果、療養所に行ったことのない人も中学生たちが訪れた療養所の様</p>

<p>自己評価</p>	<p>子をイメージしやすかったと好評であった。</p> <p>(4) ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」鹿児島会場及びハンセン病問題に関するシンポジウム北海道会場については、新聞紙面上における要約（採録）記事の掲載を実施した他、要約（採録）記事の抜き刷りを鹿児島県・北海道の中学校 877 か所に配布した。新聞社による効果測定では、概ね高い評価を得たことから、人権シンポジウムの啓発効果は当日の来場者のみならず全国に及んだものと評価できる。</p> <p>(5) シンポジウムの模様を撮影したビデオを、動画共有サイト YouTube 上の「人権チャンネル」に掲載し、一定のアクセスを得たことから、新聞による要約（採録）記事と同様、人権シンポジウムの啓発効果は当日の来場者のみならず全国に波及したと評価できる。</p> <p>(6) 実施結果報告書を作成し、全国の法務局・地方法務局を通じて、関係機関等に配布することは、今後、関係機関等が啓発活動を実施する上での参考資料として活用されるほか、啓発担当者にも大いに参考になると考える。</p> <p>(7) 国及び全国の地方公共団体が平成 26（2014）年度に作成した人権啓発資料及び人権センター作成の人権に関連する啓発パネル等の他、国立療養所星塚敬愛園の歴史を紹介する「星塚敬愛園 社会交流会館」のパネルを展示した。シンポジウムでは紹介しきれなかった同園の歴史をより詳しく情報提供することができた。</p>
<p>課題等</p>	<p>(1) ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」鹿児島会場は、中学生による発表やコンサートなどもあり、多彩な催し物であるため、会場の制約を十分に考慮した体制を組むとともに、関係者との調整を密にする必要がある。</p> <p>(2) 会場は、中学生と保護者が数多く参加したため、安全の確保に細心の注意を払った。しかし、駐車場が少なく、会場の使い勝手、利便性が必ずしも良いとはいえなかったため、今後、会場の選定に際しては考慮したい。</p> <p>(3) 中学生から提出された作文の中に、配慮を要する言い回しがあったため、今後は、事前に差別と感じさせる表現がないか十分に確認する必要がある。</p> <p>(4) 実施結果報告書については、予算の制約もあることから、全国の全ての地方公共団体への配布はできていない。電子版での配布やネット上での公開等、配布方法を検討する必要がある。（人権ライブラリー・ウェブサイトの「コラム」上に PDF データにて公開）なお、人権をテーマとしたイベントであるため、登壇者の発言内容によっては、不特定多数の人々が閲覧可能なインターネット上での情報公開には、十分に注意する必要があるということを念頭に置いて情報発信をする必要がある。 ※ 参考： http://www.jinken-library.jp</p>
<p>委員会 評価</p>	<p>(1) 評価（基本的に「1 人権シンポジウム」と同じ内容であるが、再掲した。）</p> <p>① シンポジウムのテーマに即したパネルや資料等の展示は、啓発効果が大きく、良い試みである。</p> <p>障がいのあるアスリートを採用し、積極的に支援を行っている某企業では、その選手たちを紹介するパネルやユニフォーム等を社内玄関に展示し、従業員の障がい者に対する意識改革にも大きく役立っている例がある。</p> <p>人権センターが運営するセミナー等においても、人権や CSR 等に関するパ</p>

委員会
評価

ンフレットや DVD 等資料の無料配布を行うと、多くの来場者が手に取り、すぐになくなってしまふなど、広く国民への人権啓発効果が期待できる。

- ② シンポジウムの模様をビデオ撮影した動画を、YouTube「人権チャンネル」に掲載・公開しているのは、来場できなかった人々に内容を知ってもらうためには効果的な取組である。

しかし、現状、撮影したものを基本的にそのまま（全編）掲載しているため、再生時間が長すぎる。

動画の時間があまりにも長すぎるため、ほとんどの人は最後まで視聴せず、途中で再生をやめてしまうと考えられるため、工夫が必要。

- ③ シンポジウム終了後、報告書を作成し、印刷、配布していることは、地方公共団体や法務局・地方法務局等における同様のイベント企画・運営等の参考にもなり、効果的な取組である。

(2) 提言

- ① 複数年度に渡る中・長期的な観点で、実施地域・会場の設定を計画的に行うことを提案する。その上で、本事業の企画・運営に関するチェックリストを作成し、実施後に検証を行い、不足している点や問題点などの要素については、翌年度改善するといったことを続けていくべきではないか。

それにより、来場者（主に中学生）にとって、ハンセン病と人権に関する問題をより深く理解してもらうことにつながると考えられる。

※ 中・長期的な観点での計画とチェックリストに基づく検証、改善は、シンポジウムだけではなく、資料やビデオの制作の面においても活用できる。

- ② 本シンポジウムには、開催地域の地元の中学生がパネリストとして登壇し、後援団体として教育委員会が名を連ねている。教育委員会や各中学校において、総合学習等の一環で同シンポジウムを活用したといったような例はこれまであったのか明らかではないが、本シンポジウムについて、多くの学校で、ハンセン病について総合学習等の一環として取り上げてもらうきっかけにもらえるようなことができないか。

- ③ ハンセン病に関するシンポジウムは、法務省が主となって実施するものと厚生労働省が主となって実施するものがあるとのことだが、同じようなテーマのシンポジウムを2つの省がそれぞれ別々に開催するのは非効率ではないのか。いずれも、基本的に人権という観点は共通していると判断されるため、人権センターに委託する形で企画・運営した方が良いのではないか。

※ 法務省が主となって実施するものは「ハンセン病と人権」、厚生労働省が主のものには「(ハンセン病も含む様々な)感染症と人権」をそれぞれテーマにしており、取り扱う内容の範囲が異なる。そのため、人権センターが両方のシンポジウムを受託するのは難しい側面も想定される。

- ④ 本シンポジウムは、これまでは原則ハンセン病療養所が所在する地域で開催されてきたとのことだが、啓発的広がりを考えた場合、療養所が所在しない地域での開催も考えていくべきではないか。そのためには、複数年度に渡る中・長期的な計画に基づき、開催地の選定等を行うべきであると考えられる。

事業名	3 人権啓発総合推進事業
事業目的	「人権週間」等の人権啓発活動の意義を広く国民に周知するため、新聞、テレビ、インターネットなどのマスメディアを活用した広報を行う。
実施の基本方針	<p>1. ライトアップ事業</p> <p>法務省の人権擁護機関（全国 50 か所の法務局・地方法務局及び約 14,000 人の人権擁護委員）が実施する「人権週間」を中心とした人権教育・啓発活動の一環として、年間を通じて人権啓発活動の意義を広く国民一般に周知し、人権尊重意識の普及・高揚を図るため、マスメディアをはじめとする様々な媒体を活用した広報を行う。</p> <p>本（平成 27）年度新たに制作した女優・麻尋えりか氏（元宝塚歌劇団所属）を起用した人権に関する映像コンテンツを活用し、テレビ、インターネット等の複数の異なる広告媒体の特性を生かした広報を実施。また、雑誌やインターネット上の特設サイトと誘導バナー等、デザインやテーマの連携性を損なうことなく、第 67 回「人権週間」にタイミングを合わせた広報も実施した。さらに、平成 32（2020）年の東京オリンピック・パラリンピックの機運の高まりを、人権啓発の観点からも盛り上げるべく、パラリンピック・メダリストの成田真由美氏と平成 10（1998）年・長野パラリンピックのテーマソング作詞者であり、ハンセン病回復者の心情と生き方を取り上げた映画「あん」の原作者であるドリアン助川氏、そして法務省の岡村和美・人権擁護局長による鼎談記事を全国紙・朝刊に掲載するなど、人権尊重に対する国民の意識を高める広報を展開した。</p> <p>2. 全国中学生人権作文コンテスト入賞作品の英訳</p> <p>法務省が実施している全国中学生人権作文コンテスト入賞作品の中から、ハンセン病をテーマとした作文を英訳し、日本におけるハンセン病啓発活動の一端を世界に向けて発信する。</p>
実施結果	<p>1. ライトアップ事業</p> <p>(1) 映像コンテンツの制作</p> <p>各種映像広報媒体での活用を目的に、女優・麻尋えりか氏（元宝塚歌劇団所属）を起用した人権啓発用の映像コンテンツを制作。</p> <p>① 「出身地等による差別篇」</p> <p>a. 日本語字幕・30 秒 https://youtu.be/W693Q12gjHl</p> <p>b. 日本語字幕・15 秒 https://youtu.be/bWj-fhVqvig *</p> <p>c. 英語字幕・30 秒 https://youtu.be/gGi8-gREdbO</p> <p>d. 英語字幕・15 秒 https://youtu.be/MHKk85VUlgM *</p> <p>e. 字幕なし・30 秒 https://youtu.be/y4yltp_VK1Y *</p> <p>f. 字幕なし・15 秒 https://youtu.be/9fwAZEotlog *</p> <p>② 「性同一性障害篇」</p> <p>a. 日本語字幕・30 秒 https://youtu.be/9bXCNmmW_k8</p> <p>b. 日本語字幕・15 秒 https://youtu.be/YBU8DBGeOoo *</p>

実施結果

- c. 英語字幕・30秒 <https://youtu.be/K6I2NqSAfR8>
 - d. 英語字幕・15秒 <https://youtu.be/nNjzfOhk9SU> *
 - e. 字幕なし・30秒 <https://youtu.be/sjdbBrmzOGA> *
 - f. 字幕なし・15秒 <https://youtu.be/KvxuouUtdfs> *
- ③ 「セクハラ・パワハラ篇」 ※ 15秒は「セクハラ篇」
- a. 日本語字幕・30秒 https://youtu.be/xtrZsP_InVc
 - b. 日本語字幕・15秒 <https://youtu.be/Fe9TxOI7scw> *
 - c. 英語字幕・30秒 <https://youtu.be/jiGGiAfkUQ4>
 - d. 英語字幕・15秒 <https://youtu.be/Pb58WaiHGIE> *
 - e. 字幕なし・30秒 <https://youtu.be/OT3nQ0azx1w> *
 - f. 字幕なし・15秒 <https://youtu.be/vBuXGa3U3jg> *
- ※ 「*」は、YouTube「人権チャンネル」で限定公開

(2) ウェブ広報

第67回「人権週間」に合わせ、本広報実施時点で社会的関心が高い人権に関するトピックスをはじめ、各人権課題や人権相談窓口の紹介、子ども向けの情報等で構成された特設サイトを制作。YAHOO! JAPANのサーバー内に期間限定で掲載し、同サイトへの誘導のためのバナーやテキスト広告もインターネット上で展開した。

① YAHOO! JAPAN PR企画

特設サイト「みんなで築こう人権の世紀」の中で、下記「a.」～「d.」を実施

URL：http://promotion.yahoo.co.jp/jinken_2015/

実施期間：平成27(2015)年11月9日(月)～12月10日(木)

総表示回数：29,550,755 imps

総クリック数：23,256 click / クリック率：0.079%

総ページビュー：56,244 PV

サイト構成：

a. 「人権トピックス」

http://promotion.yahoo.co.jp/jinken_2015/

イ. 動画で学ぶ 人権啓発コンテンツ

ロ. 「出身地等の差別」(日本語字幕・15秒バージョン)

<https://youtu.be/W693Q12gjHl> *

ハ. その他の動画はこちら

<https://www.youtube.com/jinkenchannel>

ニ. 「人権シンポジウム in 東京」開催のお知らせ

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken05_00024.html

ホ. 「外国人の人権ポスターキャッチコピーコンテスト」

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00125.html

ヘ. 最近注目を集めている人権のトピックス

i) 外国人

ii) 性的指向

iii) 性同一性障害

iv) 障害のある人

v) インターネット

※ 「i)」～「v)」それぞれの課題に関係のある動画や人権相談窓

<p>実施結果</p>	<p>□に関する情報掲載サイトへのリンクを設定</p> <p>ト. 法務省人権擁護局フロントページ http://www.moj.go.jp/JINKEN/</p> <p>チ. 公益財団法人人権教育啓発推進センター http://www.jinken.or.jp/</p> <p>b. 「人権についてもっと知ろう」 http://promotion.yahoo.co.jp/jinken_2015/p2/</p> <p>イ. 「a.」の『へ.』で取り上げた人権課題以外について紹介</p> <p>i) 女性</p> <p>ii) 子ども</p> <p>iii) 高齢者</p> <p>iv) 同和問題</p> <p>v) アイヌの人々</p> <p>vi) HIV 感染者・ハンセン病患者等</p> <p>vii) 刑を終えて出所した人</p> <p>viii) 犯罪被害者等</p> <p>ix) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等</p> <p>x) ホームレスの人々</p> <p>xi) 人身取引（トラフィッキング）</p> <p>xii) 東日本大震災に起因する人権問題</p> <p>※ 「i)」～「xii)」それぞれの課題に関係のある動画や人権相談窓 □に関する情報掲載サイトへのリンクを設定</p> <p>□. 法務省人権擁護局フロントページ http://www.moj.go.jp/JINKEN/</p> <p>ハ. 公益財団法人人権教育啓発推進センター http://www.jinken.or.jp/</p> <p>c. 「一人で悩まず御相談ください」 http://promotion.yahoo.co.jp/jinken_2015/p3/</p> <p>イ. みんなの人権 110 番（全国共通）</p> <p>□. 子どもの人権 110 番（全国共通 通話料無料）</p> <p>ハ. 女性の人権ホットライン（全国共通）</p> <p>ニ. インターネット人権相談受付窓口 ※ QR コード付</p> <p>ホ. 外国人のための人権相談</p> <p>ヘ. 子どもの人権 SOS ミニレター</p> <p>ト. 法務省人権擁護局フロントページ http://www.moj.go.jp/JINKEN/</p> <p>チ. 公益財団法人人権教育啓発推進センター http://www.jinken.or.jp/</p> <p>d. 「じんけんってなあに？（こどもよう）」 http://promotion.yahoo.co.jp/jinken_2015/p4/</p> <p>イ. 人権問題についてマンガで理解しよう 『みんなともだち』 http://www.moj.go.jp/content/001154459.pdf</p> <p>□. いじめについて考えよう</p> <p>ハ. 人権啓発ビデオ</p> <p>i) 「未来を拓く 5 つの扉 ～全国中学生人権作文コンテンスト入賞作</p>
-------------	---

<p>実施結果</p>	<p>品朗読集～」</p> <ul style="list-style-type: none"> • 本当の国際化とは https://youtu.be/WWY05CGaeQA • 電車内に咲いた、笑顔の花 https://youtu.be/-smgoqvUnQo • 「立ち止まる」 https://youtu.be/AmMEmX3-8UA • NO！と言える強い心をもつ～ハンセン病問題から学んだこと～ https://youtu.be/G7B-PMX-3xw • 「絆」 https://youtu.be/eDFYhSr8gOg • 審査員長からのメッセージ https://youtu.be/svEPET536Gk <p>ii) 「わたしたちの声 3人の物語」</p> <ul style="list-style-type: none"> • いじめをなくすために、今 https://youtu.be/BQW5zjbnkNA • 温かさを分け合って https://youtu.be/gxqW-6AN0tY • リスペクト アザース https://youtu.be/C8Tc9BRtRjg <p>iii) 「虐待防止シリーズ『児童虐待』」 https://youtu.be/rYI3D1RiC9A</p> <p>iv) 「自分の胸に手を当てて」 https://youtu.be/JRCK4LV4puw</p> <p>v) 「勇気のお守り」 https://youtu.be/qRiT0G3S7BQ</p> <p>vi) 「インターネットの向こう側」 https://youtu.be/YGTE_Q5P6dw</p> <p>vii) 「桃色のクレヨン」 https://youtu.be/jPRKoA0040k</p> <p>viii) 「人KEN まもる君とあゆみちゃん 世界をしあわせに」 https://youtu.be/sGzN_3z_v8w</p> <p>二. 人権啓発・ウェブコンテンツ</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 「人権の国の大冒険 出会いと発見の旅」 http://www.jinken-library.jp/daiaboken/ ii) 「一人一人の思いやり これからの人権」 http://www.jinken-library.jp/korekara/ <p>ホ. 全国中学生人権作文コンテント入賞作品を読んでみよう http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken111.html</p> <p>ヘ. 子どもの人権を守りましょう http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00107.html</p> <p>ト. 人権教室 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00100.html</p> <p>チ. 人権相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 子どもの人権 110番 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html
-------------	--

実施結果

ii) みんなの人権 110 番

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html>

iii) 子どもの人権 SOS ミニレター

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html

iv) インターネット人権相談受付窓口

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

リ. 法務省人権擁護局フロントページ

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/>

又. 公益財団法人人権教育啓発推進センター

<http://www.jinken.or.jp/>

② 「①」の特設サイトへのアクセス率を高めるために、下記「a.」～「g.」の誘導バナー、テキストリンク等の設定・実施

a. YAHOO! JAPAN プライムディスプレイ ダブルサイズ (NT)

実施期間：平成 27 (2015) 年 11 月 9 日 (月) ～12 月 10 日 (木)

※ 人権週間 (12 月 4 日～10 日) を含む期間実施分

表示回数： 10,277,943 imps ※ 想定 10,000,000 imps

クリック数： 7,313 click / クリック率：0.071%

b. YAHOO! JAPAN デモグラフィック ターゲティング プライムディスプレイ

実施期間：平成 27 (2015) 年 11 月 9 日 (月) ～12 月 10 日 (木)

※ 人権週間 (12 月 4 日～10 日) を含む期間実施分

表示回数： 5,147,598 imps ※ 想定 5,000,000 imps

クリック数： 1,928 click / クリック率：0.037%

c. YAHOO! JAPAN デモグラフィック ターゲティング ライトボックス
注目の情報

実施期間：平成 27 (2015) 年 11 月 9 日 (月) ～12 月 10 日 (木)

※ 人権週間 (12 月 4 日～10 日) を含む期間実施分

表示回数： 12,682,476 imps ※ 想定 12,333,333 imps

クリック数： 1,298 click / クリック率：0.010%

d. YAHOO! JAPAN インストリーム (15 秒) ※ PC 用サイト

実施期間：平成 27 (2015) 年 11 月 9 日 (月) ～12 月 10 日 (木)

※ 人権週間 (12 月 4 日～10 日) を含む期間実施分

※ 無料動画サイト GYAO!にて放映

表示回数： 501,466 imps ※ 想定 500,000 imps

クリック数： 8,506 click / クリック率：1.696%

e. YAHOO! きっず プライムディスプレイ (特別企画)

実施期間：平成 27 (2015) 年 12 月 4 日 (月) ～12 月 10 日 (木)

※ 人権週間 (12 月 4 日～10 日) 期間実施分

表示回数： 941,272 imps ※ 想定 700,000 imps

クリック数： 4,211 click / クリック率：0.447%

※ 参考：<http://kids.yahoo.co.jp/>

f. YAHOO! JAPAN トッププロモーションモジュール

※ 無償誘導支援枠

実施期間：平成 27 (2015) 年 11 月 16 日 (月) ～12 月 10 日 (木)

※ 人権週間 (12 月 4 日～10 日) を含む期間実施分

表示回数： 109,521,793 imps ※ 想定 106,666,667 imps

実施結果

クリック数： 7,407 click / クリック率：0.007 %
g. YAHOO! JAPAN トップリンク
※ トップページ 検索窓下 テキストバナー
実施期間：平成 27 (2015) 年 12 月 2 日 (水)、10 日 (木) の 2 日
のみ
※ YAHOO! JAPAN の誘導広告については、商品内容の改訂に伴い、本 (平成 27) 年度から表示回数 (imps) 保証型ではなくなっている。
※ 「g.」については、当初の広報計画には含まれておらず、誘導広告商品扱いでもない。YAHOO! JAPAN ウェブサイトの編集責任者の判断でテキストバナーを作成・掲載したため、表示回数及び保証、クリック数及びクリック率については、測定なし。(総ページビューには含まれる。)

(3) 新聞広報

新聞 (全国紙) において、著名人と法務省人権擁護局長による鼎談を実施、第 67 回「人権週間」前の日曜日に広告特集記事を掲載。

テ - マ： 「命の価値を感じて、ユニバーサルに」

掲 載 日： 平成 27 (2015) 年 11 月 29 日 (日)

掲 載 紙： 朝日新聞・全国版・朝刊/全 7 段/4 C

※ 東京本社版、大阪本社版、西部本社版、名古屋本社版、北海道支社版

総発行部数： 7,101,074 部

鼎談出席者： 成田真由美氏 (東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会理事、パラリンピック競泳金メダリスト)、
ドリアン助川氏 (作家、詩の道化師、映画「あん」原作者、長野パラリンピック・テーマソング作詞者)
岡村和美氏 (法務省人権擁護局長)

(4) ラジオ広報

JFN (Japan FM Network) の、全国 38 局の放送網を活用したラジオ広報 (インフォマーシャル) を実施。また、首都圏エリア限定の特別番組も制作・放送した。

① 特別番組

番組名： TOKYO FM サンデースペシャル
RADIO MEETING

～多文化共生社会について考えてみませんか～

実施日時：平成 27 (2015) 年 9 月 27 日 (日) 19:00~19:54

エ リ ア：TOKYO FM (首都圏エリアのみ) で放送

※ 参考： <http://www.tfm.co.jp/>

内 容：横田洋三氏 (公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長) をゲストに迎え、パーソナリティの住吉美紀氏 (フリーアナウンサー) との対談形式で多文化共生をテーマに番組を構成

② インフォマーシャル

番組名：TOKYO FM 「クロノス」

※ 参考： <http://www.jfn.co.jp/ch/>

実施日時：平成 27 (2015) 年 12 月 3 日 (木) AM7:27 頃~ (70 秒)

※ 番組自体の放送時間は、毎週月曜日~金曜日の AM6:00~

実施結果

9:00

エリア： JFN (Japan FM Network) 38 局で放送

※ 参考： <http://www.jfn.jp/>

内 容： 番組内で、翌日（12月4日）から始まる第67回「人権週間」や「人権相談窓口」、そして「人権シンポジウム in 東京」に関するお知らせを、パーソナリティの高橋万里恵氏が読み上げ。

(5) テレビ広報

BS デジタル放送を活用し、本（平成27）年度新たに制作した人権啓発映像コンテンツ3種（「出身地等による差別篇」「性同一性障害篇」「セクハラ篇」）の日本語字幕・15秒バージョンを、第67回「人権週間」期間中にスポット広告として放映。

放送エリア： 全国

放送局： BS11の13枠（うち番組中12枠、番組間1枠）

※ 参考： <http://www.bs11.jp/>

実施期間： 平成27（2015）年12月4日（金）～12月10日（木）

① 「出身地等による差別篇」日本語字幕・15秒 放映

<https://youtu.be/bWj-fhVqvjg> *

a. 12月4日（金）

・20:00～20:54（番組中のスポット広告枠内で放映）

・21:00～21:54（番組中のスポット広告枠内で放映）

b. 12月5日（土）

・18:30頃（番組間の広告枠内で放映）

c. 12月6日（日）

・18:00～18:52（番組中のスポット広告枠内で放映）

・20:00～22:00（番組中のスポット広告枠内で放映）

② 「性同一性障害篇」日本語字幕・15秒 放映

<https://youtu.be/YBU8DBGeOoo> *

a. 12月7日（月）

・20:00～20:54（番組中のスポット広告枠内で放映）

b. 12月8日（火）

・19:00～19:58（番組中のスポット広告枠内で放映）

・21:00～21:54（番組中のスポット広告枠内で放映）

・23:00～23:54（番組中のスポット広告枠内で放映）

③ 「セクハラ篇」日本語字幕・15秒 放映

<https://youtu.be/Fe9TxOI7scw> *

a. 12月9日（水）

・19:00～19:53（番組中のスポット広告枠内で放映）

・21:00～21:54（番組中のスポット広告枠内で放映）

b. 12月10日（木）

・20:00～20:54（番組中のスポット広告枠内で放映）

・22:00～22:54（番組中のスポット広告枠内で放映）

※ 「*」は、YouTube「人権チャンネル」で限定公開

(6) 雑誌広報

ホームレスに仕事を提供し自立支援を目的とした「ビッグイシュー日本版」と、

実施結果

芥川賞や直木賞をはじめとする多くの文芸賞を手掛ける「文藝春秋」の2誌に、第67回「人権週間」及び人権相談窓口等の周知広報を展開した。

① 「ビッグイシュー日本版」(毎月1日・15日発売) 広告掲載

掲載時期：平成27(2015)年12月1日発売号

掲載箇所：裏表紙/4C

発行部数：約40,000部

※ 参考：<http://www.bigissue.jp/>

② 「文藝春秋」(月刊) 広告掲載

掲載時期：平成27(2015)年12月10日発売号

掲載箇所：目次裏面/1C

発行部数：約580,000部

※ 参考：<http://gekkan.bunshun.jp/>

(7) 効果測定

インターネットを活用し、全国の10歳代から60歳代以上の一般男女1,000人を対象に、接触率・認知率等を計る調査を実施。主な結果は以下の通り。

① 人権週間特設サイト「みんなで築こう人権の世紀」(平成27(2015)年版) 及びバナー広告

接触率(「確かに見た」+「見たような気がする」) 7.9%

② 朝日新聞・全国版・全7段広告「命の価値を感じて、ユニバーサルに」

接触率(「確かに見た」+「見たような気がする」) 5.4%

③ 雑誌広告「文藝春秋」(12月10日発売号)

接触率(「確かに見た」+「見たような気がする」) 3.8%

④ 雑誌広告「ビッグイシュー 日本版」(12月1日発売号)

接触率(「確かに見た」+「見たような気がする」) 5.1%

⑤ 人権に関する15秒CMの放映

接触率(「BS11」+「GyaO!」) 3.6%

⑥ ラジオ(TFN38局)

接触率(「特別番組(60分/首都圏のみ)」+「インフォマーシャル(70秒)」) 4.4%

⑦ これらの広告に接して、人権問題について関心や理解が深まったか

「大いに深まった」+「少しは深まった」 41.2%

⑧ 法務省が今後もこのような広告を継続すべきだと思うか

「積極的に行うべき」+「時々行うべき」 66.5%

2. 全国中学生人権作文コンテスト入賞作品の英訳

(1) 人権作文の英訳(4編)

① 第30回 社団法人日本新聞協会会長賞

ハンセン病について考えたこと

埼玉県・学校法人立教学院立教新座中学校 1年 久米一輝

② 第31回 全国人権擁護委員連合会長賞

「考ハンセン病」

沖縄県・名護市立羽地中学校 3年 宇良樹希

③ 第33回 法務大臣賞

NO!と言える強い心をもつ ～ハンセン病問題から学んだこと～

<p>実施結果</p>	<p>広島県・学校法人盈進学園盈進中学校 1年 後藤泉稀 ④ 第35回 文部科学大臣賞 大島青松園を訪れて 徳島県・神山町神山中学校 3年 佐々木里菜 ※ 参考：法務省「全国中学生人権作文コンテスト」 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken111.html (2) 英訳作文集の作成 規格 A5判・24ページ・カラー 作成部数 6,000部 配布先 法務局・地方法務局</p>
<p>自己評価</p>	<p>1. ライトアップ事業</p> <p>(1) 人権啓発のための映像コンテンツ（3テーマ/15秒・30秒/日本語字幕、英語字幕、字幕なし）を最初に制作し、法務省が制作する人権啓発ポスターも参考にしつつ、その後の新聞や雑誌等の様々な媒体を活用した広報においてビジュアル・イメージを統一し、事業全体としての一体感を出すことができた。</p> <p>(2) 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、ウェブ等、様々な広報媒体を連携させ、「人権週間」（12月4日～10日）のみならず、長期（8月～3月）に渡って、多角的かつ波状的な広報を展開することができた。</p> <p>(3) 本（平成27）年度、映像コンテンツの英語字幕版を初めて制作し、日本国内のみならず、国外に、日本における人権への取組を紹介する一助とすることができた。</p> <p>(4) ラジオによる広報では、「人権週間」の前日（12月3日）にJFN38局を通じて70秒のインフォーマーシャルにより、同週間の全国的な周知をFMリスナーに対し展開することができた。また、9月下旬には、TOKYO FMの厚意により、人権教育啓発推進センターの横田洋三理事長出演の特別番組（約60分）の首都圏エリアでの放送も実現した。</p> <p>(5) 全国紙による広報では、朝日新聞の全国版・朝刊に、法務省人権擁護局長と著名人による鼎談を、全7段広告として掲載し、「人権週間」の周知・広報を図るとともに、人権とスポーツの親和性の高さを念頭に、人権的側面から2020年の東京オリンピック・パラリンピックの機運を高める一助ともなる広報を展開できた。</p> <p>(6) ウェブを活用した広報では、ポータルサイトとしての利用率が高いYAHOO! JAPANと連携し、国民の幅広い層に人権課題等をわかりやすく提供するための特設サイトを制作。また同サイトへ多くの人々を誘導するためのバナー広告やテキスト広告も併せて展開し、アクセス増へとつなげることができた。</p> <p>(7) 雑誌を活用した広報では、「ビッグイシュー日本版」と「文藝春秋」に『人権週間』の広告を掲載し、他媒体とは異なる層への周知を図ることができた。</p> <p>(8) テレビを活用した広報では、日本全国から視聴可能なBS11において、「人権週間」（12月4日～10日）期間中に15秒CMを実施し、幅広い層に周知を図ることができた。</p> <p>2. 全国中学生人権作文コンテスト入賞作品の英訳</p>

<p>自己評価</p>	<p>(1) 全国中学生人権作文コンテスト入賞作品の英訳は、当初の委託事業の計画には含まれていなかった事業である。しかし、近年、人権啓発活動の実績を法務省が世界に向けて発信していること、また、本（平成 27）年度はハンセン病に関するアーカイブ映像を制作していることを踏まえ、人権センターより提案して実現した事業である。日頃から人権啓発活動についての情報蓄積のある人権センターの強みを生かして適切に提案することができ、意義ある事業として実現することができた。</p>
<p>課題等</p>	<p>1. ライトアップ事業</p> <p>(1) 多くの人々の関心を得るためには、常に時宜にかなった人権課題やテーマを意識し、啓発に有効と思われる著名人の起用や企画内容について、より一層の工夫を凝らしてい必要がある。</p> <p>(2) 情報技術や端末、情報サービスの発展に伴い、幅広い層の国民がインターネット上の情報へアクセスすることがあたり前となっている今、ウェブ媒体のこれまでの広報手法に加え、新たな視点での活用や組み合わせを再考していく必要がある。</p> <p>(3) 新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアを活用した広報は、掲載料が高額であるが、これらの媒体は国民の接触率も高く、訴求力も相当高いと考えられるため、費用面や訴求力等を念頭に他媒体とのバランスを取りながら活用していくべきである。また、マスメディア各社と連携し、企業の社会的責任への取組かつ公的な取組の一環としての人権啓発に関する広報という観点から、経費を抑えつつ広く国民に情報を発信していく必要もある。</p> <p>(4) 雑誌広告等の出版物への広告掲載等については、ターゲットとなる層等を考慮し、他媒体との効果的な組み合わせを考慮していく必要がある。</p> <p>(5) 予算的な制約はあるが、費用対効果、実施期間等を念頭に、他のメディア（ポスター掲示、チラシの折り込み、ファーストフード店のトレイ広告、コンビニエンス・ストアのレジ横モニター、街頭大型ビジョン、スタジアム内大型ビジョン、シネアド、公共交通機関内広報等）の活用や組み合わせ方、イベント等との連携、各種団体とのコラボレーション等についても、多角的に分析・検討し、より啓発・広報に適した媒体を模索し、複合的な広報戦略の視点からも企画・立案すべきであるとする。</p> <p>2. 全国中学生人権作文コンテスト入賞作品の英訳</p> <p>(1) 全国中学生人権作文コンテスト入賞作品の英訳にあたっては、単に英語力だけではなく、ハンセン病についての専門的な知識も必要である。しかし、センター職員のみではその検証が困難であるため、学識者による協力が必要であり、常に協力を得られる学識者の情報を収集していく必要がある。</p>
<p>委員会 評価</p>	<p>1. ライトアップ事業</p> <p>(1) 評価</p>

委員会
評価

- ① ウェブ広報の実施結果を見ると、クリック数やクリック率は、さほど多くない数値になっている。
- 雑誌広告については、「文藝春秋」と「ビッグイシュー」の2誌で実施しており、掲載誌の選定がユニークである。
- 特に「ビッグイシュー」は、表4（裏表紙）にカラー掲載されており、非常に目立つ。「文藝春秋」は、目次の裏側の部分ということもあり、やや目立ちにくい。
- (2) 提言
- ① 人権啓発に関する広報を行う際、広く国民（一般市民）のあらゆる層を対象に実施しなければならないことは理解できる。しかし、予算的な制約等があることを考慮し、複数年度に渡る中・長期的な計画に基づき、広報の対象を年度ごとに絞り込むなどの工夫が必要ではないか。
- たとえば、制作した人権啓発用の映像コンテンツを、YouTubeの「法務省チャンネル」や特設サイト上、テレビ（BS）等で放映しているが、これらに加えて、主に若年層を対象に、無料で様々な動画を視聴できるウェブ上のサービスにおいて、本編の動画が始まる前に再生される広告動画枠の部分で、人権啓発用の映像コンテンツを流すようにしてはどうか。
- ※ 今回の広報実施内容の中に、YAHOO! JAPAN インストリームアドにおいて、無料動画GAYO! (<http://gyao.yahoo.co.jp>) 提供の動画再生前の広告枠内で、人権啓発用の映像コンテンツ放映の実績あり。
- ② 映像コンテンツの制作にあたり、予算的な制約等があることはわかるが、国民（一般市民）の認知度が高く、かつタイムリーな著名人やキャラクター等を起用することにより、人々の興味・関心が高まり、啓発効果も向上するのではないか。
- ③ ウェブ広報における特設サイトのクリック率0.079%は、少ないと思われる。予算的な問題もあると思われるが、同サイトのアクセスログを分析し、どのような所からアクセスがあったか、サイト内の回遊状況や直帰率、滞在時間などの情報を割り出し、今後のウェブを活用した広報に生かすべきであると考え。
- ④ 本（平成27）年度の雑誌広報については、「ビッグイシュー日本版」と「文藝春秋」の2誌に第67回人権週間及び人権相談窓口等の周知広報を掲載したが、他の雑誌にも掲載してはどうか。
- 雑誌ごとに読者層が異なるため、その層に合わせて、内容やビジュアルを変えるなどの工夫をした上で、広報を実施するといったことが想定される。
- たとえば、企業の経営者等を主な対象に「日経ビジネス」への掲載など。
- ⑤ 人権啓発に関する広報を実施するにあたっては、その時点の社会情勢等を鑑み、時節に合ったテーマを設定すべきである。
- また、毎年度、国民のあらゆる層（年齢、性別、社会的立場、居住地域等）に対してまんべんなく啓発広報を行おうとすると、多くの種類の媒体と莫大な予算が必要となる。
- そこで、中・長期的な観点で複数年度に渡る広報計画を立て、年度ごとにテーマを設定し、主な対象を絞るなど、戦略的な考え方の下に実施することで、効率的かつ効果的な広報が展開できるのではないか。

2. 全国中学生人権作文コンテスト入賞作品の英訳

委員会
評価

(1) 評価

- ① 「2. 全国中学生人権作文コンテンスト入賞作品の英訳」は、グローバルな観点で考えると、日本における人権教育・啓発への取組の一端を世界に発信できる一つの良い試みである。

(2) 提言

- ① 「2. 全国中学生人権作文コンテンスト入賞作品の英訳」において、英語版のタイトル、サブタイトルが長すぎてわかりにくい。

せいぜい“Students essey of Human Rights”位のシンプルなメインタイトルにして、詳細はサブタイトル等でカバーする位の設定で良いと思われる。

- ② 英訳にあたって、訳された英文が固い表現であったり、今使われている表現とはかけ離れたものとなることを避けるために、その道の専門家にチェックしてもらうべきである。

手間と時間、経費は掛かるが、有効活用してもらうためには、必要な手順であると考える。

- ③ 作文を英訳しているにも関わらず、挿絵や写真のキャプション等は日本語のままの部分がある。外国語版の制作にあたっては、このような部分も当該言語に差し替え、または説明を付加するなどすべきではないか。

- ④ 英訳した作文集の配布先が法務局・地方法務局となっているが、これは日本国内の外国人（英語圏）を対象としたものという捉え方で良いのか。印刷物を配布するだけでなく、PDF データをウェブ上でも公開するなどして、世界中どこからでも閲覧できるようにした方が良いのではないか。

- ⑤ 今回は、作文集の英語版のみの作成で、最初に手掛ける翻訳版としては良いと思う。しかし、一方で、日本国内の地域ごとに、居住する外国人の国籍や使用する言語など、実態に合わせた言語のバージョン（中国語、韓国語、ポルトガル語等）を制作する必要性を感じる。

誰に読んでもらいたいのか対象者を明確にした上で、地域に居住する外国人の実態に沿う形での各国語版の作成を進めていく必要がある。

事業名	4 人権相談窓口周知広報事業
事業目的	法務省の人権擁護機関における「人権相談窓口」を広く国民に周知するため、シネアドや電車内広報、新聞、インターネットなどの各種メディアを活用した広報を行う。
実施の基本方針	<p>法務省の人権擁護機関（全国 50 か所の法務局・地方法務局及び約 14,000 人の人権擁護委員）では、中立・公正な立場で人権侵害の有無を確認し、救済するための「調査救済制度」を設けており、人権侵害事案把握の端緒となる様々な相談を受けるための人権相談窓口を全国の法務局・地方法務局に設置し、その周知・広報等を行っているが、国民に十分認知されているとは言い難い状況にある。</p> <p>そこで、人権侵害事案の潜在化を防止するため、国民に対して、全国の法務局・地方法務局における調査救済制度や人権相談に関する情報を改めて周知・広報することを目的に、女優・麻尋えりか氏（元宝塚歌劇団所属）を起用した人権に関する映像コンテンツを活用し、シネマコンプレックス（以下、シネコン）等の映画館におけるスクリーン広報（以下、シネアド）を活用した映像コンテンツの上映と、公共交通機関である鉄道内における映像コンテンツの上映、さらにその他メディア（新聞、ウェブ等）を活用した広報を展開する。</p> <p>※ シネマコンプレックス（シネコン）：ショッピングセンター等の同一の施設に併設された、複数の劇場（スクリーン）を持つ複合型映画館</p>
実施結果	<p>(1) 映像コンテンツの制作</p> <p>各種映像広報媒体での活用を目的に、女優・麻尋えりか氏（元宝塚歌劇団所属）を起用した人権相談窓口周知広報用映像コンテンツを制作。</p> <p>① 「子どもの人権 110 番篇」</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 日本語字幕・30 秒 https://youtu.be/kzkVOyORYeU b. 日本語字幕・15 秒 https://youtu.be/XeFOF-9J1f8 c. 英語字幕・30 秒 https://youtu.be/b2Rb7U7q920 d. 英語字幕・15 秒 https://youtu.be/D50e8ZWeHRY * e. 字幕なし・30 秒 https://youtu.be/-p2n8jaGtQc * f. 字幕なし・15 秒 https://youtu.be/svy0jQ_cpLE * <p>② 「ネットによる人権侵害篇」</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 日本語字幕・30 秒 https://youtu.be/nM9JLl4j4Ho b. 日本語字幕・15 秒 https://youtu.be/qnM5q6osmxs c. 英語字幕・30 秒 https://youtu.be/lKAJ_QXccGE d. 英語字幕・15 秒 https://youtu.be/y5wxYbCGXIY * e. 字幕なし・30 秒 https://youtu.be/ETWq9kWbPJw * f. 字幕なし・15 秒 https://youtu.be/zWDIYNI_wyM * <p>③ 「ハラスメント・DV 篇」</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 日本語字幕・30 秒 https://youtu.be/8fh5-lZEEy8 b. 日本語字幕・15 秒 https://youtu.be/ONXuhwOQkRY c. 英語字幕・30 秒 https://youtu.be/slAr1vol9Eg d. 英語字幕・15 秒 https://youtu.be/qEyC8Wl9pbQ * e. 字幕なし・30 秒 https://youtu.be/qPMf-sqLA70 *

<p>実施結果</p>	<p>f. 字幕なし・15秒 https://youtu.be/IFRzliDEkEw *</p> <p>※ 「*」は、YouTube「人権チャンネル」で限定公開</p> <p>(2) シネアドによる広報</p> <p>全国の法務局・地方法務局（50 か所）全管区内（全都道府県を網羅）のシネコンや映画館において、シネアドを実施。人権相談窓口周知広報用映像コンテンツを映画本編開始前に放映。</p> <p>① シネアド（第一弾） / 15秒スポット（国民一般向け）上映</p> <p>実施期間： 平成27（2015）年8月1日（土）～8月14日（金）</p> <p>実施施設： 東京・大阪・名古屋・札幌・福岡エリアのTOHOシネマズ全スクリーン（25劇場/217スクリーン） https://www.tohotheater.jp/</p> <p>上映回数： 17,512回（想定上映回数：15,190回）</p> <p>動員数： 1,463,000人</p> <p>上映コンテンツ： 「ネットによる人権侵害篇」（15秒・日本語字幕） https://youtu.be/qnM5q6osmxs</p> <p>シネアド上映対象作品：</p> <p>a. 「バケモノの子」 http://www.bakemono-no-ko.jp/index.html</p> <p>b. 「アベンジャーズ・エイジ・オブ・ウルトロン」 http://marvel.disney.co.jp/movie/avengers.html</p> <p>c. 「インサイドヘッド」 http://www.disney.co.jp/movie/head.html</p> <p>d. 「ターミネーター 新起動/ジェニシス」 http://www.terminator-movie.jp/</p> <p>e. 「HERO」 http://www.hero-movie.com/</p> <p>f. 「ポケモン・ザ・ムービーXY 光輪の超魔神 フーパ」 http://www.pokemon-movie.jp/</p> <p>g. 「進撃の巨人」 http://www.shingeki-seyo.com/index.html</p> <p>h. 「ミニオンズ」 http://minions.jp/</p> <p>i. 「ミッション・インポッシブル ログ・ネイション」 ※ 8/7（金）～ http://www.missionimpossiblejp.jp/</p> <p>j. 「ジュラシック・ワールド」 ※ 8/7（金）～ http://www.jurassicworld.jp/</p> <p>k. 「BORUTO NARUTO THE MOVIE」 ※ 8/7（金）～ http://boruto-movie.com/</p> <p>l. 「日本のいちばん長い日」 ※ 8/8（土）～ http://nihon-ichi.jp/</p> <p>② シネアド（第二弾） / 15秒スポット（若年層向け）上映</p> <p>実施期間： 平成27（2015）年11月28日（土）～12月11日（金）</p> <p>実施施設： 東京・大阪・名古屋・札幌・福岡エリアのTOHOシネマズ全スクリーン（25劇場/217スクリーン） https://www.tohotheater.jp/</p>
-------------	---

実施結果

上映回数： 15,655 回（想定上映回数：15,190 回）

動員数： 407,000 人

上映コンテンツ： 「ネットによる人権侵害篇」（15 秒・日本語字幕）

<https://youtu.be/qnM5q6osmxs>

シネアド上映対象作品： ※ 冬休みヒット作品に出稿

a. 「エベレスト 3D」 ※ 11/6（金）～

<http://everestmovie.jp/>

b. 「劇場版MOZU」 ※ 11/7（土）～

<http://mozu-movie.jp/>

c. 「グラスホッパー」 ※ 11/7（土）～

<http://grasshopper-movie.jp/>

d. 「コードネーム U.N.C.L.E」 ※ 11/14（土）～

<http://www.warnerbros.co.jp/codename-uncle/>

e. 「起終点駅 ターミナル」 ※ 11/7（土）～

<http://www.terminal-movie.com/>

f. 「ラストナイツ」 ※ 11/14（土）～

<http://lastknights.jp/>

g. 「ハンガーゲーム FINAL：レボリューション」 ※ 11/20（金）～

<http://hungergames.jp/>

h. 「リトルプリンス 星の王子様と私」 ※ 11/21（土）～

<http://www.warnerbros.co.jp/littleprince/>

i. 「007 スペクター」 ※ 12/4（金）～

<http://www.007.com/spectre/?lang=ja>

j. 「海難 1890」 ※ 12/5（土）～

<http://www.kainan1890.jp/>

k. 「I LOVE スヌーピー THE PEANUTS MOVIE」 ※ 12/4（金）～

<http://www.foxmovies-jp.com/snoopy/>

l. 「杉原千畝 スギハラチウネ」 ※ 12/5（土）～

<http://www.sugihara-chiune.jp/>

③ シネアド・第三弾 / 15 秒スポット（若年層向け）上映

実施期間： 平成 27（2015）年 12 月 5 日（土）～12 月 11 日（金）

実施施設： 23 府県の TOHO シネマズ（40 劇場/40 スクリーン）

※ 青森、秋田、茨城、栃木、埼玉、千葉、神奈川、富山、山梨、長野、岐阜、静岡、京都、兵庫、奈良、岡山、広島、愛媛、高知、長崎、熊本、大分、鹿児島

<https://www.tohotheater.jp/>

上映回数： 1,439 回（想定上映回数：1,200 回）

動員数： 45,600 人

上映コンテンツ： 「ネットによる人権侵害篇」（15 秒・日本語字幕）

<https://youtu.be/qnM5q6osmxs>

シネアド上映対象作品：

a. 「杉原千畝 スギハラチウネ」

<http://www.sugihara-chiune.jp/>

④ シネアド・第四弾 / 15 秒スポット（子ども向け）上映

実施期間： 平成 27（2015）年 12 月 26 日（土）～平成 28（2016）年 1 月 8 日（金）

実施結果

実施施設： 27 道県の劇場（29 劇場／29 スクリーン）

※ 北海道、青森、岩手、宮城、山形、福島、群馬、埼玉、千葉、新潟、石川、福井、長野、静岡、三重、滋賀、兵庫、和歌山、鳥取、島根、山口、徳島、香川、愛媛、佐賀、宮崎、沖縄

上映回数： 2,391 回（想定上映回数：1,712 回）

動員数： 161,918 人

上映コンテンツ：「子ども的人権 110 番篇」（15 秒・日本語字幕）

<https://youtu.be/XeFOF-9U1f8>

シネアド上映対象作品：

a. 「妖怪ウォッチ 閻魔大王と 5 つの物語だニャン!？」

<http://www.eiga-yokai.jp/> ※ 福井と宮崎以外の 25 道県

b. 「映画 ちびまるこちゃん イタリアから来た少年」

<http://chibimaru-movie.com/> ※ 福井と宮崎のみ

(3) 電車内広報

※ 電車内の扉上等のモニターにて、人権相談窓口周知広報用映像コンテンツを放映。（音はナシ／日本語字幕表示）

① JR 東日本・首都圏・各線 / トレインチャンネル・15 秒スポット

（山手線、中央線快速、京浜東北線・根岸線、京葉線、埼京線、横浜線、南武線）

a. 実施期間：平成 27（2015）年 9 月 7 日（月）～ 9 月 13 日（日）

放映コンテンツ：「ネットによる人権侵害篇」（15 秒・日本語字幕）

<https://youtu.be/qnM5q6osmxs>

b. 実施期間：平成 27（2015）年 12 月 7 日（月）～ 12 月 13 日（日）

放映コンテンツ：「ネットによる人権侵害篇」（15 秒・日本語字幕）

<https://youtu.be/qnM5q6osmxs>

② JR 東日本・首都圏・各線 / トレインチャンネル（女性専用車）・15 秒スポット（中央線快速、京浜東北線・根岸線、埼京線）

a. 実施期間：平成 27（2015）年 9 月 7 日（月）～ 9 月 13 日（日）

放映コンテンツ：「ハラスメント・DV 篇」（15 秒・日本語字幕）

<https://youtu.be/ONXuhwOQkRY>

b. 実施期間：平成 27（2015）年 9 月 28 日（月）～ 10 月 4 日（日）

放映コンテンツ：「ハラスメント・DV 篇」（15 秒・日本語字幕）

<https://youtu.be/ONXuhwOQkRY>

c. 実施期間：平成 27（2015）年 11 月 16 日（月）～ 11 月 22 日（日）

放映コンテンツ：「ハラスメント・DV 篇」（15 秒・日本語字幕）

<https://youtu.be/ONXuhwOQkRY>

d. 実施期間：平成 27（2015）年 11 月 30 日（月）～ 12 月 6 日（日）

放映コンテンツ：「ハラスメント・DV 篇」（15 秒・日本語字幕）

<https://youtu.be/ONXuhwOQkRY>

e. 実施期間：平成 28（2016）年 3 月 7 日（月）～ 3 月 13 日（日）

放映コンテンツ：「ハラスメント・DV 篇」（15 秒・日本語字幕）

<https://youtu.be/ONXuhwOQkRY>

③ 東京メトロ・各線 / Tokyo Metro Vision・15 秒スポット

（銀座線、丸ノ内線、東西線、千代田線、半蔵門線、有楽町線、副都心線）

a. 実施期間：平成 27（2015）年 10 月 5 日（月）～平成 28（2016）

実施結果

年3月31日(木)

+ 4月1日(金)~4月3日(日) ※ 26週

放映コンテンツ:「ネットによる人権侵害篇」(15秒・日本語字幕)

<https://youtu.be/qnM5q6osmxs>

④ JR西日本・各線 / WESTビジョン・15秒スポット

(321系普通電車:JR京都線、神戸線、宝塚線、東西線、琵琶湖線、湖西線、学研都市線、大和路線、おおさか東線 / 225系快速電車:東海道本線、山陽本線、湖西線、草津線、福知山線、大阪環状線、関西空港線、阪和線、きのくに線)

a. 実施期間:平成27(2015)年9月7日(月)~平成28(2016)年3月7日(月)

放映コンテンツ:「ネットによる人権侵害篇」(15秒・日本語字幕)

<https://youtu.be/qnM5q6osmxs>

(4) 新聞広報

新聞(全国紙)に、人権相談窓口周知広報を目的とした広告を掲載。

掲載日:平成27(2015)年12月6日(日)

掲載紙:朝日新聞・全国版・朝刊/全2段/モノクロ

※ 東京本社版、大阪本社版、西部本社版、名古屋本社版、北海道支社版

総発行部数:7,101,074部(朝刊)

内容:「みんなの人権110番」「子どもの人権110番」「女性の人権ホットライン」「インターネット人権相談受付窓口」等の情報を掲載。

(5) ウェブ広報

ウェブサイト「朝日新聞デジタル」においてテキスト広告を掲載。

掲載期間:平成27(2015)年11月30日(月)~12月6日(日)

掲載媒体:ウェブサイト「朝日新聞デジタル」のトップページ内「PR情報」にランダムに表示 ※ <http://www.asahi.com/>

掲載内容:【法務省】人権に関する問題でお困りの場合は、法務局の人権相談まで!

※ 他のPRテキストとともにランダムに表示

リンク先:法務省ウェブサイトの中の「人権相談」のページ

http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html

表示回数: 7,885,486 imps

クリック数: 957 click / クリック率:0.01%

(6) Jリーグ・スタジアム放映用素材の制作

本事業(「4 人権相談窓口周知広報事業」)及び「3 人権啓発総合推進事業」で制作した映像コンテンツを、Jリーグのスタジアム内にある大型ビジョン等で放映するための映像素材を制作、配布した。

① 放映用素材の収録内容

a. 「人権相談窓口周知広報事業」にて制作した映像コンテンツ3種

イ)「子どもの人権 子どもの人権110番篇」(15秒/日本語字幕版)

ロ)「ネットによる人権侵害篇」(15秒/日本語字幕版)

ハ)「ハラスメント・DV 篇」(15秒/日本語字幕版)

<p>実施結果</p>	<p>b. 「人権啓発総合推進（ライトアップ）事業」にて制作した映像コンテンツ 3種 イ) 「出身地等による差別篇」（15秒／日本語字幕版） ロ) 「性同一性障害篇」（15秒／日本語字幕版） ハ) 「セクハラ篇」（15秒／日本語字幕版）</p> <p>② 制作した放映用素材 a. DVD-Video（DVDプレーヤーで再生可能） …… 54枚 b. DVD-R（MPEG4、WMVのストリーミングデータ収録） …… 26枚 c. XD-CAM …… 2セット d. HD-CAM …… 5セット</p> <p>③ 配布先 a. Jリーグ・クラブチーム（スタジアム） …… 53か所 b. Jリーグ・事務局 …… 1か所</p> <p>※ ベガルタ仙台、鹿島アントラーズ、浦和レッズ、大宮アルディージャ、柏レイソル、FC東京、川崎フロンターレ、横浜F・マリノス、湘南ベルマーレ、ヴァンフォーレ甲府、アルビレックス新潟、ジュビロ磐田、名古屋グランパス、ガンバ大阪、ヴィッセル神戸、サンフレッチェ広島、アビスパ福岡、サガン鳥栖、北海道コンサドーレ札幌、モンテディオ山形、水戸ホーリーホック、ザスパクサツ群馬、ジェフユナイテッド千葉、東京ヴェルディ、FC町田ゼルビア、横浜FC、松本山雅FC、ツエーゲン金沢、清水エスパルス、FC岐阜、京都サンガF.C.、セレッソ大阪、ファジアーノ岡山、レノファ山口、カマタマーレ讃岐、徳島ヴォルティス、愛媛FC、ギラヴァンツ北九州、V・ファーレン長崎、ロアッソ熊本、グルージャ盛岡、ブラウブリッツ秋田、福島ユナイテッドFC、栃木SC、Y.S.C.C.横浜、SC相模原、AC長野パルセイロ、カターレ富山、藤枝MYFC、ガイナレ鳥取、大分トリニータ、鹿児島ユナイテッドFC、FC琉球</p> <p>(7) 効果測定 インターネットを活用し、全国の10歳代から60歳代以上の一般男女1,000人を対象に、接触率・認知率等を計る調査を実施。主な結果は以下の通り。</p> <p>① 朝日新聞・全国版・全2段広告「一人で悩まないで！」 接触率（「確かに見た」＋「見たような気がする」） 18.0%</p> <p>② 人権相談窓口周知広報用映像コンテンツ（15秒・3種） 接触率（「確かに見た」＋「見たような気がする」） 13.0%</p> <p>③ 人権相談窓口周知広報用映像コンテンツ（15秒・3種）をどこで見たか 接触率（「シネアド」14.9%、「電車内モニター広告（JR：首都圏・近畿圏）」31.5%、「電車内モニター広告（東京メトロ）」21.5%、「YouTube」45.3%）</p> <p>④ 法務局が人権相談を行っていることについて 接触率（「知っていた」＋「何となく知っていた」） 42.0%</p> <p>⑤ 人権に関する悩みごとがある場合、法務局の人権相談窓口を利用したいと思うか 「はい」 41.9%</p> <p>⑥ 人権に関する相談を行う場合、利用したいと思う方法はどれか 「電話」31.8%、「手紙」3.8%、「相談員との面談」29.8%、「インターネット」31.9%</p>
-------------	---

<p>自己評価</p>	<p>(1) 本事業は、昨（平成 26）年度まで法務省人権擁護局調査救済課の直轄事業であったが、本（平成 27）年度は人権教育啓発推進センターへの委託事業として初めて実施することになった。その結果、人権センターの人権教育・啓発に関するノウハウを最大限に生かし、映像コンテンツの制作や広報手段の選定、内容の精査等において、そのクオリティを従来以上に向上させることができた。</p> <p>(2) 人権相談窓口周知広報のための映像コンテンツ（3 テーマ／15 秒・30 秒／日本語字幕、英語字幕、字幕なし）を最初に制作し、その後のシネアドや電車内広報をはじめ、新聞やウェブ等の様々な媒体を活用した広報においてビジュアル・イメージを統一し、事業全体としての一体感を出すことができた。</p> <p>(3) シネアド、電車内広報、新聞、ウェブ等、様々な広報媒体を連携させ、法務省の人権擁護機関による人権相談窓口の周知・広報を、長期（8 月～3 月の 8 か月間）にわたって、多角的かつ波状的に展開することができた。</p> <p>(4) 映像コンテンツの英語字幕版を初めて制作し、日本国内のみならず、国外に、日本における人権への取組を紹介する一助とすることができた。</p> <p>(5) シネアドによる広報では、全国のシネコン及び劇場において、様々な映画の上映前に、本（平成 27）年度制作した映像コンテンツを夏休み及び年末年始の期間中に放映し、あらゆる層の国民に対して人権相談窓口の周知・広報を図ることができた。</p> <p>(6) 電車内広報では、鉄道の利用者数が多い首都圏（JR 東日本各線、東京メトロ各線）及び関西圏（JR 西日本各線）において、本（平成 27）年度制作した映像コンテンツ（15 秒／日本語字幕／音声なし）を放映し、公共交通機関利用者の印象に残る広報を展開することができた。</p> <p>(7) 全国紙による広報では、朝日新聞の全国版・朝刊に、人権相談窓口に関する情報等を全 2 段広告として掲載し、新聞購読者層に対しての広報を展開することができた。</p> <p>(8) ウェブを活用した広報では、「朝日新聞デジタル」のトップページ内にテキスト広告を掲載し、法務省人権擁護局ウェブサイト内の人権相談窓口情報へ誘導を図り、人権相談窓口の周知とともに、相談を促すことができた。</p> <p>(9) 「人権相談窓口周知広報事業」及び「人権啓発総合推進（ライトアップ）事業」の両事業でそれぞれ制作した映像コンテンツ（6 テーマ／15 秒／日本語字幕版）を一つにまとめた放映用素材を制作し、J リーグ・各クラブチームに配布したことで、J リーグ公式試合におけるスタジアム内の大型ビジョンでの放送協力を得られる等、人権との親和性の高い、スポーツ関連団体と連携した人権啓発を展開することができた。</p>
<p>課題等</p>	<p>(1) 多くの人々の関心を得るためには、常に時宜にかなった人権課題やテーマを意識し、啓発に有効と思われる著名人の起用や企画内容について、より一層の工夫を凝らしてい必要がある。</p> <p>(2) 情報技術や端末、情報サービスの発展に伴い、幅広い層の国民がインターネット上の情報へアクセスすることがあたり前となっている今、ウェブ媒体のこれまでの広報手法に加え、新たな視点での活用や組み合わせを再考していく必要がある。</p> <p>(3) 新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアを活用した広報は、掲載料が高額であるが、これらの媒体は国民の接触率も高く、訴求力も相当高いと考えられるため、</p>

<p>課題等</p>	<p>費用面や訴求力等を念頭に他媒体とのバランスを取りながら活用していくべきである。また、マスメディア各社と連携し、企業の社会的責任への取組かつ公的な取組の一環としての人権啓発に関する広報という観点から、経費を抑えつつ広く国民に情報を発信していく必要もある。</p> <p>(4) 雑誌広告等の出版物への広告掲載等については、ターゲットとなる層等を考慮し、他媒体との効果的な組み合わせを考慮していく必要がある。</p> <p>(5) シネアドについては、全国規模で展開した場合、広告料が高額となってしまうが、効果的な手法の一つであると認められるため、他媒体とのバランスを取りながら、活用を継続した方が良いと考える。</p> <p>(6) 電車内モニターを活用した広報については、地域によって公共交通機関の利用のされ方に大きな差があるため、全国規模でバラツキの少ない効果は期待できないという難点がある。そのため、比較的人口の多い都市以外での実施は難しいところではあるが、大都市圏での実施を前提に、他媒体との組み合わせ方次第では、非常に有効な広報手段であると考えられる。また、広告掲載料が高額であるため、事業経費積算にあたっては、他媒体との予算配分のバランスを十分考慮する必要がある。</p> <p>(7) 予算的な制約はあるが、費用対効果、実施期間等を念頭に、他のメディア（ポスター掲示、チラシの折り込み、ファーストフード店のトレイ広告、コンビニエンス・ストアのレジ横モニター、街頭大型ビジョン、スタジアム内大型ビジョン、各種デジタル・サイネージ等）の活用や組み合わせ方、イベント等との連携、各種団体とのコラボレーション等についても、多角的に分析・検討し、より啓発・広報に適した媒体を模索し、複合的な広報戦略の視点から企画・立案すべきであると考える。</p>
<p>委員会 評価</p>	<p>(1) 評価</p> <p>① シネアドによる広報については、映画館やシネコンを訪れる人の数が増加していることや映画の本編上映前の広告放映時には、スマートフォン等の携帯端末の画面を見る人等はほとんどいないと想定されることなどから、効果的な広報媒体であると考えられる。</p> <p>② 電車内モニターによる広報については、電車の乗降者数が多い、一定規模以上の大都市圏に限定されるという制約はあるものの、効果的な啓発手法であると考えられる。</p> <p>※ 本（平成27）年度は、首都圏と近畿圏にて電車内モニターによる広報を実施。</p> <p>(2) 提言</p> <p>① 国民（一般市民）の立場で考えてみると、人権に関する悩みを法務局・地方自治体に相談するというのは、敷居が高すぎるという印象を受ける。</p> <p>相談窓口に、「ハートライン」「人権ホットライン」といったようなやわらかい印象の名称（愛称）を付けて広報することで、国民（一般市民）にとって親しみやすく、相談しやすいものになるのではないか。</p> <p>② 本事業の効果測定結果を見ると、「人権に関する悩みごとがある場合、法務局の人権相談窓口を利用したいと思うか」という設問の結果として、「『はい』41.9%」と記載されている。</p> <p>この結果から、半数以上の人は「いいえ」と回答していることになる。その</p>

委員会
評価

否定的な回答の中にこそ、人権相談窓口の周知や利用促進広報のヒントが隠れていると思われる。なぜ「いいえ」が過半数を超えているのか。その理由を聴取し、分析することが大切になる。

その上で、新聞、テレビ、ラジオ、各種出版物、ウェブ広告、シネアド、公共交通機関における広報をはじめ、他のメディア（ポスター掲示、チラシの折り込み、ファーストフード店のトレイ広告、コンビニエンス・ストアのレジ横モニター、街頭大型ビジョン、スタジアム内大型ビジョン、各種デジタル・サイネージ等）の活用や組み合わせ方、イベント等との連携、各種団体とのコラボレーション等についても、多角的に分析・検討し、より啓発・広報に適した媒体と広報内容や表現方法を模索し、複合的な広報戦略の視点から企画・立案すべきである。

- ③ シネアドをはじめ、電車内広報、新聞、ウェブ等、様々な媒体を活用し、人権相談窓口周知広報を行うことで、法務局・地方法務局における人権相談の件数が実際に増えたのか、とりまとめたデータ（数値）はあるのか。

せめて、人権相談窓口周知広報のキャンペーンを実施した期間（とその後の一定期間）の分だけでも良いので、人権相談件数に関するデータを集計・分析できるようにした方が良いのではないか。

例えば、人権相談窓口の利用者に対して「あなたはこの窓口を何で知ったか」等を聴取して認知経路を掌握・分析したり、キャンペーン期間中の利用動向とキャンペーン期間外の利用動向を比較したりすることを勧めたい。

本事業の主目的は「人権相談窓口の周知」ではあるが、その結果として人権相談件数が増えたのかどうかは広報効果を測るもう一つの指標となる（相談件数の増減は、人権問題を巡る社会情勢とも関係してくるだろうが、その辺も考慮した上での分析が望まれる）。

上記②で挙げた「人権相談窓口の利用意向」が 42%程度にとどまっていることと合わせ、広報戦略を検討する際の有益な資料となるだろう。

※ 現状は、人権相談窓口周知広報と人権相談件数を連動させた分析は実施していない。

- ④ 電車内モニターによる広報については、朝夕のラッシュ時で身動きもとれないような状況でもない限り、多くの人がスマートフォン等の携帯端末を所持している現在、電車内においては携帯端末の画面を見ている割合が非常に高く、一昔前よりも電車内モニターを見ている人の割合は減少していると考えられる。

人々の行動形態の変化を考慮した上で、きちんと“見てもらえ”て“印象に残る”広報媒体の選定も検討した方が良い。

- ⑤ 電話相談の窓口の中で、「子どもの人権 110 番」はフリーダイヤルで無料だが、「みんなの人権 110 番」「女性の人権ホットライン」はナビダイヤルで通話料が掛かる。

無料か有料かにはこだわらないが、別の組織が運営している無料の電話相談窓口は、電話を掛けても全然つながらなかったり、自動音声案内の説明時間が長すぎて相談者が途中で電話を切ってしまうものがある。

法務局・地方法務局の電話相談窓口は、きちんとつながるのか、改めて確認し、必要に応じて法務省に対して見直しを提言した方が良いかもしれない。

- ⑥ 電話による人権相談窓口の受付時間が、平日の 8:30～17:15 と限定されているが、この時間設定（短い）が相談のしづらさにつながっているのではないかと考えられる。

最近では、多くの人がスマートフォン等の携帯端末を所持しており、インタ

委員会
評価

ーネット経由での人権相談窓口の広報により力を入れた方が、利用促進につながるのではないか。

- ⑦ 現在、多くの国民（一般市民）が携帯端末（スマートフォン等）を所持・利用していると考えられる。そのような状況を考慮し、スマートフォン等携帯端末用のアプリ（アプリから人権相談窓口へ容易にアクセスできるようなもの）を制作し、無料配布してはどうか。

※ iOS（App Store）、android OS（Google play）Windows Phone OS（windows Store）等対応アプリを制作・配布にて想定。

- ⑧ スマートフォン等携帯端末用のアプリの制作にあたっては、法務省や法務局・地方法務局の敷居の高さを少しでも解消できるよう、法務省の人権イメージキャラクター・人KEN まもる君&人KEN あゆみちゃんを活用するなど、ビジュアル的に親しみやすいものとなるよう留意する必要がある。

また、人権相談を書き込む画面に到達するまでの階層を可能な限り少なくするなど、相談者の利便性に配慮したシンプルな構成となるよう配慮すべき。

- ⑨ Jリーグ・クラブチームへの映像素材の提供については、“スポーツ”と“人権”は、“フェアプレイ”と“フェア”（公正）という観点から親和性が高いと考えられることから、人権啓発活動として良い取組である。プロスポーツ関係団体と連携した人権啓発活動を展開することで、先方はイメージの向上、法務省としては広く人権のことを知ってもらえるというメリットが双方にある。

また、プロスポーツチームと連携した人権啓発の取組は、子どもから大人までの幅広い年齢層にアピールできる、各地域に根差したクラブチームの特性を生かした非常に良い取組である。

事業名	5 人権に関する調査・研究事業
事業目的	現状を踏まえた今後の人権啓発活動の在り方について、調査研究を実施する。
実施の基本方針	特定の民族や国籍の人々を排斥する言動、いわゆるヘイトスピーチが社会問題化している。そこで、客観的現象面の調査を行い、現状認識を検討することにより、今後の人権擁護施策検討に資するものとする。
実施結果	<p>(1) 調査・研究概要 テーマ「ヘイトスピーチ等に関する実態調査」</p> <p>(2) 実施概要</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ヘイトスピーチのあった街頭デモ等の発生状況の整理 警察等の公開情報から街頭デモ等の発生状況の情報を収集・整理・分類した。 ② インターネット上から把握できる街頭デモ等の発言内容等の整理 上記(1)を踏まえ、動画投稿サイト等に掲載されたデモ等の発言内容を収集・整理・分類した。 ③ 地方公共団体が実施した調査の精査 地方公共団体が実施した外国人に関する調査内容を収集・整理・分類した。また、外国人が多く居住する地域の地方公共団体等から、外国人の人権施策等に関するヒアリングを実施。 ④ 有識者による分析 当該分野において専門的な見識を有する有識者(4人)による検討会議を設け、調査実施及び報告書作成の各段階で助言を受けた。 <p>(3) 報告書の作成 ヘイトスピーチ等に関する実態調査結果を整理した上、その傾向等について、分析・評価を行った。</p>
自己評価	<p>(1) 日頃から人権擁護施策についての情報蓄積のある人権センターの強みを生かして、ヘイトスピーチという最近の社会情勢を踏まえたテーマを選定することができた。しかし、ヘイトスピーチの確立した定義はなく、そのため、客観性や全国的な傾向を把握するにあたり、情報源を何に求めるかなど、流動的要素が多く、結果の分析・評価に困難を伴った。</p> <p>(2) 調査結果の分析にあたっては、専門家による検討会議を設けたが、その人選については、センターの人的資源を十分活用することができた。</p>
課題等	<p>(1) 全国的な情報を収集することに努めたが、時間的、予算的、人的資源の不足からセンター単独での情報収集が困難を極めた。また、当該情報がデモや街宣活動に関するものであり、当該活動を把握していると思われる警察等から詳細な情報</p>

<p>課題等</p>	<p>を収集することが困難であった。公的な機関からの情報提供が欠かせない調査にあっては、協力が得られる体制整備が必要である。</p> <p>(2) 今回のヘイトスピーチの内容についての情報源を、当該活動を実施している団体が、インターネット上で公開している動画から収集したが、量が膨大であったこと及び人間の尊厳を傷付ける表現の抽出であったため、時間的な制約がある中で、一般的な作業に比べ、より精神的な苦痛を伴う作業であった。人的負担を考慮した体制整備が必要である。</p> <p>(3) 調査研究事業については、今後ともセンターのリソースを最大限活用しつつ人権啓発事業に資する時宜にかなった内容のものを継続して行い、その内容を再びセンターのリソースとしても蓄積していく必要がある。</p>
<p>委員会 評価</p>	<p>(1) 評価</p> <p>① 本（平成27）年度の調査・研究事業のテーマは「ヘイトスピーチ等に関する実態調査」である。このテーマに関する調査は、社会的な影響を考慮すると、中立・公正な立場にある法務省等が直轄で実施するか、人権センターへの委託でしか実施できない事業である。</p> <p>② ヘイトスピーチに関しては、思想や政治的意見等が表面化しやすい問題であり、社会的な影響が大きいことから、客観性を担保しつつ事業を進めていくことが欠かせないものである。したがって、人権のナショナルセンターとしての経験やこれまで培ってきたノウハウを大きく生かすことのできる事業である。</p> <p>(2) 提言</p> <p>① 人権に関する調査・研究は、人権センターのように公正中立な立場の組織だからこそ実施可能な事業であると考えられる。今後もそのような人権センターの強みを最大限に生かし、委託元に提案を続けていくべきである。</p> <p>② 本（平成27）年度の調査・研究事業のテーマがヘイトスピーチという非常にナイーブな問題であるため、最終的な報告書に結果をどの程度まで掲載するか難しいところである。</p> <p>しかし、可能であれば、内容が限定的であったとしても、報告書の内容をデータ化するなどして、ウェブ上で公表できるようにしてはどうか。</p> <p>③ 本調査・研究事業の検討委員会の実施にあたっては、当該分野の専門家や活動を実践している人をはじめ、社会学や統計学の専門家を招き、さらにはジェンダーバランス等にも配慮した上で、委員を選定すべきである。</p>

事業名	6 人権ライブラリー事業
事業目的	書籍をはじめ、パネル、映像資料など人権に関する資料を一元的に収集し、人権に関する総合的ライブラリーを運営することにより、広く国民に対し情報提供するとともに、各機関・団体等における啓発活動を支援する。
実施の基本方針	<p>事業目的を適切に推進するために、以下の活動を行う。</p> <p>1. ライブラリー通常運営の充実</p> <p>(1) 資料の閲覧・貸出等日常業務 (2) ウェブサイトの運営による国民への人権情報の提供 (3) 人権関連の催しを行うNPO等団体を支援するための多目的スペースの貸出 (4) 啓発担当者等への映像資料紹介のための定期上映会の開催 (5) 来館者への情報提供のための企画展示（パネル展）の実施 (6) 幼児及びその保護者等の人権啓発を促進するための「読み語り」の開催 (7) ライブラリー利用者への情報提供のためのメールマガジンの発行</p> <p>2. 人権啓発資料展・人権啓発活動結果情報の収集・整理</p> <p>全国の地方公共団体では様々な人権啓発の取組を実施しているが、それらの成果物を網羅し一括して活用できる体制をとることは地方公共団体との強固なつながりを持つ当センター以外には困難な事業であることから、平成27（2015）年度人権啓発資料展及び人権啓発活動結果情報としてこれを収集し、前者については優秀なものを選定し法務大臣表彰を行う。</p> <p>3. 利用者増に向けた広報の展開</p> <p>4. 利用者の利便性の向上</p>
実施結果	<p>1. 平成27（2015）年度実績（通常運営）</p> <p>(1) 人権ライブラリー来館者数 5,567人 (2) 総貸出件数 1,282件 (3) 総貸出資料数 2,205件 (4) 多目的スペースの利用 115件 (5) 定期上映会 12回（延べ参加人数208人） (6) 企画展示（パネル等展示） 7回 (7) 読み語り 3回（のべ参加人数109人） (8) メールマガジン発行 12回（購読者数3,993人） (9) ウェブサイトアクセス件数 257,939件 (10) 人権啓発資料の転載・増刷申請 30件 (11) 書籍・ビデオ等の収集状況</p> <p>① 書籍、資料等 15,412冊 ② ビデオ（DVD含む） 1,709本 ③ 16mmフィルム 42本 ④ 展示パネル 48点 ⑤ 音声資料 10点</p>

実施結果

〔参考〕近年の推移

	平成26年度	平成25年度	平成24年度
来館者数	5,120人	4,485人	4,676人
総貸出件数	1,252件	1,168件	1,185件
総貸出資料数	2,230件	1,943件	2,144件
多目的スペースの利用	116件	121件	111件
メールマガジン購読者数	3,537人	3,049人	2,621人
ウェブサイトアクセス件数	215,365件	183,695件	189,923件

2. 人権啓発資料展の収集・整理

中央府省及び全国の地方公共団体により、平成26（2014）年度に作成された人権啓発に関する様々なポスター、パンフレット、映像等の資料を収集し、優れた作品の法務大臣表彰を実施するとともに、全国各地における人権啓発活動の成果として紹介した。

(1) 協力依頼の回答率（平成27（2015）年度）

- ① 協力依頼団体（地方公共団体）数 1,788団体
- ② 回答があった団体数 1,018団体（56.9%）
- ↳③ 人権啓発資料の作成実績ありと回答 494団体（27.6%）
- ↳④ 人権啓発資料の成果物提出あり 307団体（17.2%）

(2) 収集実績（平成27（2015）年度）

- ① ポスター 136点
- ② 出版物等 1,043点
- ③ 新聞広告 19点
- ④ 映像 10点
- ⑤ 啓発物品 358点

〔参考〕近年の推移

	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
A ポスター部門	146点	144点	153点	116点
B 出版物部門	1,034点	1,066点	1,070点	1,003点
C 新聞広告部門	17点	12点	10点	16点
D 映像部門	14点	8点	13点	6点
E その他の啓発物品	361点	338点	296点	285点

(3) 優秀作品の表彰

- ① 最優秀賞
北九州市（出版物）
- ② 優秀賞
愛知県（ポスター部門）、鳥取県（出版物部門）、
香川県（新聞広告部門）、兵庫県（映像作品部門）

(4) 資料展展示実績

- ① 人権シンポジウム（北九州市・東京・郡山）
- ② 人権啓発指導者養成研修会（東京・広島・京都）

<p>実施結果</p>	<p>③ 人権に関する国家公務員等研修会（前期・後期）</p> <p>3. 人権啓発活動結果情報の収集・整理 中央府省庁及び全国の地方公共団体が、平成 26（2014）年度に実施した人権啓発事業等の情報を収集し、人権ライブラリー・ウェブサイトに掲載した。</p> <p>収集実績</p> <table border="0"> <tr> <td>① 講演会</td> <td>1, 957件</td> </tr> <tr> <td>② テレビ・ラジオ放送</td> <td>108件</td> </tr> <tr> <td>③ 意識・実態調査</td> <td>81件</td> </tr> <tr> <td>④ その他の啓発事業</td> <td>1, 601件</td> </tr> </table> <p>4. 「読み語り」の開催</p> <p>(1) 第1回 日時： 平成 27（2015）年 10月 23日（金） 18:30～20:00 テーマ： 「大人のための絵セラピー® 絵本に学ぶ職場内コミュニケーション」 講師： 岡田達信（絵本セラピスト協会代表、絵本のソムリエ） 参加者数： 28名</p> <p>(2) 第2回 日時： 平成 27（2015）年 12月 18日（金） 18:30～20:00 テーマ： 「絵本の力で人間力を育もう！～絵本コーチング®を通して～」 講師： 毛受誉子（絵本コーチング事務局代表） 参加者数： 29名</p> <p>(3) 第3回 日時： 平成 28（2016）年 2月 10日（水） 13:30～15:00 テーマ： 「元気と勇気を届けよう！ かたおかけいこのお話ライブ」 講師： かたおかけいこ（絵本作家） 参加者数： 43名</p> <p>5. 利用者増に向けた広報の展開 人権ライブラリー・ニュースレターを作成し、地方公共団体や近隣図書館等へ送付（平成 28（2016）年 1月、3月発行）。</p> <p>6. 利用者の利便性の向上 来館者向けに、図書や映像資料のおすすめ情報などを、ポップ等で手書きで表示した。</p>	① 講演会	1, 957件	② テレビ・ラジオ放送	108件	③ 意識・実態調査	81件	④ その他の啓発事業	1, 601件
① 講演会	1, 957件								
② テレビ・ラジオ放送	108件								
③ 意識・実態調査	81件								
④ その他の啓発事業	1, 601件								
<p>自己評価</p>	<p>(1) 当センターが運営する人権ライブラリーは、人権に関する各種資料（冊子、映像作品、パネルなど）を一か所にまとめて収集・公開しており、その種類の豊富さ、数量、質の面では、国内でも群を抜いている。地方公共団体の人権に関連する各種資料についても全国規模で所蔵しており、本ライブラリーの蔵書等のリストや施設設備、運営などは、地方公共団体等が運営するライブラリーの参考ともなっている。</p> <p>(2) 人権ライブラリーは、地方公共団体が運営するライブラリーでは所蔵していない資料などを補完する役割も果たしており、遠方の利用者には、郵送や宅配便で</p>								

<p>自己評価</p>	<p>の貸し出しも行っている。</p> <p>(3) 来館者数をはじめとする通常運営における各指標については、昨（平成 26）年度と比較して増加傾向を示している。なかでも、小規模の学習会・相談会、NPO、ボランティア団体等の人権啓発活動を支援する一環として実施している、多目的スペースの貸出は好評であり、ライブラリー利用者に定着していることは評価できる。</p> <p>(4) 毎月第3水曜日実施の上映会は 10 年目を迎え、参加者アンケートからも毎回好評を得ており、上映作品が企業や地方公共団体における人権研修の企画の参考になるなど、ライブラリー利用者に定着している事業である。</p> <p>(5) 多目的スペースにおける人権講座等のイベントとタイアップした展示や、当センター主催の企画展示を実施しており、総合的な人権啓発情報を発信する場となっている。</p> <p>(6) 「人権ライブラリー・ニュースレター」の発行により、全国の地方公共団体や近隣図書館等に対して人権ライブラリーの所蔵資料等に関する情報を改めて周知・広報することができた。特に近隣の小中学校への利用促進を図ることができた。</p> <p>(7) 人権啓発資料展については、全国の地方公共団体が制作・実施したパンフレット、冊子、映像作品、新聞広告などを多数収集し、一堂に展示するもので、地方公共団体の啓発担当者や国家公務員及び一般国民にとって非常に参考となるものである。</p> <p>(8) 「読み語り」については、大人を対象とした企画、子どもを対象とした企画をそれぞれ実施し、絵本を通じた人権啓発としてさまざまな年齢層に対して重層的に展開することができた。</p> <p>(9) 地方公共団体が実施する人権関連行事予定の人権ライブラリー・ウェブサイトへの掲載は、広報支援となるものであるとともに、地方公共団体の啓発担当者の参考となるものである。</p> <p>※ 参考： http://www.jinken-library.jp</p>
<p>課題等</p>	<p>(1) 人権ライブラリーのさらなる周知 人権ライブラリー・ニュースレターの定期発行をはじめ、ウェブサイトはもとより、スマートフォン対応など、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などを活用し、利用者の拡大に努める。</p> <p>(2) 館内表示等、利用者へのよりきめ細かなサービスの在り方。 点字による館内表示、音声ソフトの充実等の館内表示の工夫、資料検索システムの改良、館内で利用できる無料の無線 LAN (Wi-Fi) アクセスポイントの提供、人権ライブラリー・ウェブサイトについてはコンテンツの充実等、利用者へのサービス向上に努める。</p> <p>(3) 貸出希望が集中する資料の複数所蔵。</p> <p>(4) 新たな貸出パネルの所蔵及び貸出パネル運搬用ケースの購入または作成。新たな貸出パネルについては、地方公共団体や企業等から、人権週間等のイベントで年齢差のある幅広い市民を対象に掲出するため、写真やイラスト等の視覚に訴えるパネルの希望が多い。平成 27（2015）年度に、ハンセン病アーカイブの映像資料を作成したが、ライブラリーで所蔵しているハンセン病に関する写真パネル「絆ー日本・韓国・台湾のハンセン病」（平成 18（2006）年度制作）の後継として、当事者や療養施設等の写真パネルを制作することは、記録・啓発の観点</p>

<p>課題等</p>	<p>からも意義が大きく、映像作品に加えて、ハンセン病に関する写真パネルを制作・所蔵し、利用者の希望に対応できるよう努めたい。</p> <p>(5) 購入後 10 年以上経過している機材・備品等の取替え・充実。 ※ テレビデオ (VHS 用)、プロジェクター、イス、盗難防止ゲート、書画カメラ等。</p> <p>(6) 人権啓発資料展における法務大臣表彰については、受賞地方公共団体管轄の法務局に協力を得て表彰式を実施する等の工夫により、資料展及び人権啓発事業のさらなる周知につなげることができると考えられる。</p> <p>(7) 人権啓発資料展の地方公共団体への調査依頼の際、地方公共団体が設置・運営する人権啓発センターの設置状況の調査を行い、今後の国・当センター及び地方の人権センター間のネットワーク構築につなげ、さらなる人権啓発の充実強化の機会としたい。</p>
<p>委員会 評価</p>	<p>(1) 評価</p> <p>① 「人権啓発資料の収集・整理」の『(1) 協力依頼の回答率』を見ると、協力依頼団体 (地方公共団体) 数 1,788 件に対して、回答があった団体数は 1,018 団体であり、全体の 56.9%というの少ないのではないかと 公的な調査や情報収集であれば、70~80%位の回答率あってもおかしくないと思われる。</p> <p>③ 「人権啓発資料の収集・整理」における現状の分類 (A.ポスター部門、B.出版物部門、C.新聞広告部門、D.映像部門、E.その他の啓発物品) の仕方が、実態に合っていないのではないかと。</p> <p>④ 全国の地方公共団体等から収集した人権啓発資料を貸し出すなどして、様々な場面で展示し、多くの人々に見てもらふことは、非常に良い取組である。各地方公共団体等が工夫を凝らして制作した優れた資料に触れることで、有効な人権啓発手法が全国に広がることにつながる。</p> <p>⑤ 全国の地方公共団体から人権啓発に関する資料を収集しているのに、人権ライブラリーでの展示や人権シンポジウムや人権啓発指導者養成研修会等でしか目にする機会がないのはもったいない。</p> <p>⑥ 人権ライブラリーの展示スペースにおける様々な人権のテーマを取り上げたパネル等の展示や、多目的スペースにおける上映会や人権講座などは、同ライブラリーの利用者増にもつながっており、今後も内容の充実を図りつつ、継続すべきである。</p> <p>⑦ 人権ライブラリー・ウェブサイトに掲載されている映像資料の貸出ランキングは、地方公共団体や企業、教育現場などにおいて DVD 等を使用する際、どのようなものがあるのか非常に参考になる。 映像資料の種類、所蔵数が多いのは良いことだが、いざ借りようとした時に、どれを借りたらよいのか迷うことも多いため、貸出ランキング等の情報が、啓発現場における効果的な資料活用の一つの目安となる。</p> <p>(2) 提言</p> <p>① 「人権啓発資料の収集・整理」における回答率の低さ (56.9%) に関して、その要因を調査する術はないかと。 人権啓発資料の収集への協力依頼文書発送時に、アンケートを同封して、回収率を上げるためのヒントとなるような設問を設けてみてはどうか。</p>

委員会
評価

- ② 人権啓発資料の収集について、人権センターから地方公共団体に対して協力依頼文書を直接送付しているようだが、人権啓発の面における地方公共団体との関係が深いと思われる法務局・地方法務局を通じて依頼を行うことで、回収率を上げることができるのではないか。

また、人権センターからは各都道府県に対して依頼を行い、都道府県から市区町村に依頼・とりまとめをしてもらうことで、回収率を上げられるのではないか。さらには、都道府県においてとりまとめを行うことにより、人権啓発資料に対する関心も高まるものと思われる。

※ 過去、都道府県に市区町村の情報のとりまとめを依頼していたことがあったが、都道府県における事務負担が大幅に増えることから、現在のような協力依頼の方法となった経緯がある。

- ③ 「人権啓発資料の収集・整理」における現状の分類（A.ポスター部門、B.出版物部門、C.新聞広告部門、D.映像部門、E.その他の啓発物品）の仕方が、実態に合っていないのではないか。

インターネットや各種デジタルメディアを活用したものや参加型研修、イベントとの連動した企画など、新たな部門を設け、それに即した収集方法を前年度中から検討すべきである。

さらには、地方公共団体等における取組の中で、分類が難しいもの等については、人権ライブラリーが個別に情報収集を行い、何らかの形で整理しておくようなことも必要であると考ええる。

- ④ 全国の地方公共団体から収集した人権啓発資料や入賞作品について、法務省がニュースリリースをはじめとする手段を活用して公表（広報）していると聞いている。

さらに多くの人々に知ってもらうために、人権センター独自でマスメディア等に取り上げてもらうためのより積極的な工夫（パブリシティ）を行ってはどうか。また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用した情報発信も検討してはどうか。

地方公共団体としては、自分たちが制作した人権啓発資料が各種メディアで取り上げられると、士気は上がり、喜びも大きい。

- ⑤ 人権啓発資料展の各部門の入賞作品について、大量に入手し、希望する自治体等に配布し、啓発現場における資料作成等の参考にってもらうことができないか。

※ 各地方公共団体が制作した啓発資料は、予算面や本来当該自治体の住民向けのものであることなどから、人権センターが大量に入手して、希望者に配布というのは難しいものと考えられる。

- ⑥ 現状、人権ライブラリー・ウェブサイトに掲載されている映像資料の貸出ランキングに加え、利用者の用途別（企業内研修用、学校での授業用など）、対象者別などのランキングも新たに設けてはどうか。

また、定期的に取り上げる人権課題（テーマ）を設定し、関連する資料の簡単な内容紹介、活用の仕方などの情報を整理し、人権ライブラリー・閲覧スペース内におけるポップやウェブサイトへの情報掲載、ニュースレターやメールマガジン等を活用し、利用者の要望に即した情報発信を拡充していくべきである。

- ⑦ 人権ライブラリー・ニュースレターの発行が、年度末の1月と3月に集中しているが、利用者増につなげるには時期の見直しが必要ではないか。

利用者の立場で考えると、年度の前期と後期に発行することが望ましい。年度当初（4月～6月頃）や年末（10～12月頃）に発行・発送することで、利

委員会
評価

用者や来館者数増につながると思われる。

さらには、発行の頻度を、年2回ではなく、もっと増やした方が良いのではないか。

⑧ 定期上映会や読み語りは、テーマや内容に合わせて、他団体との共催事業にすることで、広報の拡大や参加者（来館者）増につながるのではないか。

⑨ 人権ライブラリーの存在自体を知らない人は、依然としてかなりの割合を占めているのが実情である。人権ライブラリーの利用者増、利用者層の拡大のためには、前述⑥～⑧のような工夫は不可欠であるが、様々な機会を逃さず継続的かつ波動的な、地道な周知・広報を行っていくべきである。

人々に人権ライブラリーを知ってもらうために、シンプルでわかりやすい情報発信を継続していく必要がある。

⑩ 導入後、10年以上経過している機器（テレビデオ（VHS再生用）、プロジェクター、書画カメラ、机、イス、盗難防止ゲート）や図書や映像資料の貸出管理システム等については、新しいものに更新すべきではないか。

使用する機器が古いことや故障していることなどにより、人権ライブラリー利用者の利便性や要望に合わず、使いづらいものとなるため、もう少し短い周期（3～5年ごと）で再検討し、更新すべきであると考え。

特にデジタル機器の発達が目覚ましく、早いものでは2～3年程度で陳腐化するといっても過言ではない。

また、図書や映像資料の貸出管理システムを新しいものに入れ替えることにより、これまで1～2週間かけて行っていた棚卸作業が、数時間～1日程度で完了させることができ、実質的な閉館期間を短縮できるなど、大幅な効率化と利便性の向上が可能となる。

⑪ 地方公共団体等が設立・所管する全国各地の人権センター（ライブラリー）の設置状況や運営の実態等について、調査・整理を行うべきである。

そして、調査・整理された情報を基に、人権ライブラリーが中心となり、各施設同士の情報共有、情報提供など、連携を図り、人権センター（ライブラリー）ネットワークを確立することが望ましい。

⑫ 現状、人権ライブラリー広報用のリーフレットのタイトルが「人権ライブラリーのごあんない」で、サブ的なコピーが「みなさまのご利用をお待ちしています！」となっている。このような表現とおとなしいでは、このリーフレットを見た人は、あまり興味・関心を惹かれることはない想定される。

同リーフレットの改訂の際には、多くの人々の興味・関心を惹くような、人権ライブラリーがもっと身近に感じられるようなキャッチコピーと明快なデザイン・レイアウトとなるよう心掛けて制作すべきである。

⑬ 人権ライブラリー広報用のリーフレットを見ると、全体的に淡い色合いで構成されているものを多く見受けられる。淡い色合い自体は差し支えないが、ユニバーサルデザインの観点から、背景デザインとテキストについては一定以上のコントラストを維持し、「多くの人に優しい」色合いやデザインに留意しつつ制作するように配慮すべきである。

⑭ ライブラリーを使用して欲しい層を改めて見定め、それに合った周知・広報内容を再検討することで、利用者増につながるのではないか。

事業名	7 人権啓発教材の制作
事業目的	<p>人権問題に関する教育及び啓発を積極的に推進していくため、複雑多様化する人権問題に関して、法務局・地方法務局、人権擁護委員、地方自治体等が実施する人権教室や企業等での人権研修等の教材として利用できる教材を作成する。</p>
実施の基本方針	<p>1. 人権アーカイブ・シリーズ「ハンセン病問題」ビデオ ※ 新規</p> <p>本（平成 27）年度はハンセン病問題に焦点を当て、法務省の人権擁護機関関係者や地方公共団体における人権啓発に携わる職員等が身に付けておくべきハンセン病問題に関する歴史的経緯、当時の社会情勢、問題の本質等を、関係者の証言や解説等を中心に分かりやすく簡潔にまとめるとともに、広く国民を対象とした啓発現場においても使用できる有効なツールとなる映像も併せて制作し、次世代へ伝承しようとするものである。</p> <p>(1) 対象： ① 府省庁、地方公共団体、企業等における人権教育・啓発担当者 ② 国民全般</p> <p>(2) テーマ：ハンセン病問題</p> <p>(3) ハンセン病問題に関する回復者、各種施策等の関係者、学識経験者等の証言や解説等を中心に、歴史的経緯や問題の現状等を取りまとめた内容とする。</p> <p>(4) 法務省の人権擁護機関をはじめ、官公庁、地方公共団体及び企業等における職員・従業員向けの人権研修や国民向けの教育・啓発現場における教材としての使用を前提に、適切な内容、構成とし、表現等にも留意する。</p> <p>(5) 視聴者が、本教材の関係者の証言や解説等を通じて、ハンセン病問題や人権尊重思想について、理解や関心を深めることができるものとする。</p> <p>2. ワークショップ事例集（ガイドブック/DVD-Video/マンガ） ※ 新規</p> <p>全国の各種人権教室、研修、講演会等の実施主体である法務局・地方法務局、人権擁護委員、地方公共団体等の人権担当者から、ワークショップの実施方法についての問い合わせが多くあることに鑑み、平成 26（2014）年度にワークショップの基本的知識から実施例等をまとめたテキスト「ワークショップをはじめようー参加型の人権教室」を作成し、実施例等を収録した映像DVDを制作したが、実施するワークショップで活用できる参加者向けの視聴覚教材や、人権擁護委員等がワークショップを企画する際の参考となる実施例の充実が課題として残った。</p> <p>平成 27（2015）年度は、この課題を解決するため、ワークショップの導入部で使用する参加者向けの教材としてアニメーション及びマンガ（以下「コンテンツ」という）を新たに制作し、また、人権擁護委員等がワークショップを企画し効果的に進めるための手引きとして、制作したコンテンツを使用した「人権啓発ワークショップ事例集」（テキスト）を制作する。</p> <p>(1) 平成 26（2014）年度に制作した「人権啓発ワークショップ事例集 ワークショップをはじめようー参加型の人権教室」の続編ではなく、新規教材として制作する。</p> <p>(2) テキストは、人権擁護委員等が青少年（主に中学生）を対象とした人権教室等で、ワークショップを企画・実施する際の手引きとして、具体的かつ実践的な内容とする。</p> <p>(3) 初めてワークショップを実施する人権擁護委員等が、ワークショップやファシ</p>

実施の 基本方針

- リテーターの役割について理解し、イメージできるテキストとする。
- (4) コンテンツは、テキストで紹介する実施例と連動した内容のものを制作する。
- (5) コンテンツは、ワークショップの導入部で使用する教材として、参加者にテーマ（人権課題等）について問題提起をるところまでを描いたもので、起承転結の「起」に相当する内容とする。
- ※ マンガは、ビデオの視聴環境がない場合の教材として使用する。
- ※ マンガはDVDに収録し、使用する際に人権擁護委員等が必要枚数を印刷して参加者に配布する使い方を想定。
- (6) 本教材で紹介する実施例は、人権尊重の気づきを促す内容のものとする。

3 外国人入権相談用冊子 ※ 新規

法務省の人権擁護機関が実施する人権相談及び調査救済制度を外国語によって解説した説明書（リーフレット）を作成する。

- (1) 今後、外国人の入国増に伴い、人権侵害を受けた外国人からの人権相談が見込まれるところ、法務省の人権擁護機関が当該人権相談に適切に対応し、また、事案に応じた適切な救済措置を行うためには、外国人相談者に対して、同機関が実施する人権相談及び調査救済制度を外国人に向けた内容で外国語により分かりやすく解説した資料を用いて説明する必要がある。ついては、外国人向けの解説・案内資料を制作する。
- (2) 外国語の通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を開設している法務局・地方法務局もあり、英語・中国語については、ナビダイヤルによる全国からの電話による相談も受け付けていることから、当該人権相談所連絡先やナビダイヤル等についても周知するものとする。
- (3) 配架・配布の利便性を考慮しリーフレット形式とする。
- (4) 以下の利用場面を想定する。
- ① 官公庁、地方公共団体、各種団体等の窓口への配架、配布
 - ② 外国人を対象とした各種行事等での配布
 - ③ 各種公共機関等のインターネットサイトへの掲出

4 障害のある人と人権 啓発用冊子 ※ 新規

平成 32（2020）年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、日常生活の中で、障害のある人などに配慮した施設やサービス等のより一層の拡充が進むことが想定される。このような機会は、人格形成に重要な時期である学齢期の子ども達にとって、互いを尊重することの大切さを認識し、障害のある人々の人権について改めて考えるきっかけになると考えられる。

そこで、小学校高学年から中学生を主な対象に、パラリンピックを中心とした国際スポーツ大会のこれまでの足跡ををたどりながら、障害のある人々のスポーツの発展に尽力した人々の根底に流れる人権意識を学び、気づきを促すテキストを作成することとする。

- (1) 子どもたちが、障害のある人々の人権について改めて考えるきっかけとなる冊子を制作する。具体的には、さまざまな違いを尊重し、理解し合うことにより、「他者を大切にできる心」や「思いやりの心」といった精神を涵養できるものとする。
- (2) 夢を実現したパラリンピアンやオリンピックをはじめ、自らの夢を実現するために努力を続ける障害のある子どもたちも紹介し、全ての子どもたちに気づきを促すような内容とする。
- (3) 印象に残るイラストや写真を掲載し、障害のある人々の人権について、楽しみな

<p>実施の 基本方針</p>	<p>から学べる内容とする。</p> <p>(4) 障害のある人の人権を身近な問題とし捉えてもらえるよう、親しみやすいキャラクターやナビゲーターを登場させる。</p> <p>(5) 人権擁護委員等の講師が、人権教室等の啓発現場において活用可能なプレゼンテーション用の素材（データ）を、併せて制作する。</p> <p>5 インターネットと人権 冊子 ※ 改訂・増刷</p> <p>「青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果」(内閣府：平成 26(2014)年 2 月)によると、高校生のインターネット利用率は 96.7%であり、高校生にとってインターネットを利用することは、日常の出来事となっている。一方、インターネットを利用した人権侵犯事件は高い水準で推移しており、青少年、特に高校生におけるインターネット・リテラシーの向上は急務であると考えられる。法務省においては、平成 25 (2013) 年度に中高校生を対象に人権啓発冊子「あなたは大丈夫?—考えよう! インターネットと人権—」を制作したところであるが、本(平成 27)年度は、この冊子を基に、平成 26 (2014) 年 11 月に施行された「私事的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ防止法)」やインターネットに関する最新の動向を追加し、内容の充実を図り、高校生にに対象を絞り、時宜に則したネットリテラシーの向上を図った冊子を作成する。</p> <p>(1) 平成 25 (2013) 年度に制作した「あなたは大丈夫?—考えよう! インターネットと人権—」の改訂、増刷を実施し、近年高校生にとって最も身近な情報収集であり、交流ツールとなっているインターネットと人権について、考えるきっかけとする。</p> <p>(2) インターネット上で起こる人権侵害や犯罪に巻き込まれないための防止について、最新の動向を追記し、ネット犯罪の具体的事案等を補足、内容の充実を図る。</p> <p>(3) 高校生を対象としたイラスト・文章に刷新することで、高校生がより関心を持ち、読みやすく、楽しみながら理解できる内容とし、啓発効果の向上をねらう。</p> <p>(4) 人権擁護委員等の講師が、人権教室等の啓発現場において活用可能なプレゼンテーション用の素材（データ）を、併せて制作する。</p>
<p>実施結果</p>	<p>1 人権アーカイブ・シリーズ「ハンセン病問題」ビデオ ※ 新規</p> <p>(1) 「ハンセン病問題 ～過去からの証言、未来への提言～」</p> <p>① 判型等：DVD—V i d e o / 56 分 / 字幕 (日本語・英語)・副音声付</p> <p>② 対象：府省庁、地方公共団体、企業等における人権教育・啓発担当者</p> <p>③ 内容：ハンセン病問題に焦点を当て、国や地方公共団体、企業等のさまざまな団体における人権教育・啓発担当者が身に付けておくべき同和問題に関する歴史的経緯、当時の社会情勢、問題の本質等について、関係者の貴重な証言や解説等を中心に簡潔にまとめたヒューマンドキュメンタリー。</p> <p>a. 証言者：上野正子 (国立療養所星塚敬愛園入所者自治会 副会長、NPO 法人ハンセン病問題の全面解決を目指して共に歩む会 副理事長)</p> <p>石井則久 (国立感染症研究所ハンセン病研究センター センター長)</p> <p>福西征子 (元国立療養所松丘保養園 名誉園長)</p> <p>藤田三四郎 (国立療養所栗生楽泉園入所者自治会 会長)</p>

実施結果

平沢保治（国立療養所多磨全生園入所者自治会 前会長、いばらき大使）
中尾伸治（国立療養所長島愛生園入所者自治会 会長）
森和男（全国ハンセン病療養所入所者協議会 会長）
内田博文（神戸学院大学教授、元ハンセン病問題に関する検証会議副座長）
志村康（国立療養所菊池恵楓園入所者自治会 会長）
徳田靖之（ハンセン病国賠訴訟西日本弁護士代表）
吉戒修一（弁護士、元東京地方裁判所 部総括判事、元法務省人権擁護局長、）
潮谷義子（日本社会事業大学理事長、元熊本県知事）
太田明（国立療養所菊池恵楓園入所者自治会 副会長・前会長）
坂元茂樹（同志社大学教授、元国連人権理事会諮問委員会委員）
中修一（国立療養所菊池恵楓園退所者の会ひまわりの会 会長、
熊本県人権センター ハンセン病問題の語り部）
森元美代治（NGO IDEA ジャパン理事長）
森元美恵子（NGO IDEA ジャパン役員）
成田稔（国立ハンセン病資料館 館長、国立療養所多磨全生園 名誉園長）

b. 監修者：内田博文（上記参照）

- ④ 付属品：証言集
- ⑤ 制作枚数：4,250 枚
- ⑥ 配布先：法務局・地方法務局、都道府県・市区町村等
- ⑦ その他：映像をウェブ上に掲載し、動画共有サイト YouTube の「法務省チャンネル」及び「人権チャンネル」から視聴可能な状態とすることにより、多くの国民の目に触れるようにした。
 - a. 日本語字幕版 <https://youtu.be/eRKCmf-kcSw>
 - b. 英語字幕版 https://youtu.be/slod4_T6CGY
 - ※ 「法務省チャンネル」 <https://www.youtube.com/mojchannel>
 - ※ 「人権チャンネル」 <https://www.youtube.com/jinkenchannel>

(2) 「家族で考えるハンセン病」

- ① 判型等：DVD-Video／20 分／字幕（日本語・英語）・副音声付
- ② 対象：国民（一般市民）
- ③ 内容：「ハンセン病問題 ～過去からの証言、未来への提言～」を視聴した国や地方公共団体、企業等における人権教育・啓発担当者が、市民や従業員等を対象とした研修等の啓発現場において活用できる有効なツールとしてのドラマ形式の映像。
 - ④ 付属品：活用の手引き
 - ⑤ 制作枚数：4,250 枚
 - ⑥ 配布先：法務局・地方法務局、都道府県・市区町村等
 - ⑦ その他：映像をウェブ上に掲載し、動画共有サイト YouTube の「法務省チャンネル」及び「人権チャンネル」から視聴可能な状態とすることにより、多くの国民の目に触れるようにした。
 - a. 日本語字幕版 <https://youtu.be/cRCAIDCC3hs>
 - b. 英語字幕版 <https://youtu.be/sGDoOIL3hjw>
 - ※ 「法務省チャンネル」 <https://www.youtube.com/mojchannel>

実施結果

※ 「人権チャンネル」 <https://www.youtube.com/jinkenchannel>
※ 上記「ハンセン病問題 ～過去からの証言、未来への提言～」と「家族で考えるハンセン病」の2つの映像は、1枚のDVD-Videoに収録。

2 ワークショップ事例集（ガイドブック/DVD-Video/マンガ） ※ 新規

タイトル： 人権啓発ワークショップ事例集 ワークショップをやってみよう
ー参加型の人権教室」テキスト、DVD-Video 及びマンガ

制作部数： 4,270部（DVD-Videoはテキスト裏表紙内側に貼付）

対象： 法務局・地方法務局、人権擁護委員、地方公共団体等における人権教育・啓発に関する業務に携わる担当者

配布先： 法務局・地方法務局・地方公共団体（都道府県・市区町村）

(1) テキスト

① 判型等： A4判/中綴じ/44ページ・4C

② 内容：(目次)

a. ワークショップの基本・準備

b. 実施例① 人権全般/人権標語づくり

c. 実施例② 障害のある人の人権/グループディスカッション

d. 実施例③ 外国人・多文化共生/グループディスカッション

e. 実施例④ インターネットと人権

イ. 事例1 ネットいじめ/ワールドカフェ

ロ. 事例2 プライバシー情報掲載によるトラブル/ルールづくり

f. DVD（テキスト表3部分に貼付）

(2) DVD-Video：約18分

内容

① アニメ「実施例① どうしたらみんなが幸せに暮らせるの？」3分1秒

② アニメ「実施例② 障害って何だろう？」4分41秒

③ アニメ「実施例③ どうしたら分かり合えるの？」3分22秒

④ アニメ「実施例④事例1 顔が見えなければ何してもいいの？」3分44秒
「実施例④事例2 自分のこと、そんなのにのせても大丈夫？」
4分41秒

⑤ 資料集「マンガ」「プログラムシート」ほか

※ テキストで紹介しているワークショップを実施する際の参考資料で、パソコンでの閲覧時のみ使用可能。

⑥ その他：

映像を人権ライブラリー・ウェブサイト上に掲載し視聴可能な状態とする
により、関係者の利用促進を図った。

a. 付録ビデオ1「ワークショップの実施例」（約25分）

<http://www.jinken-library.jp/video/vup0001.html>

b. 付録ビデオ2「アクティビティ事例集」（約29分）

<http://www.jinken-library.jp/video/vup0002.html>

※ 参考：<http://www.jinken-library.jp>

(3) マンガ

(2)の実施例①②③④共通：アニメーションを紙媒体に落とした内容。A3・縦型。

※ マンガの版下データをDVD-Videoに収録し、適宜出力して参加者に配布する。

実施結果

※ 本教材制作にあたり、人権ワークショップの専門家による監修を受けた。
監修者：桜井高志（桜井・法貴グローバル教育研究所代表）

3. 外国人入権相談用冊子 ※ 新規

タイトル： あなたの言葉で相談できます 人権相談所のご案内

制作部数： 合計 410,400 部（及びPDFデータ）

対象： 日本在留の外国人、一般市民

配布先： 法務局・地方法務局

(1) 判型等： A4判／巻き3つ折り／4C

(2) 内容：

① 表紙／キャッチコピー

「あなたの言葉で相談できます 人権相談所のご案内」

② トラブルの例示

以下の事例が人権侵害の可能性のあることを示した

- a. 理髪店で散髪を拒否された
- b. アパートへの入居を断られた
- c. 学校で子どもがいじめられている
- d. 風習や習慣等の違いが受け入れられない

③ 人権相談及び調査救済制度の概要

トラブルの解決に向けて、法務局が対応できることを記載

- a. 外国人のための人権相談所やナビダイヤルを設置していること
- b. 電話相談や窓口相談があること
- c. 法務局が提供できる解決手段をかみくだいて例示
 - イ. 関係調整
 - ロ. 説示・勧告
 - ハ. 助言・紹介

④ 外国人のための人権相談所（全国 10 局）の概要

東京、大阪、神戸、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松、松山の各法務局及び地方法務局で実施している「外国人のための人権相談所」の実施場所、電話番号、日時等を記載

⑤ ナビダイヤルの説明

全国のどこからでも、英語及び中国語を使用できる最寄りの人権相談窓口につながるナビダイヤルについて説明

(3) 各国語版

上記同内容で、以下の各言語の版を作成した。

- ① 中国語版
- ② 韓国語版
- ③ 英語版
- ④ やさしい日本語版（総ルビ）
- ⑤ タガログ語
- ⑥ スペイン語
- ⑦ ポルトガル語

(4) 配布形態

各国語版のうち、以下については以下のとおり印刷し実物による配布・配架に付した。

- ① 中国語版 136,800 部

実施結果

② 韓国語版 136,800部

③ 英語版 136,800部

以下についてはPDF版を作成・配信し、取扱いについては各法務局及び地方
法務局に委ねた。

④ やさしい日本語版（総ルビ）

⑤ タガログ語

⑥ スペイン語

⑦ ポルトガル語

4. 障害のある人と人権 啓発用冊子 ※ 新規

(1) タイトル： 「いっしょに学ぼう！ 障害のある人の人権 ～パラリンピックに向
けて～」

(2) 判型等： A4判／28ページ／4C

(3) 制作部数： 110,000部

(4) 対象： 小学校高学年・中学生

(5) 配布先： 法務局・地方法務局、都道府県・政令指定都市等

(6) 内容（目次）：

① パラリンピックの歴史と人権

② パラリンピック、オリンピック選手の声などを紹介

③ 障害のある人のスポーツやサポートする技術等を紹介

④ 障害のある人々と人権

⑤ 心のバリアフリーをめざすために

⑥ 未来に広げる輪

⑦ 学校で、街中で、ぼくたち、わたしたちにできること

⑧ みんなで考えてみよう

(7) 掲載選手等：

① 上地結衣氏（2014年選抜車いすテニス選手権大会優勝者）

② 村田諒太氏（2012年ロンドンオリンピックボクシングミドル級 金メダリス
ト）

③ 柴田亜衣氏（2004年アテネオリンピック競泳女子800m自由形 金メダリス
ト）

(8) 監修者：

根木慎志氏（シドニーパラリンピック男子車椅子バスケットボール日本代表キ
ャプテン）

(9) 付属品： 人権擁護委員等を対象に、プレゼンテーション用パワーポイントを法
務省イントラネット内に掲載し、ダウンロードの上、使用可能

5. インターネットと人権 冊子 ※ 改訂・増刷

(1) タイトル： 「あなたは大丈夫？ 考えよう！ インターネットと人権」 <改訂
版>

(2) 判型等： A5判／24ページ／4C

(3) 制作部数： 1,410,000部

※ 当初分1,300,000部 + 追加分110,000部

(4) 対象： 高校一年生

(5) 配布先： 法務局・地方法務局、都道府県・政令指定都市、全国の高等学校
（公立、私立）

<p>実施結果</p>	<p style="text-align: center;">※ 追加分 110,000 部 ⇒ 法務局・地方法務局、総務省</p> <p>(6) 内容（目次）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ① チェックリスト ② ネットは便利だけど… ③ 使い方を間違えると大変なことに！ ④ ネットで相手を傷つけないために ⑤ フィルタリング、ルール、マナーは、子どもの人権を守ります！ ⑥ 困った時には、一人で悩まず、相談しよう！ ⑦ 書き込みや写真、動画などの削除依頼について知りましょう ⑧ 「STOP！ネットトラブルの歌」～中学生・高校生篇～青森県警察 <p>(7) 監修者：藤川大祐（千葉大学教育学部教授）</p> <p>(8) 付属品：人権擁護委員等を対象に、プレゼンテーション用パワーポイントを法務省イントラネット内に掲載し、ダウンロードの上、使用可能</p>
<p>自己評価</p>	<p>1. 人権アーカイブ・シリーズ「ハンセン病問題」ビデオ ※ 新規</p> <p>(1) ハンセン病問題の歴史的経緯、当時の社会情勢、問題の本質を改めて知ることにより、人権教育・啓発担当者の意識を喚起し、明治後半から戦後までを貫く、国の誤った政策による人権侵害であるハンセン病問題に対する理解を、より一層深めてもらうことが期待できる。</p> <p>(2) ハンセン病問題に対して主体的な立場から人権を取り戻す闘いを貫いてきたハンセン病回復者自身の言葉と思いに触れることにより、ハンセン病問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決への取組のヒントにしてもらうことが可能。</p> <p>(3) ハンセン病問題解決のために、様々な立場から携わった関係者、とりわけ医療関係者、法曹関係者、政府関係者等の証言を数多く収録し、複雑な過程と問題点が交錯する歴史について、分かりやすく映像としてまとめることができた。</p> <p>(4) 担当者向け映像がやや専門的で詳しい内容であるのに比して、一般向け映像においては、「家族で考えるハンセン病」をテーマに、子どもや高齢者、男性や女性といった様々な視点からのハンセン病問題のアプローチが存在することを知るきっかけを提供することができた。</p> <p>(5) 人権教育・啓発担当者向けの映像と一般向けの映像を一枚のDVD-Videoに収録することで、あらゆる啓発・学習現場で使いやすい映像パッケージとなっている。</p> <p>(6) 担当者向け及び一般向け共に英語字幕版を作成することにより、海外に対しても、ハンセン病問題解決に向けた取組をアピールできる環境を整えることができた。日本政府は過去の強制隔離政策の誤りを踏まえ、ハンセン病差別問題解決への積極的アプローチを国際的に展開しているところであり、本作品をこれに連動させることが可能となった。</p> <p>2. ワークショップ事例集（ガイドブック/DVD-Video/マンガ） ※ 新規</p> <p>(1) 平成 26（2014）年度に引き続きワークショップを実施する人権担当者向けテキスト及びビデオを作成することにより、人権教室等で一層の啓発効果が期待できる。</p> <p>(2) 紙媒体（テキスト）で紹介する実施例のプログラムに連動して、ワークショップの導入部で使用するアニメーション映像（DVD）を作成したことで、よりワークショップに取り組みやすくなり、人権啓発担当者等の利便に供する工夫を一</p>

<p>自己評価</p>	<p>定程度実現できた。</p> <p>3. 外国人入権相談用冊子 ※ 新規</p> <p>(1) 文章だけでなく、わかりやすいイラストによって説明を記載したことにより、日本に在留する外国人が、遭遇する可能性のある様々なケースについて、人権侵害に相当する可能性があれば適切に法務省の人権擁護機関に相談することを促すことができること期待される。</p> <p>(2) 日本に在留する外国人の多くが使用する7言語において作成することで、日本語に堪能でない外国人がトラブルに巻き込まれた場合に対応できる体制が整えられたと考えられる。</p> <p>(3) 翻訳については、各法務局・地方法務局で現在実施している「外国人のための人権相談所」において通訳を担当している各国語のネイティブスピーカーにチェックを依頼し、わかりやすく、正確に当冊子の意図が伝わるよう配慮した。</p> <p>(4) 英語及び中国語のナビダイヤルが開始される10月1日までに各局への配布を完了し、時宜を得た広報を行うことができた。</p> <p>4. 障害のある人と人権 啓発用冊子 ※ 新規</p> <p>(1) 時宜に即したテーマや、スポーツを通して人権課題を考えることにより、身近な問題として障害のある人の人権を学べるきっかけとなる。</p> <p>(2) 国民、特に若年層の知名度が高いパラリンピアンやオリンピックの協力を得ることができ、人権に対する思いや生の声を掲載することができたことで、国際的なスポーツ大会と人権の関わりに関する理解や、内容に関する親密度や、臨場感が深まり、小中学生の興味関心を惹く内容となった。</p> <p>(3) 受け身的になりがちな読者に対し、話し合ってみよう！などの呼びかけや、考え方のヒントなどを掲載、「知って」「考えて」「行動する」を軸にした構成なども加え、障害のある人の人権についての学びを通じ、「自分にも何かできることがあるんだ」といった、能動的な学習効果を期待できる内容とした。</p> <p>(4) 教材と連動したパワーポイントを作成したことで、教材を活用する人権擁護委員をはじめとする講師等の利便に供する工夫が実現できた。</p> <p>5. インターネットと人権 冊子 ※ 改訂・増刷</p> <p>(1) 対象者の興味を喚起する同年代のキャラクターを設定し直し、読者が受け手という受動的な立場に留まらないよう、インターネットをきっかけにして生じるトラブルや危険性、予防策について自らの問題として考えていけるよう工夫した。</p> <p>(2) 青森県警の協力を得て「STOP！ネットトラブルの歌」を紹介し、ネットと人権について、掲載媒体に変化を加えることで、人権について、明るく楽しく考えてもらえる工夫ができた。</p> <p>(3) 近年、高い水準で推移しているインターネットによる人権侵犯事件を鑑み、リベンジポルノ防止法など最新の動向を追記するなど、刻々と進歩するインターネット情勢の変化に対応するし、時宜に則した情報提供が実現できるよう工夫ができた。</p>
<p>課題等</p>	<p>1. 人権アーカイブ・シリーズ「ハンセン病問題」ビデオ ※ 新規</p> <p>(1) DVDパッケージとして制作した枚数は約 4,000 枚であり、これを法務局・地方法務局と地方公共団体に配布したが、さらなる配布希望に応えるために、セ</p>

課題等

ンターにおいてこれを増刷・配布できる環境を整えるべきである。
動画共有サイト YouTube に映像を掲載し自由に視聴できるようにしているが、啓発の現場においては、パッケージ化されたDVDを手元に置いておくことが非常に望まれる。とりわけ、ハンセン病回復者自身による利用を考えると、高齢の方が多いことを考慮し、ネットのような最新の技術をしなくても十分手軽に視聴が可能な環境を整えるべきであり、そのためにはDVDパッケージそのものをセンターで実費頒布することが最も適切である。

(2) 当初の予定では、証言者は10名程度を想定していたが、より充実した内容を追求したことから20名近くの証言者に取材することとなった。予算及び制作期間にはさらなる余裕が必要である。

(3) ハンセン病問題について大きな役割を果たした大谷藤郎氏をはじめ、回復者では神美知宏氏、弐雄二氏等、本来このアーカイブで証言してもらうべき多くの人が、制作時点で既に故人となっていたことは極めて残念である。また、高瀬重二郎氏、宇佐美治氏等、存命であっても健康上の理由から取材を断念せざるを得ない方も多かった。今後もアーカイブ・シリーズの作成を通じて、貴重な人権擁護の歴史を留めていく努力を継続していく必要を痛感した。

(4) 本作品において英語字幕という試みを行ったが、啓発事業において海外を意識した取組は、今後ともより発展させていくべきである。

2. ワークショップ事例集 (ガイドブック/DVD-Video/マンガ) ※ 新規

(1) 人権擁護委員や人権教育・啓発担当者の研修・自主学習等で活用しやすいよう、映像、紙媒体、コンテンツ等、それぞれの特性を生かす工夫をしていく必要がある。

(2) 本教材では、人権全般、障害のある人、外国人・多文化共生、インターネットと人権をテーマにしたプログラムを紹介しているが、女性・高齢者等をはじめ、他の人権課題についても、ワークショップが実施できるよう、事例を増やす必要がある。

3. 外国人権相談用冊子 ※ 新規

(1) 冊子の反応については、各法務局・地方法務局における外国人のための人権相談所の状況などにつき、今後情報を得て分析していくべきである。

(2) 3か国語版については印刷して現物のリーフレットを作成したが、4か国語版についてはPDFファイルのみの作成であったため、今後こちらについても印刷・現物を作成することで、より広範な広報につながるのではないかと。

(3) 7か国語に加え、他の言語（アラビア語、ペルシャ語等）の版も検討すべき。

4. 障害のある人と人権 啓発用冊子 ※ 新規

(1) 冊子の作成にあたっては、制作段階に入った時点で、当初想定していなかったパラリンピックやオリンピックに出場又は有力な候補選手に、取材協力を求めることとなったが、そのために必要な予算を計上していなかった。今後も同様の事態が生じる可能性があるため、企画の段階から内容、取材対象者、執筆者、監修者等、教材制作の上で必要な経費を割り出し、経費的に不都合な事が生じることのないよう、綿密な計画を立てておくべきである。

5. インターネットと人権 冊子 ※ 改訂・増刷

(1) 全国の高校1年生に配布したインターネットの改訂版教材については、高校の

<p>課題等</p>	<p>全学年で、ネット使用に関する学習を学校全体で強化していることもあり、別学年の教諭や教育主任、教頭等により、全学年への配付希望や問い合わせが寄せられたが、経費の制約から配付希望に応じることができない。</p> <p>(2) 今後も、人権教室や研修等で活用しやすいよう、映像、紙媒体、コンテンツ等に力を入れつつ、若者に受け入れられやすい歌、ダンスなど、変化に富んだアイデアと共に、人権教育を取り入れ、創意工夫をしていくなど、多方面からの啓発効果を促していく必要がある。</p>
<p>委員会 評価</p>	<p>(1) 評価</p> <p>① 法務省委託にて制作した各種教材を全国の地方公共団体や法務局・地方法務局等に無償で配布し、人権啓発・人権教育の現場において活用されていることは、大いに評価できる。可能であれば、今後も規模を拡大し、継続すべき事業である。</p> <p>② これまでに制作されたリーフレットやその他資料を見ると、淡い色合いでデザイン・レイアウトされているものが比較的多く見受けられる。</p> <p>③ 人権アーカイブ・シリーズ「ハンセン病問題」ビデオの、DVD-Video のパッケージに同梱される「証言集」（人権教育・啓発担当者向け）、「活用の手引き」（一般向け）には、研修の展開例や出演者の証言等が簡潔にまとめられており、人権教育・啓発の現場でこのビデオを活用する際、大いに参考となる資料である。</p> <p>④ 人権アーカイブ・シリーズ「ハンセン病問題」ビデオを「DVD-Video 複製可」としている点は、利用促進の観点から非常に良い試みである。</p> <p>⑤ 人権アーカイブ・シリーズ「ハンセン病問題」ビデオのような人権に関する映像作品の中で家族を描く際、母親は専業主婦である事が多い。制作時に、委託元と人権センター、制作会社、監修者（取り扱う人権のテーマの専門家等）間でシナリオや各種設定等について検討されているとは思いますが、“母親”＝“専業主婦”といった描き方・捉え方については、多くの人が無意識にそれを受け入れ、疑問にすら感じていないというのが実情であると考えられる。</p> <p>これは、男女共同参画的観点、ダイバーシティ的観点でのチェック機能が働いていないことの表れの一つである。（他の人権課題も同様）</p> <p>(2) 提言</p> <p>① 制作した教材を、全国の法務局・地方法務局や全都道府県・市区町村に配布している点は非常に良いと思う。しかし、法務局や地方公共団体だけではなく、学校等の教育現場や全国の図書館、生涯学習センター、国立女性会館、企業、NPO 等、本教材を活用したいという機関は多数存在すると想定される。</p> <p>それらの潜在的な要望に応えられるよう、委託費の予算（当該年度又は翌年度以降）の範囲内で追加増刷・増プレスしたり、人権センターで複製（増刷・増プレス）のうえ、実費頒布できるような仕組みを用意すべきであると考えられる。</p> <p>良いものを制作しても、社会的かつ潜在的な要望に応えられないという現状は改善すべき。</p> <p>② 映像や冊子等のデータをウェブ上に掲載し、誰でも視聴、閲覧が可能な状態にすることや、DVD を複製可とすることは非常に意義のあることである。</p> <p>しかし、実際に人権教育・啓発の現場で活用するとなると、データがあるだけでは使いづらかったり、複製が面倒である場合が多いと考えられる。</p>

よって、DVD や冊子、リーフレット等、完成品を必要とする人々に提供できる体制・仕組みを確立すべきである。

- ③ 人権啓発用の冊子やリーフレットの制作にあたっては、ユニバーサルデザインの観点から、背景デザインとテキストについては一定以上のコントラストを維持しつつ制作するように配慮すべきである。

- ④ 映像作品をはじめとする各種資料等を制作するにあたっては、当該テーマの監修者以外の第三者の眼によるチェックの仕組みを制作過程に盛り込むべきである。（ジェンダーバランス、社会的性別役割分担意識、家族の描き方（家族は両親がいてあたり前）、外国人の描き方など）

それにより、取り扱う人権のテーマ以外の多角的な観点でのチェックが可能となり、多くの人々が気付きにくいステレオタイプの表現や描き方を未然に防止することにもつながる。

- ⑤ 「外国人権利相談用冊子」を見ると、明らかに日本人とは見た目が異なる外国人だけが描かれている。わかりやすさを念頭に制作した結果、このようになったのかもしれないが、実際には、一目見ただけでは日本人か外国人かの区別がつかない人（特にアジア系の人々）も多く存在するため、そのような人々も描くべきであると考えられる。（ただし、描き分けるのは困難。）

※ かつては、日本人とは見た目が異なることで差別の対象となっていたということがあった。しかし、近年では、見た目が日本人と区別がつかない場合でも差別の対象となったり、日本人であっても見た目が外国人のようであり差別されるという例もある。

- ⑥ 日本で暮らす外国人の多くは、故国を離れ何かしらの孤独感を抱えており、さらには言葉の問題などから周囲の人々に相談ができない（しづらい）場合も多いと考えられる。

そこで、外国人向けのリーフレット等資料を制作するにあたっては、表紙に単に「外国人でも相談できます」といった表現で訳すのではなく、「あなたは一人ではない」「相談してみよう」という、内側に書いてあるような心に訴えかけるメッセージを、キャッチコピー的に前面に出すような構成・デザインにすることを心掛けるようにすべきである。

- ⑦ リーフレットのようなスペース的な制約のあるものについては、表紙のデザインやキャッチコピーが非常に重要なポイントとなる。よって、今後同様のものを制作する際には、一目見たときのインパクトと心に残るコピー等で構成するように心掛けるべきである。

- ⑧ 人権アーカイブ・シリーズは、これまで「同和問題」（平成 26（2014）年度）と「ハンセン病」（平成 27（2015）年度）の 2 つの人権課題について取り上げているが、これらに加え、女性、子ども、高齢者、外国人等、他の人権課題も数多くあり、制作を継続して欲しい。いずれの人権課題も、アーカイブ的な側面で後世に残すべき要素と、時宜に則した形で臨機応変に対応すべき要素の両方があり、制作する意義は大きい。

- ⑨ 企業をはじめとするあらゆる組織において認知しておくべき「ビジネスと人権に関する指導原則」が意外と知られていない（関心がない）。同原則及び関連事項を取り上げた教材（解説本）やパンフレット、ビデオ等を制作しても良いのではないかと。

日本の大企業のみならず中小企業も含めて企業活動をグローバルに展開する今、さらには 2020（平成 32）年の東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い多くの外国人が日本を訪れることなどを考えると、同原則を多くの人々

委員会 評価	<p>に知ってもらふ意義は非常に大きいものである。</p> <p>多くの大人が企業をはじめとする様々な組織に属していることを考えると、成人向けの人権教育・啓発を促進するという観点から、「ビジネスと人権に関する指導原則」を取り上げることが決して不適切ではないと考えられる。</p> <p>※ 「8 人権啓発ビデオの制作」と共通意見</p>
-----------	--

事業名	8 人権啓発ビデオの制作
事業目的	法務局・地方法務局、人権擁護委員が実施する人権教室、企業等での人権研修活動等を側面から支援することを目的に啓発ビデオを作成。
実施の基本方針	<p>平成 27（2015）年は、人権の保護や促進に多大な貢献を果たしてきた国際連合（国連）の創設 70 周年にあたる年である。</p> <p>これを記念して、世界人権宣言及び各種の国際人権条約が、自分たちの身近にある人権課題とどう関わっているのかを考えることができる映像作品を提供し、研修会等で上映等を行うことで、人権尊重思想の普及高揚及び啓発効果の更なる向上を図る。</p>
実施結果	<p>(1) タイトル： 「国際連合創設70周年記念 すべての人々の幸せを願って～国際的視点から考える人権～」</p> <p>(2) 時間： 35分（全編通し） ※ 38分（各章個別再生時合計）</p> <p>(3) 形式： 概説</p> <p>(4) 内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国際的な人権への取組、特に世界人権宣言及び国際人権条約についての概説 <ul style="list-style-type: none"> a. 国連の人権への取り組み（世界人権宣言と国際人権諸条約）〔5分〕 ② 解説部〔6～9分×4テーマ：計33分〕 <p>下記の人権課題及び関連する国際人権条約をテーマとし、再現ドラマ等やイメージ映像等による解説（実写とCGを併用）と、各課題の監修者4名によるコメントで構成</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 女性の人権（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）〔9分〕 監修：有馬真喜子（特定非営利活動法人国連ウィメン日本協会理事長） b. 子どもの人権（児童の権利に関する条約）〔7分〕 監修：吉村祥子（関西学院大学教授） c. 障害のある人の人権（障害者の権利に関する条約）〔9分〕 監修：川島聡（岡山理科大学総合情報学部社会情報学科准教授） d. 外国人の人権（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）〔6分〕 監修：坂元茂樹（同志社大学法学部教授） ③ 出演 <ul style="list-style-type: none"> ナビゲーター： 早見優（歌手、女優、タレント） ナレーター： 窪田等（声優） <p>(5) 付属品： 解説書（活用の手引き）／24 ページ／DVDツールケースに封入</p> <p>(6) 作成数： 4,250 セット</p> <p>(7) 配布先： 法務局・地方法務局及び都道府県・政令指定都市・市区町村</p> <p>(8) その他：</p> <p>映像をウェブ上に掲載し、動画共有サイト YouTube の「法務省チャンネル」及び「人権チャンネル」から視聴可能な状態とした。本（平成 27）年度からは</p>

<p>実施結果</p>	<p>英語による字幕を追加し、日本国民だけでなく、広く海外に向けて公開を行う。</p> <p>① 日本語字幕版</p> <p>a. 国連の人権への取り組み https://youtu.be/iju45yTeYR4</p> <p>b. 女性の人権 https://youtu.be/Evycnl6r1eM</p> <p>c. 子どもの人権 https://youtu.be/TJZdAQOUhEI</p> <p>d. 障害のある人の人権 https://youtu.be/WQeYscklGmQ</p> <p>e. 外国人の人権 https://youtu.be/Q5vAoZCe6tQ</p> <p>② 英語字幕版</p> <p>a. UN's effort for protecting human rights (The Universal Declaration of Human Rights) https://youtu.be/bFAXWme7OXU</p> <p>b. Women's Rights (The Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women) https://youtu.be/HQX_KIPG05k</p> <p>c. Children's Rights (Convention on the Rights of the Child) https://youtu.be/ikEc1yXb09I</p> <p>d. Rights of Persons with Disabilities (Convention on the Rights of Persons with Disabilities) https://youtu.be/hHUwRLeFIDs</p> <p>e. Rights of Persons from Other Countries https://youtu.be/lonlVWxJxeY</p> <p>※ 「法務省チャンネル」 https://www.youtube.com/mojchannel ※ 「人権チャンネル」 https://www.youtube.com/jinkenchannel</p>
<p>自己評価</p>	<p>(1) 国連の作成した人権条約を中心とした国際的な人権保障の枠組みを解説するとともに、現在日本において起こっている主要な人権上の問題について概説し、国内外の人権状況について基本的な理解を助ける構成とした。</p> <p>(2) DVDパッケージには、「活用の手引き」を同梱することにより、研修等の講師の利便を図った。</p> <p>(3) 英語字幕を追加して動画共有サイト YouTube で全世界に公開することにより、日本における人権の取組状況を海外に向けて広報することができた。</p>
<p>課題等</p>	<p>(1) 制作部数に限りがあるため、地方自治体や教育関係機関、人権擁護委員等からの追加配布希望に対して応えることができない。当センターで複製を作成し、実費頒布できる体制が必要と考えられる。</p>
<p>委員会 評価</p>	<p>(1) 評価</p>

委員会
評価

- ① 本ビデオの「DVD-Video」を、全国の法務局・地方法務局や全都道府県・市区町村に配布している点は非常に良いと思う。
- ② 本ビデオの「DVD-Video 複製可」（改編等は認めない）としている点は、利用促進の観点から非常に良いと思う。
- ③ 本ビデオの映像を、YouTube「法務省チャンネル」や「人権チャンネル」から視聴可能にする点は、インターネットが日常生活の中のインフラの一つとして定着した現在の状況に合っており、非常に良い試みである。
- ④ DVD-Video のパッケージに同梱される「活用の手引き」には、研修の展開例等がコンパクトにまとめられており、人権教育・啓発の現場でこのビデオを活用する際、大いに参考となる資料である。

(2) 提言

- ① 今回制作したビデオは、導入部が5分、解説部が6～9分のもので4テーマの計約35分となっている。

これまで制作した人権啓発ビデオは、その全編を、動画共有サイト YouTube「法務省チャンネル」に掲載し、インターネット環境が整っていれば誰もが視聴可能なものとしており、今回のビデオも同様の方法で公開すると聞いている。

動画を掲載する際、全ての要素を1つのストリーミングデータにしたものだけでは、再生時間が長くなり、途中で見ることをやめてしまったり、そもそも見ることをしないとといった状況に陥る可能性が高いと考えられる。

そのため、視聴する側の立場で考え、要素（1動画あたり長くて5～10分）ごとに分割して公開することで、本ビデオの活用を促進し、かつ視聴回数の増加につながるものとする。（ただし、あまり細切れに分割すると、逆に使い勝手が悪くなる場合もあるため注意が必要。）

- ② DVD-Video のパッケージに同封される「活用の手引き」は、啓発現場における本ビデオの利用増につながる重要な資料である。

どのように講義等の時間配分を行い、視聴者（受講者）に対してポイントを明確にし、何を伝えるべきかを提示するか、といった要素を簡潔にまとめた「活用の手引き」によって提示し、人権啓発の現場において活用の幅を広げることへとつながる。

さらには、視聴者（受講者）によるグループディスカッション（話し合うポイントも併せて提示）を促すような要素を「活用の手引き」の中に盛り込むなど、理解を深める工夫をすべきであると考えられる。

- ③ DVD-Video の配布先は、現状、全国の法務局・地方法務局や全都道府県・市区町村が対象となっており、さらには「DVD-Video 複製可」としている。

しかし、法務局や地方公共団体だけではなく、学校等の教育現場や図書館、人権センター、女性センター、企業、NPO 等、本ビデオを活用したいという機関は多数存在すると想定される。

それらの潜在的な要望に応えられるよう、委託費の予算（当該年度又は翌年度以降）の範囲内で増プレスしたり、人権センターで複製（増プレス）し、きちんとパッケージされたものを実費頒布できるような仕組みを用意すべきである。

国の予算で良いものを制作しても、社会的な要望に応えられないという現状を改善すべきではないか。

- ④ 映像や冊子等のデータをウェブ上に掲載し、誰でも視聴、閲覧が可能な状態にすることや、DVD を複製可とすることは非常に意義のあることである。

<p>委員会 評価</p>	<p>しかし、実際に人権教育・啓発の現場で活用するとなると、データがあるだけでは使いづらかったり、複製が面倒である場合が多いと考えられる。</p> <p>よって、DVD や冊子、リーフレット等、完成品を必要とする人々に提供できる体制・仕組みを確立すべきである。</p> <p>⑤ 企業をはじめとするあらゆる組織において認知しておくべき「ビジネスと人権に関する指導原則」が意外と知られていない（関心がない）。同原則及び関連事項を取り上げた教材（解説本）やパンフレット、ビデオ等を制作しても良いのではないか。</p> <p>日本の大企業のみならず中小企業も含めて企業活動をグローバルに展開する今、さらには 2020（平成 32）年の東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い多くの外国人が日本を訪れることなどを考えると、同原則を多くの人々に知ってもらう意義は非常に大きいものである。</p> <p>多くの大人が企業をはじめとする様々な組織に属していることを考えると、成人向けの人権教育・啓発を促進するという観点から、「ビジネスと人権に関する指導原則」を取り上げることは決して不適切ではないと考えられる。</p> <p>※ 「7 人権啓発教材の制作」と共通意見</p>
-------------------	---

事業名	9 人権啓発指導者養成研修会
事業目的	都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員等を対象に、地域における人権啓発の実施、研修を行う指導者として必要なスキルと知識を修得することを目的に開催する。
実施の基本方針	<p>(1) 人権啓発行政に携わる職員に必要なスキルは多岐にわたるが、特に、人権課題に対する認識力の習得は極めて重要であることから、法務省の人権擁護機関が定める重点課題（17 課題）を中心にカリキュラムを組むこととする。</p> <p>(2) 東日本大震災に伴う人権侵害に対する認識を高めることは極めて重要であることから、震災と人権をテーマとする講義を全会場で設ける。</p> <p>(3) 人権啓発行政に携わる職員として外国人の人権を正しく理解することは極めて重要であることから、外国人の人権に関する講義を全会場で設ける。</p> <p>(4) 研修内容は知識だけに偏らないよう、ワークショップの時間を設ける。</p> <p>(5) 地方公共団体や法務局・地方法務局等において、広く一般市民を対象とした人権啓発を推進するにあたり、時宜に即した人権問題に関連する講演等の実施は、より多くの人々に対する人権問題への理解を促進することが可能な啓発手法であるが、啓発の現場において集客に苦慮している実状があることから、効果的な周知広報のスキルを学ぶための講義を全会場で設ける。</p> <p>(6) 全会場において法務省による人権啓発についての行政説明を実施する。また、内閣府からは北朝鮮による日本人拉致問題についての行政説明を実施する。</p> <p>(7) 講師の選定にあたっては、各講義課題に対する専門性や講義のわかりやすさとともに、内容の政治的・思想的な中立性に十分に配慮する。</p> <p>(8) 多くの地方公共団体において予算削減が推進されている折から、できるだけ多くの研修対象者が全課程を修了することができるように配慮し研修期間は 3 日間・8 講義とするが、1 講義からの受講も認めることとする。</p> <p>(9) 日本全国から可能な限り多くの地方公共団体からの参加が得られるよう、東京及び関西地方とその他（中国地方）の 3 か所での開催とする。</p> <p>(10) 受講者の募集については、地方公共団体の人権担当部局（都道府県、政令指定都市においては教育委員会を含む）に対し、文書による受講者推薦を依頼する。</p> <p>(11) 事務局は各受講者の出席状況を適切に把握し、研修の全課程修了者には人権啓発指導者としての自覚を促すため修了証書を発行する。</p>

実施結果

1. 東京会場

- (1) 日程： 平成 27 (2015) 年 9 月 28 日 (月) ～9 月 30 日 (水)
- (2) 場所： WTC コンファレンスセンター・Room A (東京都港区)
- (3) 受講者数： 68 人 (うち全課程修了は 59) 人 ※ 事前申込者数：81 人
- (4) 講義内容・講師等：
- ① 法務省行政説明
大橋光典 (法務省人権擁護局人権啓発課課長)
 - ② 講義 1
「人権ファシリテーター基礎講座～共に生きる社会をつくるために～」
岩山 仁 (特定非営利活動法人多民族共生人権教育センター理事)
 - ③ 講義 2
「低所得の高齢者の現状と住まい・生活支援」
滝脇 憲 (特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会常務理事)
 - ④ 講義 3
「福島の子どもたちへの支援を通して」
本多 環 (福島大学うつくしまふくしま未来支援センター特任教授)
 - ⑤ 講義 4
「外国人の人権を守るために一地域コミュニティの再生と外国人政策の改革一」
井口 泰 (関西学院大学教授)
 - ⑥ 講義 5
「障害者差別解消法 誰にも優しい社会へ」
野澤 和弘 (毎日新聞論説委員)
 - ⑦ 講義 6
「ネット社会の危険と人権侵害」
幸島 美智子 (特定非営利活動法人日本子育てアドバイザー協会講師)
 - ⑧ 講義 7
「集客力がアップする、効果的な広報物の作り方」
坂田 静香 (特定非営利活動法人全国女性会館協議会事務局長)
 - ⑨ 講義 8
「ハンセン病と人権」
佐川 修 (多磨全生園入所者自治会会長)
 - ⑩ 内閣府行政説明
「北朝鮮による日本人拉致問題」
萩本 猛 (内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室企画官)

2. 広島会場

- (1) 日程： 平成 27 (2015) 年 10 月 20 日 (火) ～10 月 22 日 (木)
- (2) 場所： アステールプラザ・4F・大会議室 A B (広島県広島市中区)
- (3) 受講者数： 49 人 (うち全課程修了は 36 人) ※ 事前申込者数 57 人
- (4) 講義内容・講師等：
- ① 法務省行政説明
熊谷 浩一 (法務省人権擁護局人権擁護調査官)
 - ② 講義 1
「参加体験型の人権学習 (研修) の体験と分析～ワークショップ型の手法の意

<p>実施結果</p>	<p>義と危険性、そして可能性」 桜井 高志（桜井・法貴グローバル教育研究所代表）</p> <p>③ 講義 2 「外国人の人権を守るためにー地域コミュニティの再生と外国人政策の改革ー」 井口 泰（関西学院大学教授）</p> <p>④ 講義 3 「加害者・被害者の対立を超えて（少年事件を中心に）」 多田 元（弁護士、特定非営利活動法人全国不登校新聞社代表理事）</p> <p>⑤ 講義 4 「啓発方法論 コミュニケーションから考える人権のとらえかた伝えかた」 若林 源基（公益財団法人人権教育啓発推進センター上級特別研究員）</p> <p>⑥ 講義 5 「同和問題のこれまで、そしてこれから ～同和対策審議会答申 50 年の節目に考える～」 馬場 周一郎（ジャーナリスト[元西日本新聞記者]、福岡県同和人権問題講師団講師）</p> <p>⑦ 講義 6 「性別で見る多様性と人権～性的指向とセクシュアリティ～」 飯田 亮瑠（Diveinnon ダイビーノン代表）</p> <p>⑧ 講義 7 「福島の子どもたちへの支援を通して」 本多 環（福島大学うつくしまふくしま未来支援センター特任教授）</p> <p>⑨ 講義 8 「アイヌ民族の人権」 菅野 志朗（菅野茂二風谷アイヌ資料館館長）</p> <p>⑩ 内閣府行政説明 「北朝鮮による日本人拉致問題」 郷路 健二（内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室参事官補佐）</p> <p>3. 京都会場 (1) 日程： 平成 27（2015）年 11 月 9 日（月）～11 月 11 日（水） (2) 場所： メルパルク京都・5F・会議室 A（京極）（京都府京都市） (3) 受講者数： 80 人（うち全課程修了者 63 人） ※ 事前申込者数 94 人 (4) 講義内容・講師等： ① 法務省行政説明 井川 良（法務省人権擁護局補佐官） ② 講義 1 「人権ファシリテーター基礎講座～共に生きる社会をつくるために～」 岩山 仁（特定非営利活動法人多民族共生人権教育センター理事） ③ 講義 2 「性別で見る多様性と人権 ～性別違和とセクシュアリティ～」 飯田 亮瑠（Diveinnon ダイビーノン代表） ④ 講義 3 「子どもたちの人権とその課題 ～子どもたちにラブレターを書こう～」 新保 真紀子（神戸親和女子大学教授）</p>
-------------	---

<p>実施結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 講義4 「男女共同参画は日本の希望」 山田 昌弘（中央大学教授） ⑥ 講義5 「外国人の人権を守るために ー地域コミュニティの再生と外国人政策の改革ー」 井口 泰（関西学院大学教授） ⑦ 講義6 「啓発方法論 コミュニケーションから考える人権のとらえかた伝えかた」 若林 源基（公益財団法人人権教育啓発推進センター上級特別研究員） ⑧ 講義7 「ホームレス・生活困窮者支援を通じたまちづくり」 佐久間 裕章（特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会代表理事） ⑨ 講義8 「福島の子どもたちへの支援を通して」 本多 環（福島大学うつくしまふくしま未来支援センター特任教授） ⑩ 内閣府行政説明 渡辺 元気（内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室主査）
<p>自己評価</p>	<p>(1) 人権啓発指導者養成研修会の実施については、当センターが所持する豊富な情報を基に人権啓発行政に携わる職員に対し、指導者として必要なスキル及び知識を得るのに適切なカリキュラムの組立及び講師選定を行うことができ、昨（平成26）年度に引き続き約9割の受講者から研修会への参加に満足しているという感想を得られた。</p> <p>また、本（平成27）年度は啓発に関連する広報チラシ等、具体的な広報物の作成方法や研修の進め方に関する講義を全会場に取り入れたところ、「実践的な手法を学ぶことができ、今後の業務に繋げることができる内容で非常に参考になった」というような感想が多く寄せられことは大きな成果である。</p> <p>(2) 講義の内容については、国が掲げる人権の重要課題を念頭に、近年の社会情勢を鑑みつつ過去の受講者アンケートや当センター自主事業で実施した人権講座などの実績等を参考にしながら法務省と協議しテーマ及び講師の選定を行った。</p> <p>“外国人に対する人権侵害”や13人に1人と言われている“性的マイノリティ（LGBT）の人々に対する人権問題”などの社会的関心が高いテーマについては、地方公共団体職員として正しい知識を持つことが肝要であることから、外国人の人権は全会場、性的マイノリティの人権に関する講義は性的指向、性同一性障がいを各1講義設定することができた。</p> <p>特に性的マイノリティに関しては受講者の関心がひときわ高く、多くの受講者から参考になったという感想が挙げられた。</p> <p>(3) 研修会の受講者を募集するにあたり、昨（平成26）年度に引き続き1講義から参加を受け付けることにした。この方法を取り入れたことにより、多忙な地方公共団体職員にとって、業務のスケジュール調整がしやすくなったと好評を得ているため、受講形態に幅を持たせることは重要である。</p> <p>(4) 本研修会のアンケート集計結果を見ると、「今後もこのような研修会をおこなうべきか」という問いに対し、「行うべき」と答えている受講者は、東京会場が96%、広島会場100%、京都会場96%と、受講者のほぼ全員が人権研修の必要性を高</p>

自己評価	<p>く評している結果となったことは、今後も継続して実施する意義のある事業であることが伺える。</p>
課題等	<p>(1) 講師の選定にあたっては、受講者から、現場で実際に活動を行っている講師の講義を希望する声が寄せられているため、今後とも、知識一辺倒ではなくより幅広く専門的な取組を実践している講師を発掘する必要がある。</p> <p>(2) カリキュラムの構成については、時宜に則したテーマと基本的な課題のバランス配分を考慮し、講師を選定にするにあたりその点を留意しながら行う必要がある。</p> <p>(3) 会場選定については、アクセスの利便性の面や三会場の開催地が近くなりすぎないようにするなどの配慮が必要である。 北海道や東北地方からの受講者は少数であるものの、東北地方での開催を望む声も寄せられている。北海道、東北地方からの受講を促すための工夫が必要だと思われる。</p> <p>(4) 会場によって受講者数に偏りがみられるため、均等に多くの参加が得られるよう開催場所、開催時期、募集告知時期について考慮する必要がある。</p> <p>(5) 啓発スキル向上のカリキュラムは今後も継続する必要があると思われる。</p> <p>(6) 次第に社会的関心が薄れつつある東日本大震災に起因する人権問題に関して、これまで取り上げたことのない福島県内の震災復興への取組について、福島大学が実施している子どもたちへの支援に関する講義を全会場で取り上げた。これにより、各地方公共団体で指導者となる職員に対し、東日本大震災がもたらした様々な人権問題が現在も解消されていないことを再認識してもらうとともに、地方公共団体や個人でできる支援などを考える機会を提供できたことは大きな成果であり、今後も継続していく必要があると思われる。</p>
委員会評価	<p>(1) 評価</p> <p>① 一部の参加型研修（ワークショップ）を除き、本研修会は講義形式（受動的）のカリキュラムで占められているが、受講者が能動的に参加できるようなカリキュラムを増やした方が良いのではないか。</p> <p>② 本（平成27）年度の3会場のカリキュラムを見ると、女性の人権に関するものが3会場を通して1枠のみであり、少なすぎる印象を受ける。 社会的に女性の社会進出やダイバーシティ（性別や年齢、人種、国籍、宗教、文化、障がいの有無等に関係なく、多様な人材を積極的に活用しようという考え方）が注目されている中で、企業における研修などでは、これらをテーマにしたものは非常に関心が高く、受講希望者も多いと聞く。女性の人権に関するカリキュラムの数が少ないということは、社会的関心が高いテーマをおろそかにしているという印象も受ける。 その他の人権課題も含め、カリキュラムのバランスをうまく取る必要がある。</p> <p>③ 3会場・全カリキュラムのレジュメ等を一冊にまとめたテキストを作成し、受講者に配布していること自体は非常に良いと思う。</p> <p>④ 研修会場において、法務省や人権センターが制作した各種資料のサンプルを配布したり、展示したりすることは、受講者にとって有益な情報となる。今後も継続して欲しい。</p>

(2) 提言

- ① 本研修会の会場は、ここ数年は、首都圏（東京）、関西圏、それ以外の地域（東海、中国、九州、東北での開催実績あり）の3つのエリアで開催されている。

これは、交通の利便性や宿泊施設の確保のしやすさや会場の条件面、そして一定以上の受講者数が確保される要件を満たすエリアにおいて会場を設定しているようだが、それでも物理的な距離の問題や予算の確保の難しさ等から出席が困難な自治体があると考えられる。

そこで、一定以上の受講者数の確保が重要であることも理解できるが、これまで本研修会の会場として想定されたことのなかったエリアでの開催も視野に入れてはどうか。

- ② 本研修会の東北や北海道での開催を検討すべき。

東日本大震災と人権がテーマのカリキュラムが全ての会場に設けられていることから、東北での開催は盛り込むべきであると考えます。

本研修会は、全国の地方公共団体の人権教育・啓発担当部署の職員等が受講するものであり、東北における東日本大震災の実情や北海道におけるアイヌの人々の実態など、開催地域の特性を生かして魅力ある研修会を組み立ててみてはどうか。

- ③ ここ数年のカリキュラムを見ると、一部参加型研修（ワークショップ）の要素は含まれているが、ほとんどが講師の話を受講者が聴く講義形式の要素で占められている。

開催地の特性を生かしたフィールドワークや初日や最終日に受講者同士でのグループディスカッション（問題提起や全体のまとめの位置付け）、人権啓発の手法などのスキル向上のための要素、取組事例発表などの、受講者のそれぞれの現場で役に立つ要素を多く盛り込むことができないか。

特に、研修全体のまとめの位置付けであるグループディスカッションは、盛り込むべきであると考えます。

場合によっては、日程やカリキュラムの構成等を根本的に見直すことも必要ではないか。

※ 過去、いずれの要素も実施していた実績はあり。

- ④ 3会場・全カリキュラムのレジュメ等を一冊にまとめたテキストを作成し、受講者に配布していること自体は非常に良い。

しかし、一つ一つのレジュメを見ると、箇条書きの項目のみで数行しかない物もあれば、詳細まで書き込まれた物、プレゼンテーション用の投影画面を出力した物と、内容の充実度にかなりバラつきがある。数行しかないような簡素なレジュメの場合、研修後に受講者が研修を企画・実施しようとした場合に、参考資料としては使えない物になってしまう。

今後、研修会等におけるレジュメ等をまとめたテキスト作成の際には、講師に詳細なレジュメや関係資料を作成・提供してもらうよう、最初から依頼するように働きかけるようにすべきである。

- ⑤ レジュメ等の受講者向け配布資料を制作する際は、表紙の紙の色を白ではなく、色付きのものにした方がよい。経費節減等の観点から、配布資料の表紙も本文も白い用紙で印刷（コピー）で済ませることも見受けられる。

しかし、研修会後に資料を持ち帰った際に、机の上などで、他の資料に紛れ込んで、所在不明になってしまうことも多いため、表紙だけでも色付きのものにすべきである。

<p>委員会 評価</p>	<p>また、表紙の色を決めるにあたっては、研修会の主催機関をイメージする色や（企業であれば）コーポレートカラーを採用したり、開催頻度が高いものについては、年度や会場ごとに色を変えたり、逆に統一するなど、研修後の資料活用の面での利便性等も考慮するなどの配慮が必要であると考えられる。</p>
-------------------	--

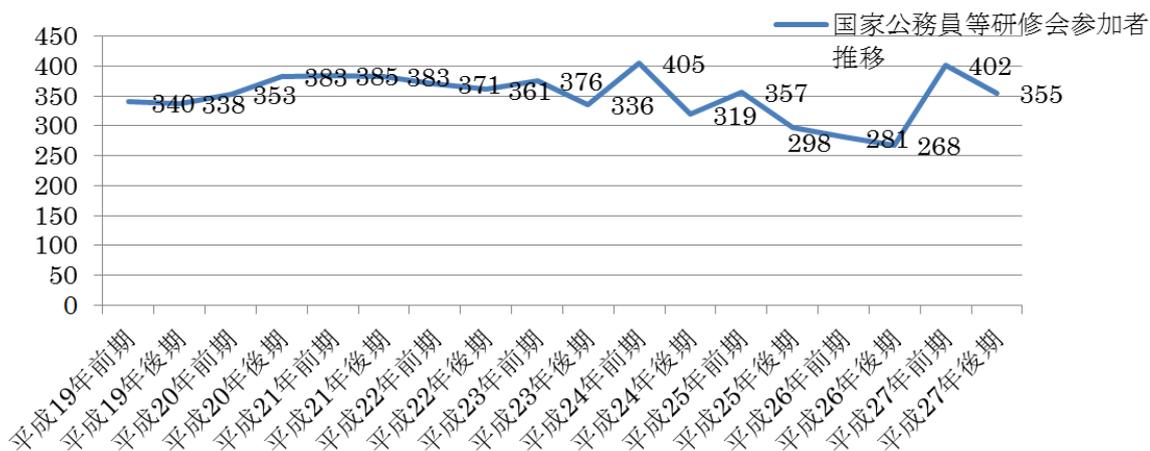
事業名	10 人権に関する国家公務員等研修会
事業目的	平成 14（2002）年に政府が閣議決定した「人権教育・啓発に関する基本計画」の趣旨に沿い、日常業務を適切に執行する上で人権尊重への理解、認識、造詣を深めてもらうことを目的に開催する。
実施の基本方針	<p>(1) 人権教育・啓発に関する基本計画では、第4章・3「人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等」において、「研修等の取組が不可欠」であり、「人権にかかわりの深い特定の職業」の一つとして「公務員」を挙げていることから、国家公務員等に対し、同計画の趣旨に沿った人権研修の機会を提供するものとして本研修会を開催する。</p> <p>(2) 上記趣旨から、対象は各府省庁の本省職員（外局及び付属機関を含む）及び所管の特例民法法人、独立行政法人等の職員とする（各府省への参加依頼は法務省人権擁護局が行う）。</p> <p>(3) 本研修会は毎年同様の趣旨で実施しているものであるが、直近の人権をとりまく状況を考慮しつつ、国が掲げる人権の重要課題や、社会的関心の高いものなどといった複合的な視点を考慮し、時宜に則したテーマ選定を行う。</p> <p>(4) 講師の選定にあたっては、内容の専門性、講義の分かりやすさ等とともに、政治的・思想的な中立性に十分に配慮する。 また講演と併せ、効果的な人権啓発映像作品を上映する。</p>
実施結果	<p>1. 前期</p> <p>(1) 日時： 平成 27（2015）年 9 月 8 日（火） 13:30～16:00</p> <p>(2) 場所： ニッショーホール（日本消防会館）（東京都港区）</p> <p>(3) 内容：</p> <p>① 講演： 演題「性的マイノリティと人権」 講師： 日高 庸晴（宝塚大学看護学部教授、厚生労働省エイズ動向委員会委員、日本思春期学会理事）</p> <p>② ビデオ上映 作品： 「あなたが あなたらしく生きるために 一性的マイノリティと人権一」（法務省委託／平成 26（2014）年度制作）</p> <p>(4) 受講者数： 402 人（出席率 83.9%） ※ 事前申込者数： 479 人</p> <p>2. 後期</p> <p>(1) 日時： 平成 28（2016）年 2 月 10 日（水） 13:30～16:00</p> <p>(2) 場所： ニッショーホール（日本消防会館）（東京都港区）</p> <p>(3) 内容：</p> <p>① 講演： 演題「インターネットを悪用した人権侵害の現状と課題」 講師： 吉川 誠司（WEB110 主宰、一般財団法人インターネット協会インターネット・ホットラインセンター長）</p> <p>② ビデオ上映 作品： 「あなたに伝えたいこと」 （兵庫県・（公財）兵庫県人権啓発協会／平成 27（2015）年度法</p>

実施結果

務大臣表彰受賞作)

(4) 受講者数：355人（出席率81.8%） ※ 事前申込者数：434人

〔参考〕 国家公務員等研修会参加者数の推移



自己評価

- (1) 実施時期、会場については、委託元である法務省と協議した上で、前期は例年どおり9月、後期は2月上旬に開催日を設定した。これは、昨（平成26）年度の国家公務員等研修会後期のアンケート集計において2番目に希望が多かった開催月であり、国家公務員等の研修時期としては、適切であったと思われる。
- (2) 会場については各府省庁から徒歩で20分程度の範囲であり、収容人数も十分満たしているほか、借料等も安価であることなどから最適の会場であると思われる。
- (3) 前期の研修会については、平成26（2014）年度に法務省が作成した人権啓発ビデオ「性的マイノリティと人権」の監修及び解説者である宝塚大学看護学部の日高教授に、年々社会的関心が高まっている性的マイノリティの人々に関する現状について、国連のキャンペーン映像の紹介や厚生労働省の調査結果などの具体的な数値を使用した講演に加え、人権啓発ビデオ「あなたがあなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」を上映したことは性的マイノリティ（LGBTQ）の人権に対する気付きと理解をより深める効果があったと思われる。
- (4) 前期のアンケート集計では、受講者の96%から参考になったという声が得られたが、研修会以前においては性的マイノリティ（LGBTQ）の人権に関して興味が無かった、という声が多数上がっており、国の行政を担う国家公務員に対する人権意識の向上を推進するため、本研修の意義を感じるとともに、今後も継続的な人権研修の必要性を大きく感じた。
前期で時宜に則したテーマとして性的マイノリティの人々の人権を取り上げたことは大きな成果だったと思う。
- (5) 後期の研修会については、一般財団法人インターネット協会インターネット・ホットラインセンター長を務める吉川誠司さんを講師に迎え、近年大きな社会問題と化しているインターネットを悪用した人権侵害の中でも、青少年に深く関わりのあるインターネット上のいじめや問題行動などをテーマに豊富な事例に基づいた講演を行った。
また、講演後に上映した人権啓発ビデオ「あなたに伝えたいこと」（平成26年兵庫県・（公財）兵庫県人権啓発協会作成）の中には、インターネットを使った誹謗中傷の場面があることから、講演とビデオ上映の相乗効果によって、受講者の

<p>自己評価</p>	<p>理解はさらに深まったと思われる。</p> <p>(6) 後期のアンケート集計では、受講者の大半から参考になったという回答が得られた。現在、子どもたちがおかれているインターネット環境について、「初めて、子どもたちを取り巻く環境が危険であることを知った」という感想が数多く寄せられた。</p> <p>いまやインターネットは国民の生活に欠かせないツールになっていることから、インターネットが持つ危険性について現状を把握するための人権研修を今後とも継続的に実施する必要があると思われる。</p> <p>今回は主に青少年に関わりの深い事例を紹介したが、インターネットを悪用した人権侵害は、幅広い年齢層に関わる問題であるため、繰り返しいろいろな角度から取り上げる必要のあるテーマだと考えられる。</p>
<p>課題等</p>	<p>(1) 本研修会は受講者の多忙な業務を調整の上参加してもらうため、国家公務員として個々人の人権意識の向上が行政サービスの向上へと繋がることの重要性を理解してもらうことが大切である。そのためには時宜に則した研修テーマや内容を提供し、国家公務員としての知識、スキルアップに繋がる研修となるよう工夫・改善することが必要である。</p>
<p>委員会 評価</p>	<p>(1) 評価</p> <p>① 本（平成 27）年度は、性的マイノリティ（前期）とインターネット（後期）という、いずれも現在社会的関心が非常に高いものであり、テーマ設定が良い。</p> <p>特にインターネットに関する問題は非常に多岐にわたるため、国家公務員のみならず、あらゆる組織に属する人々への教育・啓発が必要なものである。</p> <p>② 本研修会は、ビデオ上映と講演の大きく 2 つの要素で構成されており、受講者にとっては、取り上げるテーマを理解するためには分かりやすい内容となっている。</p> <p>しかし、地方公共団体や企業等を指導する立場にある国家公務員等にとって参考となる、様々な団体における人権に関する取組など、生きた実践事例的な要素が含まれていないという印象を持つ。</p> <p>(2) 提言</p> <p>① 本研修会は、現状、ビデオの上映と講義形式の講演で構成されているが、取組事例の発表の要素を盛り込むことができないか。</p> <p>※ 時間的な制約から、ビデオ上映又は講演の時間を事例発表と差し替えることしかできないと想定される。</p> <p>※ 国家公務員等の執務時間内を割いて会場に足を運んでもらう形であるため、研修会の時間としては、2.5～3 時間程度が上限であると判断している。もっと時間枠を拡大し、参加にあたって、強制力のある形にできないか。</p> <p>② 本研修会において、受講者から講師に対する質問を現在は受け付けていないとのことだが、何らかの形で、質疑応答の時間を設けてはどうか。それにより、受講者からの疑問は解消され、理解もより深まると考えられる。</p> <p>③ 研修会開催前に、受講希望者から講演内容に対しての質問を事前に集めておき、講演の中で講師から回答してもらうような構成にしてはどうか。</p>

委員会
評価

質疑応答を受講者が聴いているだけでも、人権啓発に関する気付き等につながるるとともに、参加型要素を含んだ研修になると考えられる。

④ 講演の後に、受講者自身が講義内容と自らの人権意識を振り返ることができる要素を盛り込むことができないか。(受講者同士によるグループディスカッションなど)

⑤ レジユメ等の受講者向け配布資料を制作する際は、表紙の紙の色を白ではなく、色付きのものにした方が良い。経費節減等の観点から、配布資料の表紙も本文も白い用紙で印刷(コピー)で済ませることも見受けられるが、研修会後に資料を持ち帰った時に、机の上などで、他の資料に紛れ込んで、所在不明となってしまうことも多いため、表紙だけでも色付きのものにすべきである。

また、表紙の色を決めるにあたっては、研修会の主催機関をイメージする色や(企業であれば)コーポレートカラーを採用したり、開催頻度が高いものについては、年度や会場ごとに色を変えたり、逆に統一するなど、研修後の利便性等も考慮するなどの配慮が必要であると考えられる。

⑥ 講師による講演部分を、ビデオ撮影し、YouTube「法務省チャンネル」や「人権チャンネル」等に掲載・公開したり、DVD化して貸し出すなどして、来場できなかった人に視聴してもらえるようにできないか。

ただし、単に講義をビデオ撮影してもメリハリのない時間の長い映像となる可能性が非常に高いため、別途映像制作や教材制作の事業として映像を制作した方が、啓発担当者の参考になり、使い勝手の良いものになると想定される。

平成 27 年度 法務省委託事業 評価結果報告書

公益財団法人人権教育啓発推進センター

〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX 芝大門ビル 4F

TEL 03-5777-1802 / FAX 03-5777-1803

<http://www.jinken.or.jp>

人権ライブラリー ※公益財団法人人権教育啓発推進センター併設

TEL 03-5777-1919 / FAX 03-5777-1954

<http://www.jinken-library.jp>

YouTube 「人権チャンネル」 <https://www.youtube.com/jinkenchannel>